

令和元年第4回定例会

予算特別委員会会議概要

委員長 渡部 伸 広

副委員長 舘山 善 也

目 次

1 開催日時	1
2 開催場所	1
3 審査案件	1
○出席委員	2
○欠席委員	2
○説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局出席職員の職氏名	3

1 日目 令和元年12月13日（金）

開会	4
開議・審査方法	4
○渋谷勲委員（自民・志政会）	4
1 A o M o L i n k ～赤坂～について	4
答弁 木村文人経済部長	5
意見・再質疑	6
答弁 経済部長	6
要望	7
2 中央卸売市場について	7
委員長の発言	7
再質疑	7
答弁 梅田喜次農林水産部長	7
再質疑	8
答弁 農林水産部長	8
要望	8
3 りんごセンターについて	9
答弁 梅田喜次農林水産部長	9
意見・再質疑	9
委員長の発言	10
答弁 農林水産部長	10
再質疑	10
答弁 農林水産部長	10
4 まちづくりについて	10
委員長の発言	11
答弁 大楯寛之都市整備部長	11
要望	12
5 小・中学校におけるスポーツ活動の取組について	13

答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	13
要望	13
○万徳なお子委員（日本共産党）	14
1 除雪について	14
答弁 長井道隆都市整備部理事	15
意見・再質疑	15
答弁 都市整備部理事	16
要望	16
2 アリーナの調査費について	16
答弁 大櫛寛之都市整備部長	16
再質疑	17
答弁 都市整備部長	17
再質疑	17
答弁 都市整備部長	17
再質疑	18
答弁 百田満経済部理事	18
意見	18
3 教員不足について	18
答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	19
再質疑	19
答弁 教育委員会事務局教育部長	19
再質疑	19
答弁 教育委員会事務局教育部長	19
再質疑	19
答弁 教育委員会事務局教育部長	19
要望	20
4 バス路線（市民バス）（新総合運動公園バス停）について	20
答弁 大櫛寛之都市整備部長	21
再質疑	21
委員長の発言	21
答弁 都市整備部長	22
要望	22
5 マルチ商法対策について	22
答弁 坪真紀子市民部長	22
再質疑	23
答弁 市民部長	23
再質疑	23

答弁 市民部長	23
要望	24
○山本治男委員（自由民主党）	24
1 学校給食について	25
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	25
再質疑	25
委員長の発言	26
答弁 教育委員会事務局理事	26
再質疑	26
答弁 教育委員会事務局理事	26
要望・再質疑	27
答弁 教育委員会事務局理事	27
再質疑	27
答弁 教育委員会事務局理事	27
再質疑	28
答弁 教育委員会事務局理事	28
要望	28
休憩	29
再開	29
委員長の発言	29
○中村美津緒委員（市民の声あおもり）	29
1 新市庁舎の物品入札について	29
答弁 能代谷潤治総務部長	29
再質疑	30
答弁 総務部長	30
再質疑	30
答弁 総務部長	30
再質疑	31
答弁 総務部長	31
要望・再質疑	31
答弁 総務部長	31
再質疑	32
答弁 総務部長	33
再質疑	33
答弁 総務部長	33
再質疑	34
答弁 総務部長	34

意見・再質疑	34
答弁 総務部長	35
意見・再質疑	35
答弁 総務部長	36
要望・再質疑	36
答弁 総務部長	37
再質疑	37
答弁 総務部長	37
意見・再質疑	38
答弁 総務部長	38
再質疑	39
答弁 総務部長	39
要望・意見	39
○木下靖委員（市民クラブ）	40
1 除排雪事業について	40
答弁 長井道隆都市整備部理事	40
再質疑	41
答弁 都市整備部理事	41
再質疑	41
答弁 都市整備部理事	41
要望	42
2 浜田小学校放課後児童会について	42
答弁 舘山新福祉部長	42
再質疑	43
答弁 福祉部長	43
再質疑	43
答弁 福祉部長	43
3 指定避難所における特設公衆電話について	44
答弁 山谷直大総務部理事	44
要望	45
○軽米智雅子委員（公明党）	45
1 屈折検査機器の導入について	45
答弁 浦田浩美保健部長	45
再質疑	46
答弁 保健部長	46
要望	47
2 ハザードマップのカラーバリアフリー化について	47

答弁	梅田喜次農林水産部長	47
〃	長井道隆都市整備部理事	48
〃	山谷直大総務部理事	48
再質疑		49
答弁	農林水産部長	49
再質疑		49
答弁	山谷総務部理事	49
再質疑		50
答弁	山谷総務部理事	50
要望・再質疑		50
答弁	山谷総務部理事	50
再質疑		50
答弁	山谷総務部理事	50
要望		51
○山脇智委員（日本共産党）		51
1	下水道整備について	51
答弁	八戸認環境部長	51
意見・再質疑		52
答弁	環境部長	52
要望		52
○小豆畑緑委員（自由民主党）		53
1	市営バスについて	53
答弁	赤坂寛交通部長	53
再質疑		53
答弁	交通部長	54
再質疑		54
答弁	交通部長	54
要望		54
○藤田誠委員（市民の声あおもり）		54
要望		55
1	公文書管理について	55
委員長の発言		55
答弁	能代谷潤治総務部長	55
要望・再質疑		56
答弁	総務部長	56
要望		57
2	市民病院の働き方改革について	57

答弁 岸田耕司市民病院事務局長	57
再質疑	57
答弁 市民病院事務局長	58
要望・再質疑	58
答弁 市民病院事務局長	58
要望	59
休憩	60
再開	60
○竹山美虎委員（市民クラブ）	60
1 自主除排雪活動支援事業について	60
答弁 長井道隆都市整備部理事	60
再質疑	61
答弁 都市整備部理事	61
要望	62
2 通学区域再編事業について	62
答弁 成田一二三教育長	62
意見・再質疑	63
答弁 教育長	63
要望	63
3 浅虫ダム線道路整備事業用地取得に係る調停及び訴訟委任 について	64
答弁 長井道隆都市整備部理事	64
要望	65
○山本武朝委員（公明党）	65
要望	65
1 青森圏域連携中枢都市圏について	65
答弁 小川徳久企画部長	65
要望・再質疑	66
答弁 企画部長	66
要望	67
2 「ヘルステックを核とした健康まちづくり」事業の 実証プログラムについて	67
答弁 岸田耕司市民病院事務局長	67
要望・再質疑	68
答弁 市民病院事務局長	69
要望	69
3 信号機のない横断歩道での一時停止について	69

答弁 坪真紀子市民部長	70
要望・再質疑	71
答弁 市民部長	71
意見・要望	72
○館山善也委員（自民・志政会）	72
1 市営バスについて	73
答弁 赤坂寛交通部長	73
再質疑	73
答弁 交通部長	73
要望・再質疑	74
答弁 交通部長	74
要望・再質疑	74
答弁 交通部長	74
再質疑	75
答弁 交通部長	75
再質疑	75
答弁 交通部長	76
要望	76
2 合葬墓について	76
答弁 坪真紀子市民部長	76
要望	76
3 市民プールでの水球競技について	77
答弁 百田満経済部理事	77
再質疑	77
答弁 経済部理事	78
要望	78
4 古川跨線橋下のトンネル内の凍結対策について	78
答弁 長井道隆都市整備部理事	79
要望	79
5 国道7号沿いの歩道融雪について	79
答弁 長井道隆都市整備部理事	79
要望	80
散会	80
2日目 令和元年12月16日(月)	
開議	81
○大矢保委員（自由民主党）	81
1 地方創生推進交付金について	81

答弁 小川徳久企画部長	81
要望	81
2 縁石について	81
答弁 長井道隆都市整備部理事	82
要望	82
3 部活動指導者の人材バンクについて	82
答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	83
要望	83
4 ふるさと納税について	83
答弁 坪真紀子市民部長	84
要望・再質疑	84
答弁 市民部長	84
5 スポーツ広場について	84
答弁 百田満経済部理事	85
意見・要望	85
6 大野南地区土地区画整理事業について	86
答弁 大櫛寛之都市整備部長	86
再質疑	86
答弁 都市整備部長	86
要望・意見	87
7 青森市斎場について	87
答弁 坪真紀子市民部長	87
意見・再質疑	88
答弁 市民部長	88
要望	88
8 バス事業について	88
答弁 赤坂寛交通部長	88
要望・再質疑	89
答弁 交通部長	89
意見	89
9 青森市病院事業会計について	90
答弁 岸田耕司市民病院事務局長	90
○奈良岡隆委員（市民の声あおもり）	90
1 街路樹の管理について	90
答弁 長井道隆都市整備部理事	90
再質疑	91
答弁 都市整備部理事	91

再質疑	91
答弁 都市整備部理事	91
要望・再質疑	91
答弁 都市整備部理事	91
再質疑	91
答弁 都市整備部理事	92
再質疑	92
答弁 都市整備部理事	92
再質疑	92
答弁 都市整備部理事	93
要望・再質疑	93
答弁 都市整備部理事	93
要望	93
2 青森駅前駐車場について	94
答弁 大楯寛之都市整備部長	94
再質疑	94
答弁 都市整備部長	94
再質疑	95
答弁 都市整備部長	95
再質疑	95
答弁 都市整備部長	95
再質疑	96
答弁 都市整備部長	96
要望	96
○工藤健委員（市民クラブ）	96
1 防災教育について	96
答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	97
再質疑	98
答弁 教育委員会事務局教育部長	98
要望	98
2 世界遺産登録について	98
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	99
再質疑	99
答弁 教育委員会事務局理事	100
要望	100
3 消防行政について	100
答弁 吉本雅治総務部理事	100

再質疑	101
答弁 吉本総務部理事	101
意見・再質疑	102
答弁 吉本総務部理事	102
再質疑	102
答弁 吉本総務部理事	102
要望	102
○丸野達夫委員（自民・志政会）	103
1 補装具交付・修理事業について	103
答弁 舘山新福祉部長	103
要望	103
2 市民病院で導入しているSPDについて	103
答弁 岸田耕司市民病院事務局長	103
要望	104
3 債権回収委託業務について	104
答弁 相馬政人税務部長	104
要望	105
4 災害時における人工透析患者の避難対応について	106
答弁 山谷直大総務部理事	106
要望	106
○村川みどり委員（日本共産党）	106
1 介護保険について	106
答弁 舘山新福祉部長	107
要望	107
2 風しんについて	107
答弁 浦田浩美保健部長	107
再質疑	108
答弁 保健部長	108
再質疑	108
答弁 保健部長	109
要望	109
3 市PTA連合会について	109
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	109
再質疑	110
答弁 教育委員会事務局理事	110
意見・再質疑	110
答弁 教育委員会事務局理事	110

意見・再質疑	111
答弁 教育委員会事務局理事	111
要望	111
4 教育について	111
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	112
再質疑	112
答弁 教育委員会事務局理事	112
再質疑	112
答弁 教育委員会事務局理事	112
再質疑	112
答弁 教育委員会事務局理事	112
意見・再質疑	113
答弁 教育委員会事務局理事	113
意見・再質疑	113
答弁 教育委員会事務局理事	113
再質疑	113
答弁 教育委員会事務局理事	114
再質疑	114
答弁 教育委員会事務局理事	114
再質疑	114
答弁 教育委員会事務局理事	114
意見・再質疑	114
答弁 教育委員会事務局理事	115
再質疑	115
答弁 教育委員会事務局理事	115
再質疑	115
答弁 教育委員会事務局理事	116
再質疑	116
答弁 教育委員会事務局理事	116
要望	116
休憩	118
再開	118
○秋村光男委員（市民クラブ）	118
意見	118
1 陸奥湾の汚染防止について	118
答弁 八戸認環境部長	118
委員長の発言	119

答弁 環境部長	119
再質疑	119
答弁 環境部長	119
意見・再質疑	119
答弁 環境部長	120
意見・再質疑	120
答弁 環境部長	120
要望	121
2 青森駅周辺整備について	121
答弁 大楡寛之都市整備部長	121
再質疑	122
答弁 都市整備部長	122
再質疑	122
答弁 都市整備部長	122
委員長の発言	123
○中村節雄委員（自民・志政会）	123
1 融流雪溝について	123
答弁 長井道隆都市整備部理事	123
要望	123
○藤原浩平委員（日本共産党）	124
1 学校のトイレの改修事業について	124
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	125
再質疑	125
答弁 教育委員会事務局理事	125
再質疑	125
答弁 教育委員会事務局理事	126
再質疑	126
答弁 教育委員会事務局理事	126
要望	126
2 東部市民センターの階段昇降機の設置について	126
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	127
要望	127
3 防災について	127
答弁 山谷直大総務部理事	128
再質疑	129
答弁 山谷総務部理事	129
委員長の発言	130

採決	130
閉会	131

1 開催日時 令和元年12月13日（金曜日）
令和元年12月16日（月曜日）

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 審査案件

議案第146号 令和元年度青森市一般会計補正予算（第4号）
議案第147号 令和元年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第2号）
議案第148号 令和元年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第149号 令和元年度青森市宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）
議案第150号 令和元年度青森市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第151号 令和元年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
議案第152号 令和元年度青森市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議案第153号 令和元年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第154号 令和元年度青森市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第2号）
議案第155号 令和元年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第156号 令和元年度青森市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）
議案第157号 令和元年度青森市病院事業会計補正予算（第1号）
議案第158号 令和元年度青森市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第159号 令和元年度青森市自動車運送事業会計補正予算（第1号）
議案第160号 令和元年度青森市八重菊第二財産区特別会計補正予算（第1号）
議案第161号 令和元年度青森市土橋財産区特別会計補正予算（第1号）
議案第162号 令和元年度青森市金浜財産区特別会計補正予算（第1号）

○出席委員

委員 長 渡 部 伸 広
副委員 長 館 山 善 也
委員 軽 米 智 雅子
委員 万 徳 なお子
委員 山 脇 智
委員 竹 山 美 虎
委員 山 本 治 男
委員 山 本 武 朝
委員 中 村 美 津緒
委員 村 川 みどり
委員 木 下 靖
委員 工 藤 健

委員 小豆畑 緑
委員 藤 田 誠
委員 中 村 節 雄
委員 里 村 誠 悦
委員 藤 原 浩 平
委員 秋 村 光 男
委員 大 矢 保 仁
委員 花 田 明 隆
委員 奈良岡 進
委員 奥 谷 達 夫
委員 丸 野 勲
委員 渋 谷

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

副 市 長 前 多 正 博
浪 岡 区 長 棟 方 牧 人
教 育 長 成 田 一二三
企 業 局 長 中 川 覚
代表 監 査 委 員 杉 田 浩
総 務 部 長 能代谷 潤 治
総 務 部 理 事 山 谷 直 大
総 務 部 理 事 吉 本 雅 治
企 画 部 長 小 川 徳 久
企 画 部 理 事 横 内 修
企 画 部 理 事 加 藤 文 男
税 務 部 長 相 馬 政 人
市 民 部 長 坪 真 紀子
環 境 部 長 八 戸 認

福 祉 部 長 館 山 新
保 健 部 長 浦 田 浩 美
経 済 部 長 木 村 文 人
経 済 部 理 事 百 田 満
農 林 水 産 部 長 梅 田 喜 次
都 市 整 備 部 長 大 櫛 寛 之
都 市 整 備 部 理 事 長 井 道 隆
浪 岡 事 務 所 副 所 長 三 浦 大 延
市 民 病 院 事 務 局 長 岸 田 耕 司
会 計 管 理 者 鈴 木 裕 司
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 長 工 藤 裕 司
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事 佐々木 淳
水 道 部 長 小 鹿 継 仁
交 通 部 長 赤 坂 寛

○事務局出席職員の職氏名

議会事務局次長 齋藤賢剛
議事調査課長 菊池朋康
議事調査課主査 小山隆
議事調査課主査 山内克昌

議事調査課主査 木村結衣
議事調査課主事 北山賢臣
議事調査課主事 高木渉

1日目 令和元年12月13日（金曜日）午前10時開会

○渡部伸広委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案第146号「令和元年度青森市一般会計補正予算」から議案第162号「令和元年度青森市金浜財産区特別会計補正予算」までの計17件の審査方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、審査順序表のとおり、議案第146号「令和元年度青森市一般会計補正予算」から議案第162号「令和元年度青森市金浜財産区特別会計補正予算」までの計17件を一括議題として審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 御異議なしと認めます。

よって、審査の方法は、審査順序表のとおり一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆さんに申し上げます。各委員の発言時間は、予算特別委員会質疑者一覧表のとおり、会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は会派持ち時間内で融通できることになっております。なお、12月11日に開催された本委員会の組織会の終了後に質疑者は20人と確認されております。

また、委員の皆さんには十分審査を尽くしていただく観点から、質疑の際、議案別冊のページ数及び予算の款項並びに質疑の内容を簡単明瞭に述べていただくとともに、議案に直接関係のある内容に絞って質疑されるようお願いいたします。

そして、理事者の皆さんには質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。どうぞ委員並びに理事者の皆さんの特段の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議案第146号「令和元年度青森市一般会計補正予算」から議案第162号「令和元年度青森市金浜財産区特別会計補正予算」までの計17件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、渋谷勲委員。

○渋谷勲委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）自身の不慮の事故によりまして、今回議会、過大に御迷惑をかけていますことを、まず心から、特に市長を初め、理事者の皆さん方にはおわびを申し上げたいなと思っております。

それでは、通告に従いまして、早速ではありますけれども、質疑をさせていただきます。

きたいと思います。

私も初めてではありますけれども、渡部委員長から、是が非でも、いろいろお話もありました。きょうも、ページ数だとか、あるいは何費だとかということで、私も初めて述べたいと思います。

一般会計、7款商工費1項商工費に関連をいたしまして、まず、第1の質疑、これまた大変だな、赤坂。「A o M o L i n k ~ 赤坂 ~」について、これまでの実績、そして今後について詳しく説明をしていただきたいと思います。これについては、前政権下のもとで行われた事項ではありますけれども、私は当時、大反対でありました。そういう観点からひとつ今回、知っている限り、きっちり説明をしていただきたいと思います。以上。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）渋谷委員の「A o M o L i n k ~ 赤坂 ~」のこれまでの実績と今後の方向性についての御質疑にお答えいたします。

「A o M o L i n k ~ 赤坂 ~」は、首都圏との距離を克服し、新たなビジネス機会を創出することを目的に、平成28年3月に東青5市町村が連携して開設したテストマーケティング機能やビジネスサポート機能を有するアンテナショップであります。開設初年度であります平成28年度は、レストラン機能が施設の大半を占めておりましたが、平成29年度に前年度の運営実績を踏まえ、レストラン機能の廃止、物販機能の拡充、週がわりでイベントを展開する52週プロジェクトの実施などの見直しを行い、運営しているところであります。

「A o M o L i n k ~ 赤坂 ~」の運営実績であります。商品取扱品目数は、平成28年度末296点、平成29年度末482点、平成30年度末653点となっており、令和元年度11月末時点においては829点で、前年度同時期と比較し169点増加、前年度同時期比で125.6%となっております。売上額につきましては、平成28年度1833万6000円、平成29年度2011万2000円、平成30年度2744万4000円となっており、令和元年度11月末時点においては1551万1000円で、前年度同時期と比較し152万4000円増加、前年度同時期比で110.9%であり、商品取扱品目数、売上額ともに上昇傾向となっております。

また、平成29年度の事業見直しにより開始いたしました52週プロジェクトについては、東青地域の生産者、事業者等による1次産品及び加工品等の販売促進イベントや郷土芸能のPRイベントなど、平成29年度、平成30年度ともに57件のイベントを開催しており、そのほか首都圏における観光振興イベントと連携した物販の外販を行うなど、積極的に首都圏へ向けたシティプロモーションを展開しているところであります。

「A o M o L i n k ~ 赤坂 ~」につきましては、首都圏における本市を含む東青地域の活動拠点として重要な役割を担ってきたところであります。当該施設の現

行の建物賃貸借契約期間は令和3年1月末日までとなっておりますことから、これまでの事業実績等をフォローアップするとともに、青森圏域連携中枢都市圏の形成に向けた取り組みも見据え、今後の方向性を検討しているところであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 御説明ありがとうございました。

当初、私、国土交通省か総務省かわからないけれども、300万円前後の補助金だと、それも5年間だということで、自分自身は涙をのんで幾らかは賛同した経緯があるんですね。呼び物のレストランだとかいろいろやってみた。その結果が、今の経済部長の答弁のように、すぐやめたとか、そういうことがさまざまあったわけですね。そういう中で、先般の聞き取りの中で、市の物産協会だと。私、注文をつけたのは、これまでの経緯を見た限りは——東青地域の竜飛までですよ。いろいろ試行、模索してやったにしても、私から見れば、何ら首都圏が見詰めるような効果もないわけですよ。恐らく、私は行ったこともないけれども、物産協会一つにしても、果たして、この湾内の——湾内って圏域ですよ。広域ですよ。こういう物産だけを販売しているのかどうか、あるいはいろんな他市のものを販売しているのか、私は多分そうだと思いますよ。そうじゃなくて、やるのであれば、浪岡だって、青森だって、産品がかなりあるわけでしょう。それらに力を入れて、首都圏からの、あるいは周辺からの注文だとか、何一つ私の耳には聞こえてこない。地元紙も何一つ書いたことはない。果たしてこの300万円というものは、ただ補助金絡みの300万円であって、私は決して広域で取り組む、そういう事柄ではなかったのではないかなと、経済部長、私は大変危惧しているのです。

もともとは、経済部長はわかっているとおり、都市センターに、四、五十万円くらいの東京事務所があったわけですよ。それがいつの間にか300万円ですよ。我々個人の企業だったら大変な額なんです。それでも、くどいようだけれども、やった成果の中でいろいろ注文だとか、注目をされる、そういう事柄だったらいいですよ。何もなければいいでしょう。と思いますよ。そこら辺を今後、先ほど来、経済部長の答弁では、年に何回か、何十回か、催事等々もやっている、こういう話を聞いたわけでありませけれども、その辺を、何と言うのかな、もうちょっと詳しくひとつ、果たして「A o M o L i n k ~ 赤坂 ~」が今の状態でいいのかどうか、その辺を含めて経済部長、答弁いいですか。思いだけでいいですので。どうぞ。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 再度の御質疑にお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、「A o M o L i n k ~ 赤坂 ~」は、首都圏へ向けたシティプロモーションや活動拠点として必要であるということは認識しておりますけれども、今後の方向性の検討に当たりましては、必要性はもちろんですけれども、店舗の立地条件であったりとか、渋谷委員御指摘の家賃であったりとか、また

移転する場合はその費用などについても総合的に検討してまいりたいと考えております。

○渡部伸広委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 まず、是が非でもそういう方向性でひとつやっていただきたいと思うし、あるいは市の広報を使って、自分自身個々につくっているものがあつたら、是が非でも参加をしていただくと。物産協会を通してもいいから販売をしていただくとか。今、うちのほうも見本があるわけでしょう、成田教育長の。ああいったやつをやったほうがいいんですって。うまいね、ジュース、最高だ。あれはみんな品種違うんだから。やっぱり個々にでもある程度、「広報あおもり」でも何でももうちょっと、こういう店もあるし、アンテナショップもあるし、是が非でも皆さんの家庭、家計、あるいは小さい会社でもいいから、つくっているものがあれば、是が非でも市のほうに提示していただきたいとか、そういうPR活動もやっぱり私は必要だと思いますよ。ましてや先般の新聞等を見なさい。各都道府県のアンテナショップ、私は決して期待に沿うような都道府県の、あるいは自治体のアンテナショップとは言えないと思いますよ。その辺、十分考えた上で、副市長、賃借料の問題だとか、こういうやつをいろいろ考えつつ、合わなければ店を閉めていただいて、もう1回都市センターに帰るとか、その辺の気構えを持ってひとつ何とか対処していただきたいなど、これは切に要望させていただきます。

続きまして、卸売市場事業特別会計、1款卸売市場事業費1項運営費に関連をして、質疑をさせていただきます。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。農林水産部長。(発言する者あり) 渋谷委員、今、質疑したんですよね。

○渋谷勲委員 うん。市場に関連をして、今後の見通し。

○梅田喜次農林水産部長 おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)中央卸売市場の今後の整備の予定についてということですのでよろしいでしょうか。

[渋谷勲委員「はい」と呼ぶ]

○梅田喜次農林水産部長 お答えさせていただきます。

中央卸売市場は開設から47年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、これまで緊急性や安全性等を踏まえ、優先度を判断し、必要な整備を行っており、今年度は、場内通路の舗装及び青果低温倉庫低温設備の改修を複数年計画により実施しております。

また、令和2年度につきましては、青果低温倉庫低温設備の改修を引き続き行う予定としているほか、青果低温倉庫西側側溝の補修工事、水産増築棟南側屋上の防水改修を検討しているところであり、令和3年度以降の整備につきましては、市場関係者の方々からの御意見をいただきながら、令和2年度に改定を予定している青森中央卸売市場経営ビジョンに基づき、計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 農林水産部長、私もこれまで市場に関しては2回ほど質疑をさせていただいて、今、答弁のように四十七、八年になると。私、第一に思うのは、市場、これは家賃収入でしょう。今の答弁だと、農林水産部長、私が前回やったような、答弁していただいたようなことと何ら変わらないのですよ。50年もなって、農林水産部長、来てわかるとおり、もう地盤ががたがたでしょう。ましてこの冷蔵庫、これはまだ何年になるのですか。機械だから壊れることもあるでしょう。

この市場棟等は四十七、八年になっても今のままですよ。この機械設備なんてどうなのですか、これ。まだ何年にもなっていないでしょう。10年ぐらいになったのか、十二、三年になったのか。これも結構おおよその金額的にも張るわけでしょう。私もよくわかりませんよ。これを要望して建てさせたのは私なんですよ、青果棟についてはね。ただ、これからのいろんなビジョンをつくるにも、何をするにも、ある程度早急に絵を描いてやったほうが私はいいと思いますよ。その辺の建物と違うんですからね、お口悪いけれども。これは家賃収入が入るんですからね。まして今、HACCPだとか、このオリンピックを控えて、近年、ここ二、三年の間にすごいでしょ。これまでのことと相反して変わった事項についてはね。市場自体、今の建物自体が、恐らくや収支すればそぐわないわけでしょう。私はそう思いますよ。ただ、ちょこちょこ手直ししてやるのも、要望があってやるのがいいかわからないけれども、ある程度相対的には絵を描いて、もう既に50年、今来るんだもの。荷受けだとか、あるいは仲卸だとか、あるいは我々八百屋さんだとか、いろんな話を聞きながら、ビジョンなり、絵を描くなり、こういう時期だと私は思いますよ。ここに書いているのは、ただ水産棟の南側だとか、低温倉庫だとか。農林水産部長、これではだめだと思いますよ。もうちょっと具体的に全体図をある程度つかんでいただいて、ビジョンの策定だとか、さまざまなことをしながら、安心・安全な食料を市民の台所に届けるだとか、これはもっとあるわけでしょう。その点についても1回答弁。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

ただいま渋谷委員からいただいた御意見等も踏まえながら、先ほど御答弁したように、令和2年度に改定を予定している青森市中央卸売市場経営ビジョンに基づいて計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 その点については、早急にある程度副市長、市長の承諾をいただきながら、課内でまず検討していただいて、そういったビジョンをつくるなり何なりして、徐々にでいいけれども、少し邁進を、今以上に邁進をしていただければと、

これもまた要望させていただきます。

次は、りんごセンターについて。

一般会計6款農林水産業費1項農業費に関連をして、平成30年度の実績についてまず御答弁をお願いいたします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 渋谷委員のりんごセンターの平成30年度の利用実績についてのお尋ねにお答えいたします。

青森市りんごセンターの平成30年度の利用実績につきましては、収容能力20万箱に対し18万1749箱で、利用率は90.9%となっており、前年度と比較し1万1919箱の増、利用率は6ポイントの増となっております。また、使用料収入7239万1030円と指定管理料5824万8997円の収支差額は、プラス1414万2033円となっております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 農林水産部長、これまでこの冷蔵庫——ガス冷ね——随分市でもって赤字を出していたわけですよ。当初1年はまあまあよかったんだけど、もう次の年から、1300万円、1400万円、ずっと赤字だったわけでしょう。このごろ一、二年、私から見れば、JAそのものも、汗もかいていない、あるいはどこにも呼びかけてもいない。それは何だと思いませんか。きっちりした管理費があるわけでしょう。それがゆえに汗もかいていなかった。責任がないからですよ。私みたいな者でも、その事項を見れば、毎年毎年赤字、そう面倒くさいものじゃないんだ、これ。隣近所の、例えば板柳のりんご市場だとか、弘果本場に行って頭を下げればいいわけでしょう。まして近隣の大規模農家だとか、結構いるんですよ。この間、また電話したら、鶴田、板柳の連中、大規模にやっている方々は、1000箱前後を——どこのガス冷に入れているのかよくわからないですよ。そういう話も往々にして聞いていますよ。やる気なんですよ、これ。担当者のやる気。

それでもって、去年だったかおとしだったか、今回も今の農林水産部長の答弁によれば、まあまあでしょう。包括外部監査が入った。利益は案分しなさいですものね。そこに私は頭にきたね、本当は。当初の契約書を見ましたか。対農協と市のガス冷の契約書。何も守っていないのがあの契約書なんですよ。あれを守っていれば、こんなに赤字にも私はならなかったと思いますよ。例えば野沢の自分たちで使っておった冷蔵庫、いまだにまだ入っているわけでしょう。あれはみんなうそなんです。20万箱も入るさ。ましてあれは30億円ぐらいですか。かかったの。こういうガス冷、地元の要望にお応えしてつくったガス冷が、近年まで毎年毎年赤字というのは、本当に情けないですよ。我々の会社であれば、何百回もひっくり返っていますよ。もうちょっと、ある程度、その課に行ったら、気構えを持ちつつ、区長、職員の方々にもみずから頭を下げてお願いする、私はこれしかないと思いますよ。

あれ、今、農林水産部長、案分の話、答弁しましたか。その辺、何か資料はあり

ますか。あったらお知らせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。農林水産部長。——答弁できますか。

〔渋谷勲委員「わからなければわからないでいい」と呼ぶ〕

○梅田喜次農林水産部長 案分ということですか。

〔渋谷勲委員「収益に対しての案分ですよ。それ、ないんですか」と呼ぶ〕

○梅田喜次農林水産部長 これまでの指定管理者制度における内容といたしましては、指定管理料のほかに、収益というか、市の歳入として、使用料のほうを納めていただいております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 あれ、包括外部監査の指導のもとにやったのは、2年ぐらいになっただんじやないですか、まだ1年ですか。その際の内訳、ある程度出た利益ですよ。それはわかるんですよ。その辺について。わかる範囲内でいいですよ。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 再度のお訪ねにお答えいたします。

青森市りんごセンターにつきましては、今年度から完全利用料金制度に移行しております。利用料金については、公の施設の管理運営に当たって、指定管理者の自主的な努力をしていただくように、市及び指定管理者の会計事務の効率を図るという観点で導入したものですから、具体的には青森市りんごセンターの場合、管理運営に要する経費相当分である支出見込み額から利用料金の収入見込み額を差し引いて算出した指定管理料基準額を市に納入していただくという制度になります。端的に言ってしまうと、使用料で全ての青森市りんごセンターの運営に関する経費を賄っていただくという制度に移行したものであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 渋谷勲委員。

○渋谷勲委員 わかりました。

次に、まちづくりについて。市街化調整区域ですよ。

一般会計8款土木費4項都市計画費に関連して、都市整備部長、今、最もまちづくりにおいては、市街化調整区域、30年前と今とで、私もこれでもたまたま考えるときがあるんですよ。例えば、今私の住んでいる南地区——荒川、高田、野沢だとか、この近辺の人口減少は、先般聞き取りで出していただきましたが、非常に今減少しています。まあ、市内全体で人口は減少しています。あるいはこの上磯地域もそうでしょう。現状によれば、サービス業、例えばガソリンスタンドだとか、あるいはレストランだとか、こういうもろもろでなければなかなか許可にならないわけでしょう。あるいは、農家の方々の長男だとか次男だとか、まあ三男でもそうでしょう。これでは、市の人口減少、経済、私はもっともっと早くビジョンを描いてやるべきだったと思いますよ。うちほうの市政は、このごろも特に人口減少に対して、

市長サイドでもいろいろともろ手を挙げて、我々を指導する、あるいは市民の方々の意見を求める。これは、私は大分市政も不足をしている。その感が否めない。私はそう思っています。たまには立地適正化計画だとか何かをやったとしても、都市整備部長、あなた方がそういう地域を目指してやっているに過ぎない。浪岡だってそうでしょう。何もなかったわけでしょう。おかしくないですか。ただ市街に特化して、中三の区域だとか、あるいはカクヒロの区域だとか、特定の区域しかやっていないわけでしょう。ましてや私、今回初めて都市計画審議会の委員に——何ですかあの説明は。審議会は年に1回か2回しか開かないわけですよ。あなた方の意見より、我々市民を代表する委員の方々が、せっかく委嘱状までよこして、そういう意見を聞きつつやるのが都市計画の審議じゃないんですか。おかしいですよ、私に言わせれば。なっていないですよ。今、人口減少でどうにもこうにもならないわけでしょう。建築指導課の連中もかわいそうですよ。一応、法に基づいてやるんですからね。でも、そこには何かしらあると思いますよ。それを食いとめるためには。例えば、私がいつも言っているように、荒川であれば、青森浪岡線の両端を10メートルなり、20メートルなりをある程度許可しますとか、何らかの手法、施策はないんですか。これはおかしくないですか。私はこの件については、特に声を大にしてこれからも質問させていただきます。だめですよ、今の市政の状態では。私はいつも感じています。今の新町はどうですか。予算から労力からいろんな面でつぎ込んで、その成果がありますか。そのために、旭町の商店会、浪館の商店会、新城ももちろんですけども、松原も、全部死んでしまったでしょう。何でその辺がわからないんですか。ただ、路線を敷いて——あれ、何でしたっけ、前々政権のもとでやったのは。忘れちゃったけれども。（「コンパクトシティか」と呼ぶ者あり）そう、コンパクトシティ。これでもって町が死んでしまったでしょう。都市整備部長、今現在そうでしょう。商店街がありますか。何だかんだと大きい事業だけではなくて、その辺にも目をお配りいただいて、何としてもこの人口減少、県都青森市の責任を持って、多くの市民の方々に市政をもうちょっとわかり合えるように、市でもってこういうふうに努力していますというくらいの市政、施策は欲しいですよ。

都市整備部長、この市街化調整区域についての思い、これをもうちょっと。説明。

○渡部伸広委員長 渋谷委員、今のは市街化調整区域についての思いということではないんですか。

○渋谷勲委員 はい、そうです。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）渋谷委員からの市街化調整区域についてのお尋ねにお答えいたします。

まず、都市計画マスタープランの見直しの状況を含めて御説明させていただきたいと思います。

都市計画マスタープランは、長期的な都市政策の視点に立って、土地利用、都市

施設などの整備方針を明らかにし、都市計画の総合的な指針としての役割を担うものであり、本市におきましては、平成11年に策定いたしました青森都市計画マスタープランと平成15年に策定いたしました浪岡町都市計画マスタープランがあります。

本市の現行の都市計画マスタープランにつきましては、策定から20年近く経過し、プラン策定当時の予測を上回るペースで、人口減少や少子・高齢化が進んでいるなど社会環境が大きく変化してきており、今後の本市のまちづくりにおきましては、これらの社会環境の変化や土地利用の実情に対応した都市機能の立地や公共交通の充実を図る必要がありますことから、平成30年度より、新たな都市計画マスタープランの策定に着手したところであります。

現在の策定状況といたしましては、昨年度、都市計画法に基づき県が実施いたしました都市計画基礎調査における人口分布や土地利用、建物の現況などの調査を踏まえながら、現行の都市計画マスタープランに基づくこれまでの取り組み状況や、都市づくりにおける課題の整理を進めるなど、目指すべき都市像や土地利用の方針などを定める全体構想の骨子の検討を行っているところであります。

都市計画マスタープランの策定に当たりましては、委員からも南部地域の御紹介をいただきましたが、市街化調整区域を含めた各地域の実情を踏まえながら、委員御指摘の地域コミュニティの維持や活性化という観点からも検討してまいりたいと考えております。

○渡部伸広委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 説明ありがとうございます。

やっぱり十分審議を尽くして、このマスタープラン、市街化調整区域を含めた課題、私はこれは大きいものだと思います。というのは、我々も議員間でいろいろ交流はしています。例えば、十和田市だとか五所川原市だとかは、田んぼの中でももっと何でもある程度は建てられます。さあ、うちに来てみなさい、あれはだめこれはだめでしょう。ほとんどだめなんです。だめなものを我々に持ってくるんですけども、もうちょっと——我々この荒川の地域も人がいなくなってしまうよ。

それで、私が今住んでいる地域は、これは失礼な話なんですけれども、売家だとか売地だとか出ると、すぐ買われるんですよ。きょう看板が出れば2日、3日ですぐ決まってしまうよ。そういう状況なんです。だから私は、マスタープランでもビジョンでもいいから、これまでの経緯も踏まえながら聞き取りの間で、職員の方々にお願いしているんです。これは早急にやらなきゃだめですよ。僻地になってしまうよ。上磯も私のところも、あるいは高田だとか細越だとかこの辺も。人がいなくなっちゃいますよ。特に、大矢委員のところは、10人か20人しかいないわけでしょう。(発言する者あり) そうなんですよ。だから、もうちょっと真剣に考えていただいて、この市街化調整区域は。心新たにして、都市整備部長を先頭に頑張っていただきたいなど。次回またこの件についてはやりたいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。以上。

次に、スポーツ活動の取り組みについて、一般会計10款教育費6項保健体育費に関連をして、小・中学校におけるスポーツ活動の取り組みについて答弁をお願いしたいと思います。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）渋谷委員の小・中学校におけるスポーツ活動の取り組みについての御質疑にお答えします。

教育委員会におきましては、小・中学校において、スポーツ活動を通じ生涯にわたって豊かな生活を実現するための資質・能力を育成することが重要であると考えております。

各小・中学校におきましては、発達の段階を踏まえて、器械運動、水泳、表現活動、各種球技、ダンス、武道、さらにはスキーなど、多様な種目のスポーツ活動が行われており、児童・生徒が運動に親しむ資質や能力の基礎を身につけさせております。

また、本市の小・中学校では、平成31年3月に策定されました運動部活動の方針に基づき、運動部活動に積極的に取り組んでおります。小学校では、7種目95の部活動が設置され、408名の顧問、56名の外部指導者が指導に当たっております。中学校では、18種目182の部活動が設置され、327人の顧問、65人の外部指導者が指導に当たっております。各部活動では、種目ごとに行われる大会に参加することで、技能を高め、スポーツをすることの喜びを味わわせております。なお、本年度の中学校体育大会夏季大会では、12種目227名の選手が東北大会に、6種目55名の選手が全国大会にそれぞれ出場を果たし、活躍をしております。

また、本市独自の取り組みとして、モデル校7校において、小学生のための食育チャレンジ・プログラム事業を実施し、体育科の授業に加え、休み時間等にボール投げや長縄跳び、フリスビー、一輪車など、楽しみながら継続的に参加できる運動プログラムを作成し、各学校の実態に応じて特色ある運動習慣づくりを行っており、今後、全小学校で実施する予定としております。

教育委員会では、東北大会及び全国大会出場者への助成並びに少子化に伴う小学校の運動部活動のクラブ化などを通して、これらのスポーツ活動を支援してきたところではありますが、今後も子どもたちの多様なスポーツの機会を提供できるよう、各スポーツ団体等と連携し、よりよいスポーツ環境整備に努めてまいります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 まず、答弁ありがとうございました。

今、先般のラグビーのワールドカップ戦を見れば、あの選手の方々、あるいは多くの外国から来る方々も、日本でのラグビー、施設の面からいろんな面でびっくりしたわけでしょう。たしかそうですよ。あるいは日本でも、勝つことによって国民

が涙を流したり、私はそういうラグビーの試合だったと思いますよ。そして、我々、荒川中学校も130人ぐらいしかいないんですよ。その中で、今、教育委員会事務局教育部長がしゃべったとおり、バレーボールだけれども、東北大会まで行くんですからね。やっぱりこれからは、指導者だとか、今言ったようなコーチだとか、あるいはボランティアで来ていただけるような方々がまだまだ不足していると私は思うし——特にうちの孫あたりも、今、青森西高校に行っているんだけど、それでアーチェリーをやっているんですね。この間もびっくりしました。私に運動場をつくってくれないかって。何するのって言ったら、これからはやりたくてもなかなかやれない、これが今の現在の実情だって、高等学校はと、私にしゃべっていましたよ。まして小学校・中学校、勉強もそうだけれども、このスポーツすることによっての鍛錬というのは、私は勉学にも影響すると思います。だから、子どもたちも、また親たちもそうなんですよ。

私がいつも言うように、県ともうちちょっと、その点では頑張っていたら、多方面から来ていただけるような県都づくり、イコール人口減少に幾らかでも下支えになればいいなという質問は、私はこれまでも再三にわたって言ってきたわけですよ。そういう観点から、広報でも通してそういうコーチの、あるいは定年になっても何もやるものがない人だとかが結構いるらしいんですよ。昔は何々やったとか。そういう方々も、足りないような学校に行っていたら、ボランティアでもいいから、ひとつそういう面での利活用を、私は盛り上げていただければと。そして、せっかく各校、例えばバレーが強いところ、あるいはサッカーが強いところ、さまざまあるわけですよ。それをある程度継続ができるような支援を教育委員会でもしていただけるような体制づくり、私はこれは最も大事だと思いますよ。そういう観点から、まだまだ夢ある子どもたちのために、今以上に、教育委員会事務局教育部長、ひとつ頑張っていたら、先生方をしっかりみっちりコーチしていただいと。あと、やっぱりそういう市の教育委員会のあり方を今後ますますやっていたら、こういうことでお願いをさせていただきます。

委員長、ありがとうございました。

○渡部伸広委員長 次に、万徳なお子委員。

○万徳なお子委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）日本共産党の万徳なお子です。議案別冊令和元年度青森市一般会計・特別会計補正予算、65ページ、いずれも予算に関する説明書のうち一般会計の歳出、5点についてお尋ねしたいと思います。除雪費について、アリーナ調査費について、教育費について、市民バスについて、消費生活センターについて、順次お尋ねしてまいります。

最初は、除雪について。

河川、水路等へ投雪行為が行われているというお話が市民から聞かれます。先日、横内堰の整備に関して相談を受けまして、現地を見に行った折、地元の町会長さん

から、どうも川に雪を投げているらしく、タイヤが流れてきた。どこから流れてきたタイヤか、誰が流したのかということで一悶着あったというようなお話をいただきました。ところが、いつ、どこで、誰が、どのように捨てたタイヤなのかわからない。恐らく雪を捨てたときにまざったのではないかと——これはあくまでも推測ですけれども、投雪行為が2トントラックで行われているところを、何人かが目撃しているというような話も聞きました。これは一般的な話ではありますが、市では、こういった河川、水路等への投雪行為に対してどのような対応を行っているのかお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 万徳委員からの河川への投雪行為の防止対策についての御質疑にお答えいたします。

市では、市、市民及び事業者が雪処理に当たって遵守すべき事項などを盛り込みました青森市市民とともに進める雪処理に関する条例を制定しておりまして、同条例第5条におきまして、市民及び事業者の遵守事項の一つとして、「河川、水路等への投雪により、流水に支障を及ぼさないようにすること」と規定しているところであります。

市では、本条例を踏まえ、雪処理に関する情報とともに、雪処理に関するルールやマナーにつきましても周知しているところであります。主な周知方法といたしましては、1つに、「広報あおもり」やチラシ「パートナーシップでの除排雪」の毎戸配布による周知。2つに、地域の実情に沿った除排雪を実施するため、町会・町内会長を対象に開催しております除排雪調整会議における周知。3つに、子どもたちが冬期間に快適で安全に過ごすために必要なことを知ってもらうなどを目的に小学生を対象として開催している雪学習教室における周知などを行っているところであります。

○渡部伸広委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 条例違反だということを御答弁いただきました。周知に関してはいろいろ御努力いただいておりますが、恐らく大きなトラックで雪を川などに投げている人たちは、悪いということは重々わかっているのでしょうかから、「広報あおもり」に掲載して、その行為がとめられるかどうかというところは、また別の問題だと。ただ、市民全体が監視の目を強くするということでは大事なことはないかと思えます。

それで、情報がもう少し特定できて、この場所からではないかと思われるようなことがあれば、河川への投雪行為は条例違反というような看板を立てておくとか、そういった工夫もできるのではないかなと。これは要望というか、アイデア、意見であります。

2つ目に、雪盛りに関してなんですが、道路が2つ合流する、いわゆるYの字形になった道路に雪が盛られた場合、交通の妨げになって大変危険だということで、

何か所か私のところにも幾つか相談が寄せられるんですが、今回、具体的には1カ所、その典型として取り上げたいと思います。市道青柳橋通り線と市道旭橋通り線が合流する箇所、ここはやはり除雪した雪が盛られているんですが、このような雪盛りに対して、市ではどのように対策、処理していらっしゃるのでしょうか。お示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 除雪による雪盛りの処理についての御質疑にお答えいたします。

幹線道路の除雪作業につきましては、道路形状等により路側や歩道の一部を雪の堆積スペースとして活用しており、特に交差点付近は、除雪作業による寄せ雪のほか、車線確保のための拡幅除雪などによりまして、堆積する雪が高くなる場合があります。そのため、パトロールにより状況を把握し、交通の安全を確保するため、必要に応じて雪盛り処理等により視界を確保するよう努めているところであります。

お尋ねの路線につきましては、除排雪の区分上、幹線と位置づけまして、除雪と排雪を分けて実施しており、御指摘の箇所の雪盛りにつきましては、雪の堆積が交通の支障となる前に処理を行っているというところであります。

今冬におきましても、パトロールによる状況の把握のほか、地域及び除排雪業者と連携を密にしながら、雪の堆積状況を見きわめ、状況に応じた排雪に努めてまいりたいと考えております。

○渡部伸広委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 ありがとうございます。

この場所を一昨日、車で通りましたら、雪が山側のほうに、道路に随分覆いかぶさっている状態で、恐らく雨で——これは私の自己判断ですけれども、雪が降った後、この数日は、今度は激しい雨で雪盛りが崩れて、道路側、歩道側に流れてきたので、そういったこともあり得るわけで、大変歩行者、自動車にとっても危険な状況であったので、このことはすぐお知らせしたならば、対応していただきましてありがとうございます。雪盛りによる事故がないように、ぜひ御尽力をお願いいたします。

続きまして、アリーナの調査費について。

平成30年度と令和元年度の委託業務の内容について、これはこれまでも何人かの議員から質問がされていることですが、改めて業務の内容についてお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大楠寛之都市整備部長 万徳委員からのアリーナの調査費についてのお尋ねにお答えいたします。

青森市アリーナプロジェクトにつきましては、民間事業者の資金やノウハウを活用することにより、効率的で質の高い公共サービスの提供を図ることを目的に、昨

年度、青森市アリーナプロジェクトに係る民間活力導入可能性調査業務を実施し、アリーナの整備や管理運営について検討したところであります。

昨年度の調査業務では、アリーナなどの整備や管理運営に関しまして、全てを公募設置管理制度、いわゆるP a r k—P F Iで実施する場合、P a r k—P F IとD B OまたはP F Iを併用して実施する場合、全てをD B OまたはP F Iで実施する場合の3つにつきまして、活用可能な国の支援制度や民間事業者のリスクなどの観点から比較したところ、P a r k—P F IとD B Oを併用して実施する場合において最も効果が高いと評価されたところであります。

今年度は昨年度に引き続き、公募設置管理制度、いわゆるP a r k—P F Iを初めとする民間活力導入に向けた事業手法及び事業者選定方法の検討をするため、青森市アリーナプロジェクトに係る民間活力導入支援業務を実施しております。主な業務内容といたしましては、民間事業者の募集に必要な実施条件などを定めた募集要項や要求水準書などについて、民間事業者のノウハウを十分活用するための条件設定などの検討、民間事業者を決定するための評価基準の検討、民間事業者と締結することとなる基本協定書や事業契約書の検討及び法令面からの確認などでありまして、民間事業者の募集条件や契約締結に必要な資料の検討及び法的整理など、詳細について検討しているところであります。

○渡部伸広委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 ありがとうございます。

この調査を委託した会社からの報告書を求めれば下さるということで、今、手元に青森市アリーナプロジェクトに係る民間活力導入可能性調査報告書を読んでいる途中なんですけれども、これは来年の3月にも同様の報告書は出されるわけですね。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

現在、実施している業務につきましては、事業者決定までとしており、2カ年の業務として実施をしておりますので、その業務が終了した際には報告書が出てくるということになります。

○渡部伸広委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 ということは、再来年の3月だと。わかりました。

この報告書に基づく質問をまた継続してさせていただくことになると思うんですけども、この調査の委託業務内容には、利用料金など運営に係る検討も含まれているんでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

今年度の業務におきまして、民間活力を導入した場合の市の財政負担やライフサイクルコストの検討を行う上で、現在のカクヒログループスタジアム——青森市民体育館の利用料金を参考とした場合などの収入の試算を行うことは想定しております。

すが、アリーナの利用料金の設定などの運営に係る具体的な実施内容につきましては、民間事業者がノウハウなどを活用しながら検討し、市に提案することとなるものであります。

○渡部伸広委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 利用料金は民間事業者が決めていくということは確認できたわけなんです、この報告書の中にも出ているのですが、アリーナの平常時、イベントがあるときではなく、平常時の年間利用者の見込みなども算定されているのでしょうか。お示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 万徳委員からの再度のお尋ねにお答えいたします。アリーナの平常時の利用者の想定というお尋ねでありました。

アリーナの平常時におけます利用者数の想定といたしましては、カクヒログループスタジアム——青森市民体育館に備えている施設を基本としまして、アリーナに必要な施設として整理しておりますメインアリーナや多目的ルーム、研修室、ジョギングコース、キッズルームなどの各施設の利用者数として推計しております。このうち、メインアリーナ、多目的ルーム、研修室等については、平成28年度のカクヒログループスタジアム——青森市民体育館の利用者数の実績に将来の人口変動や面積増加を加味して利用者数を見込んでおります。また、ジョギングコースにつきましては、盛運輸サンドームのジョギングコースの利用者の半数程度と見込んだほか、キッズルームにつきましては、市内の類似施設の利用者数と同程度と見込んだところであり、これら利用者数の積み上げによって年間約21万4000人と想定したところであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 あくまで算定ということで年間約21万人ということで報告書には書かれていると見ました。

それで、日本共産党はアリーナの計画について計画そのものも見直すべきだと主張していますが、その理由は、国民スポーツ大会の競技が決まっていなくても、利用料金などがどうなるのか、本当にこのアリーナでにぎわいがあるのか、もっと具体的なものが示されないまま進んでいることに対して、さまざまな理由で懸念を表明しているわけです。引き続き、私もこのアリーナの問題については質問していくことをお話しして、次の質疑に移っていきたくと思います。

この予算特別委員会でも日本共産党の村川委員がたびたび質疑している教育費の中の教員不足についてです。

全国的に大変深刻な教員不足が叫ばれていて、都市などでは3桁の教員が足りないということで、授業に校長先生や教頭先生も入らなくてはいけないという実態も言われているんですが、本市の教員不足の現状とその対策についてお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 万徳委員からの教員不足についての御質疑にお答えします。

本市におきましては、令和元年12月11日現在、小学校では4名、中学校では1名の講師が不足している状況にあります。

県費負担教職員の配置につきましては、青森県教育委員会が担っておりますことから、県教育委員会に対して、講師等の補充を依頼したところ、教員を目指す者が減り、教員採用試験受験者数が減っていること、また、講師を希望する者の数が減っていることなどから、講師等を補充できない状況にあるとの回答を得ております。青森市教育委員会といたしましては、引き続き、県教育委員会に講師等の配置を働きかけるとともに、市教育委員会独自でも講師希望者の情報を収集し、県に情報提供するなど、講師の補充に努めてまいります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 今の御答弁によりますと、講師とおっしゃっていたということは、恐らく正規の教職員は足りているが、非常勤講師の先生が小学校で4名、中学校で1名足りないという御答弁だったのでしょうか。確認させてください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えします。

そのとおりであります。

○渡部伸広委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 足りない分はどのように運営されているのでしょうか。心配です。もしわかったら教えてください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えします。

講師が補充されない場合、校務分掌を調整しながら対応しているということであります。

○渡部伸広委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 調整の仕方というのが具体的なイメージが——ケース・バイ・ケースでしょうから、何とかしているということに尽きるんだろうと思うんですが、全国的なこの教員不足の報道によると、非常勤講師の先生の待遇が、給与面で正規の先生の6割というような報道もありました。それと契約期間が1年だからというのもあって、なかなか応募が少ないというようなことを報道されていましたが、本市ではどのようになっているのでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えします。

臨時講師の給与が正規教員の6割程度というふうなことでお話しされましたけれ

ども、本県におきましては、臨時講師につきましては正規教員の8割程度の給与が支払われているということが現状であります。それから、臨時講師の場合は、1年間を通して勤務する場合がありますし、病休の補助などで先生が出てくるまでの数カ月間だけの勤務をするという場合があります。待遇面については比較してそれほど大きく変わることはありません。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 給料面が約8割、契約期間は数カ月から1年ということで、待遇に大きな違いがないという御答弁でしたが、それは実際にやっつけてくださっている非常勤講師の先生方の声もしっかり聞いていきたいと思うんですけれども、全国的な報道で、なぜ非常勤講師の応募がないかという、やはり契約期間が限られていると。仕事の中身は正規の先生とほぼほぼ変わらないのに、自治体によって、待遇が8割とか、6割とかさまざまなんですけれども、そういったことで大変やりがいがある仕事なんだけれども、その割に大変だ、待遇面が不十分だというようなことを報道で聞いていました。それで、実際、教員不足については、地方分権だからということもあり、文部科学省が今、全国的に何人の先生が足りないのかという実態もわからなくなった、調べなくなった。今、現在、恐らく1200人ほどではないか、もっと多いんじゃないかとか、いろいろ言われているんですが、文部科学省としての調べ、調査報告がされていないというのがやはり現状を認識しない、解決に向かわない一つの足かせになっていると思いますので、まずは機会がありましたら、ぜひ文部科学省に教員不足の実態調査をきちんとやるように要望していただくようお願いを申し上げます。

それと、教育委員会のほうで実際には採用なども検討していくんだと思うのですが、さきの高知県知事選挙でも選挙の争点として教員不足が言われ、県として学力テストをやめて、教員をふやそうという政策も提言されたということで聞いています。なので、こういった予算をきっちり確保して、何としても教員不足解消へ御努力いただくよう、国にも要請していただくようお願い申し上げまして、この項の質疑は終わらせていただきます。

続きまして、バス路線、市民バスの問題について、特に新総合運動公園前のバス停についてなんですが、市民から新総合運動公園にあるアリーナで、マーチングバンドのイベントがあって、楽しみにして見に行ったんだけど、マイカーを持たない方だったので帰りのバスが限られていて、最後まで楽しむことができなかった。それと同時に、行きも帰りも、地元のもともと使っている人たちとイベントでバスを使う方で、バスがぎゅうぎゅう詰めになったということで、びっくりしていて、せっかくの新総合運動公園へのバスが——市営バスは走っていないですね。それで、このたび、市民バスのほうの時刻表を見ましたら、確かに本数は少ないんです。ここを運行する矢田・滝沢線について、こういったイベント時の来場者の利便

性向上のために便をふやしていただくとか、ダイヤを時間調整していただくなどできないものかお尋ねいたします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 万徳委員からの市民バス、矢田・滝沢線についてのお尋ねにお答えいたします。

市民バスは、市営バスにおいて事業採算性が低いことから維持が困難であった路線につきまして、地域の足として確保していくため、平成23年度から順次、路線再編とあわせて、民間バス事業者への委託による運行を行うこととしたものであり、矢田・滝沢線も市民バスとして民間委託により運行しているところであります。

市民バスの運行に当たりましては、地域で開催した住民懇話会において、当該地域における生活交通のあり方について御理解いただきながら、運行本数や運行ルートなどについて、地域の皆様とともに考え、地域との合意形成の上で運行計画を作成し、進めてきたところであり、矢田・滝沢線につきましても、平成23年から平成24年の間に計6回の住民懇話会を実施したところであります。この住民懇話会における御意見を集約した結果、矢田・滝沢線のうち、上滝沢と青森駅を往復する路線系統及び上滝沢と県立中央病院前を往復する路線系統のダイヤにつきましては、主に通院・買い物利用を中心として設定するとともに、上滝沢と東部営業所を往復する路線系統のダイヤにつきましては、青い森鉄道との乗り継ぎを考慮して、新たに野内駅のバス停を設置し、主に通勤・通学利用を中心として設定したものであります。

このように、現在の市民バスのダイヤは、移行前の市営バスのダイヤを基本としつつ、当時の住民懇話会の御意見を集約した結果、設定したものであることや、現在の運行時刻で御利用いただいている方への影響があることから、増便運行や時間調整につきましては、慎重に検討することが必要と考えておりますが、今後も、現在の利用者の状況や御意見を踏まえながら、利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

○渡部伸広委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 今の御答弁は、通勤・通学、買い物など、日常、住民の方々の御利用をもとにダイヤは設定されているという御答弁でした。確かにマエダアリーナでイベントが行われたときの主催者が臨時便を出すなどすれば、一番いいかとは思いますが、必ずしも——主催者はそれぞれですし、こちらのほうから必ず出せというふうに言うこともできないわけです。それで、これは県の建物なので、例えば県が何とかしようというふうに考えていただくのも大事だったんじゃないかなと思うのです。専ら利用する市民のことを考えて御検討いただければと思うのですが、例えば土日・祝日のイベントが多く開催されるときだけでも臨時便を運行できないかと御要望したいんですが、いかがでしょうか。

○渡部伸広委員長 万徳委員、今のは要望ですか。

○万徳なお子委員 いかがでしょうか。失礼しました。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大樺寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

現在の市民バスのダイヤは、移行前の市営バスのダイヤを基本としつつ、当時の住民懇話会の御意見を集約した結果、設定したものであることや、現在の運行時刻で御利用いただいている方への影響などもありますことから、土日・祝日の臨時便運行につきましても、慎重に検討することが必要と考えております。なお、市民バスは、市営バスにおいて採算性が低いことから維持が困難となった路線について、地域の足として運行しているものでありますので、不定期に発生する新総合運動公園、マエダアリーナなどで行われるイベントに会場される方々の交通手段につきましては、必要に応じてイベントの主催者側において臨時便の運行などを行っているところであります。

○渡部伸広委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 イベントの主催者の側も臨時便を出しているイベントもあるよという御答弁でした。ただ、出していないイベントも現にあったということで、住民の方から何とかならないものかという声が寄せられたので、前向きにその辺は検討していただくよう御要望して、次の質疑は、消費生活センターについてです。

このたび話題になっておりますジャパンライフというマルチ商法に関して調べていましたら、今はもうないようですが、市内にも青森県のジャパンライフの事務所がありまして、当時は大々的に看板がかけられていたようです。それで、県内、市内に被害者がいたのではないかと心配になったわけですが、そこでお尋ねします。

ジャパンライフが問題となりました平成26年度以降、青森市民消費生活センターに寄せられたジャパンライフ株式会社などのマルチ商法被害に関する相談件数をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 万徳委員のマルチ商法対策についてのお尋ねにお答えいたします。

マルチ商法とは、商品やサービスを契約して、次は自分が買い手を探し、次々に販売組織に加入させ、ピラミッド式に拡大させていく商法であります。実際は、販売組織の会員となっても販売成果を上げられず、借金が残って被害者となるだけでなく、みずからが勧誘、販売することで加害者となり、被害を拡大させるなど問題が起りやすい取引形態であります。

青森市民消費生活センターに寄せられた、いわゆるマルチ商法に関する被害の相談件数は、平成26年度5件、平成27年度9件、平成28年度8件、平成29年度15件、平成30年度13件、今年度は11月末時点で8件であります。

お尋ねのジャパンライフ株式会社は、家庭用永久磁石磁気治療器の連鎖販売に関し、特定商取引法違反などで消費者庁から業務停止命令処分が行われ、事実上倒産

状態に陥り、その後破産手続の開始決定を受け、現在は破産手続中であります。青森市民消費生活センターに寄せられた同社に関する平成26年度以降の相談件数は、平成26年度1件、平成29年度5件の合計6件であります。

○渡部伸広委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 こうしたマルチ商法の被害を防ぐために、市ではどのような取り組みを行っているのかお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 マルチ商法被害を防ぐための市の取り組みについてお答えいたします。

市では、消費者からの事業者等に対する苦情や相談などに的確に対応するため、駅前庁舎1階に青森市民消費生活センターを設置し、専門資格を有する消費生活相談員が契約トラブルや悪質商法等に関する相談を受け、解決のための助言やあっせんなどを行っております。

同センターにマルチ商法に関する相談が寄せられた場合には、相談者が契約書面を受け取った日を含め20日以内であれば、一方的に契約を解除できるクーリングオフ制度の説明を行い、手続方法を助言しております。また、被害の回復が困難であることが予見される場合には、弁護士や警察への御相談をお勧めしております。

このほか、消費者被害を未然に防止するため、実際に消費生活センターに寄せられた相談事例と対応方法を回覧板により全世帯に周知するとともに、消費生活出前講座の中でも、クーリングオフ制度や実際の相談事例を紹介し、広く市民に情報提供を行っております。また、マルチ商法の特徴として、本来の目的を隠して勧誘が行われることが多いこと、友人や親類などの身近な人からの勧誘で断りにくい傾向があること、当分の間は契約どおりに配当が支払われることで、信用してしまい投資額が拡大しているケースが多いことなどが挙げられることから、これらを具体的に記載した注意喚起チラシを作成し、啓発しております。

加えて、平成29年度から、高齢者等が地域で安心して暮らすことができるよう青森市相談窓口紹介ネットワークを構築しております。この取り組みは、高齢者等に身近な民生委員・児童委員や町会長、地域包括支援センター、在宅介護支援センターの御協力を得て、支援活動の中で高齢者等がお困りの際に、消費者ホットラインを初め、適切な相談窓口を紹介いただくものであります。

今後においても、マルチ商法を含め、多様化する消費者トラブルを回避できるよう、さまざまな機会を通じて広報啓発に努めてまいります。

○渡部伸広委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 今は、マルチ商法についての御説明をいただきましたが、関連して、催眠商法に関する相談件数とその対応をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 催眠商法についてのお尋ねにお答えいたします。

催眠商法とは、閉め切った会場に人を集め、日用品などをただ同然で配り、雰囲気盛り上げた後、冷静な判断ができなくなった来場者に高額な商品を契約させる手口であります。青森市民消費生活センターに寄せられた、いわゆる催眠商法に関する相談件数は、平成26年度2件、平成27年度3件、平成28年度はゼロ件、平成29年度1件、平成30年度2件、今年度は11月末時点で1件であります。

青森市民消費生活センターでは、催眠商法に関する相談が寄せられた場合、クーリングオフ期間内であれば、その手続方法を助言し、被害の回復が困難であることが予見される場合には、弁護士や警察への相談をお勧めしております。

また、相談者への対応のほかに、先ほどマルチ商法等に対する取り組みで申し上げましたとおり、消費者被害を未然に防止するため、実際に消費生活センターに寄せられた相談事例などを回覧板や消費生活出前講座で紹介するなどして、市民に情報提供や注意喚起を行っているところであります。

○渡部伸広委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 催眠商法も件数は少ないとはいえ、相談が寄せられているということで、引き続き啓発はお願いしたいと思います。

私、相当前ですが、東京に行ったときに冷やかして、この催眠商法をやっている会場に入ってみたことがあります。路上でタッパーを配っていて、もっといいものを差し上げますから、こちらへどうぞということで友人と3人で中に入りましたら、パイプ椅子が20脚から30脚ぐらい並べてありまして、前のほうの高い位置に先の方が立って、高い声でいろんなことをどうですか、ああですかと聞いていくことに対して、参加した高齢の男性や女性が手を挙げたり、唱和したりしていくわけなんですけれども、そこで変なのと私たちが首をかしげていたら、あなたたち出ていきなさいということで名指しされて出ざるを得なかったわけです。そうやって、サクラもいるということでしたけれども、従順な素直な方だけ残されて、最後には高額な布団などを買わされると聞きました。市内でも、ここの怪しい場所が会場になっているのではないかということを見かけたりするので、ぜひリアルな実態を周知していただいて、被害防止に努めていただきたいと思います。

ジャパンライフの問題も、去年の毎日新聞で、県内の被害者の被害実態が報道されていましたが、これはなかなか捜査にかかわることだから言っちゃいけないとか、何かいろいろと制限があるようですけれども、引き続き、ジャパンライフの被害がなぜこれだけ長期化して、拡大していったかということは、国会でも追及されることだと思いますが、市内でも注意喚起は引き続き行っていただくよう要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○渡部伸広委員長 次に、山本治男委員。

○山本治男委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）自由民主党、山本治男です。

10款教育費6項3目、学校給食について質疑したいと思います。

先日テレビを見ていましたら、全国学校給食甲子園というのが報道されておりました。出ている作品を見れば、全国のおいしそうなお給食がいっぱい出ていたので、青森でもこういう給食が出ればいいなと思いながら見ておりました。

数年前に私も給食というのはどういうものかと思って食べさせてもらったことがありますけれども、どうも私の口には青森の給食は合いません。あつたかくない、冷たいわけでもない、ぬるい感じで、中途半端な感じですね。味も中途半端な感じで、私の口には合いませんでした。

ですが、青森は食材に関しては、北海道と並ぶくらい全国でも一、二を争うようなすばらしい食材が、海の幸、山の幸、いっぱいあると思うんですね。それなのに、ああいう給食にもっと使ってほしいなと思って、今回給食について質疑したいと思いました。

それで、今は、多分私が食べたころと違って、給食センターでしっかりとおいしいものをつくっていると思うんですが、小・中学校の学校給食における食べ残しの量とその後の処理についてどのようにしているのか、過去3年間についてお知らせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 山本治男委員の本市の学校給食センターにおける過去3年間の食べ残しの量とその後の処理についての取り組みについての御質疑にお答え申し上げます。

本市の学校給食センターは3施設ありますけれども、過去3年間の食べ残しの量につきましては、平成28年度は、小学校給食センターは約142トン、中学校給食センターは約122トン、浪岡学校給食センターは約3トン。平成29年度は、小学校給食センターは約133トン、中学校給食センターは約115トン、浪岡学校給食センターは約9トン。平成30年度は、小学校給食センターは約117トン、中学校給食センターは約112トン、浪岡学校給食センターは約9トンとなっております。

教育委員会では、食べ残しの後処理として、専門業者に依頼して大部分は堆肥化し、希望する小・中学校へは提供するという取り組みを行っております。

学校給食は、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、児童・生徒の健康の増進などを図るとともに、望ましい食習慣を身につけさせようとするものであります。そのため、学校給食で適切な栄養量を摂取するためには、食べ残しを少なくすることが重要であると考えており、今後も食べ残しが減るよう、児童・生徒や学校関係者の意見を伺いながら献立を工夫するなど、魅力ある学校給食の提供に努めてまいります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 山本治男委員。

○山本治男委員 ありがとうございました。

小・中学校、毎年100トン以上。この量が多いのか少ないのかがちょっとわかりませんけれども、私としては、ちょっとイメージが湧きません。100トンというのは相当な量だと思いますね。これは聞き取りのときに聞いたんですけれども、肥料として使っているんですよね。

○渡部伸広委員長 山本治男委員、質疑は何ですか。

○山本治男委員 これは肥料として使っているんですよねという。

○渡部伸広委員長 使っているんですよねという確認ですか。

○山本治男委員 確認です。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 堆肥化したものを肥料として使っているのかという再度の御質疑にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、教育委員会では食べ残しの後処理といたしましては、専門業者のほうに依頼して大部分を堆肥化しているということをしておりまして、希望する小・中学校にはその肥料となったもの、堆肥化したものを提供するという取り組みを行っているところであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 山本治男委員。

○山本治男委員 わかりました、ありがとうございます。

堆肥化した肥料ということは、花壇とかそういうのに使っていると思うんですけれども、有効利用されているということで安心しました。

それで、先ほども言いましたけれども、青森のおいしい食材を使っていると思うんですけれども、全国でも食育に関しては非常に注目が集まっていて、地産地消の取り組みについてお知らせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 地産地消の取り組みについての御質疑にお答えいたします。

本市の学校給食における食材につきましては、まず市産品の食材を優先して、市産品で賄えないものについては県産品の食材を、そして県産品で賄えないものにつきましては国内産の食材を活用するなど、市産品・県産品の活用を努めているところであります。

過去3年間の本市の学校給食における市産品・県産品の使用割合である地産地消率につきましては、重量ベースで、平成28年度は64%、平成29年度は64.7%、平成30年度は64.8%となっております。

具体的には、本市の学校給食における米やリンゴは市産品を、パンの小麦や牛乳は県産品を活用しております。また、食育月間である6月と11月には、ふるさと産品給食の日を設けまして、陸奥湾でとれたホタテを使ったみそ汁や、県内でとれたサバを使ったサバみそ煮などを献立に取り入れているところであります。

教育委員会では、地産地消の取り組みを推進することにより、学校給食を食に関する指導の生きた教材として活用することができ、食への感謝の念を育むなど食育面での効果が期待できることから、今後も継続して、市産品及び県産品を積極的に学校給食に取り入れてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 山本治男委員。

○山本治男委員 青森県産のものを大体60%以上使っているということで、ちょっと安心しました。本当は100%使えれば最高なんですけれども、それは無理としても、要望として80%ぐらいできるようにお願いしたいと思います。

青森のものを使って今一生懸命やっているのはわかります。給食センターも栄養士なり、管理栄養士なりがいて、栄養バランスを考えながらやっていると思うんですが、全国の体力テストを見れば、青森の場合は小・中学生がちょっと肥満ぎみの子どもが多いというのが出ておりましたので、もう少し考えてやってほしいなと思います。

給食で毎年問題になっているんですが、この給食費の未納者への対応についてはどういうふうに扱っているのか教えてください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 給食費の未納者への対応についての御質疑にお答えいたします。

平成30年度の現年度分学校給食費の収納状況につきましては、本年5月31日時点で、調定額は11億2700万3703円、収入済み額は11億2682万6323円、収入未済額は17万7380円で、収納率は99.98%となっております。

学校給食費未納者への対応といたしましては、未納者に対する文書・電話による催告を継続的に行っているほか、世帯の収入が少なく納入が困難な未納者については、分割納入の相談に応じるなど、きめ細かな対応に努めているところであります。

また、再三の催告に応じない不誠実な対応を繰り返す未納者に対しましては、納税支援課と連携し、強制執行等の申し立てを検討する等の収納対策を行っているところであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 山本治男委員。

○山本治男委員 今定例会で給食費に関して無償化の請願が出されていると思うんですけれども、例えば無償化した場合の市の負担額はどれぐらいになるのか教えてください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 給食費無償化した場合の市の負担についての再度の御質疑にお答えいたします。

今年度の当初予算のベースで申し上げますと、約9億3000万円の新たな財源が必

要となり、無償化を続けるためには、これを毎年使う必要があります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 山本治男委員。

○山本治男委員 市の予算は大体1000億円を超えていますよね。大体1300億円ぐらいですよね。そのうちの約9億3000万円、何%になりますか。100分の1以下ですね。それを捻出できないのかどうか。緊縮財政の折、難しいかもしれませんが、できないならできないというきちんとした理由を理解したいと思いますので、教えてもらえますか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。

学校給食費の関係でありますけれども、学校給食を運営するに当たりましては、学校給食法第11条の経費の負担の規定を基本といたしまして、義務教育諸学校の設置者である市が設置設備の修繕費、光熱費、調理費等の必要な人件費を負担しております。保護者の皆様には給食費として給食に係る食材のみを御負担していただいているというところであります。

先ほど申し上げましたとおりですけれども、平成31年度の当初予算ベースでは9億3000万円程度の新たな財源が必要になるということでありまして、こちらは継続して毎年度必要になってくる経費ということであります。

学校給食の運営につきましてはこのほかに今さまざまな経費を、先ほど申し上げました食材以外にも、光熱水費やさまざまな設備等々で約7億8000万円とか、かなりの経費を負担しております。学校給食は設置者と保護者との協力により円滑に実施されるものでありまして、本市といたしましては、持続可能な財政運営を考慮しますと、やはり保護者の皆様にも適切な負担をしていただくことが必要と考えております。新たに多大な財源負担を生じます学校給食の無償化につきましては、ちょっと難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 山本治男委員。

○山本治男委員 わかりました。新たな財源としては難しいということ。

ちょっと忘れたんですけれども、数年前、それこそさっきも言った全国学校給食甲子園で油川小学校の給食が賞をとったことがありますけれども、そのときに、私は見に行きました。そして聞いたんです。この給食をつくるにはどれぐらい金額がかかるか。やっぱり1人350円ぐらいかかると。今、小学校はたしか1人当たり1食260円ですよね。中学校が320円。350円ぐらいかければおいしいものをつくれると。なかなかそこまで上げることもできないし、かといって市の負担にしてもらうわけにもいかないから難しいという話をしていました。栄養士の方々も皆、限られた金額の中で工夫しながら一生懸命学校給食をつくっているの、その点は頭が下がりますけれども、やっぱり少しでもあったかいもの、おいしいものを食べたいという

のが人間だと思うんですね。だから、熱いものは熱く、冷たいものは冷たく、やけどをしないように配慮をするのはわかりますけれども、やはりおいしいものを食べるためには熱いものは熱く、しっかりとやってほしいなど。できたら、給食費も今5000円ぐらいですか。上げるわけにもいかないので、無償化とまではいかななくても、財源の確保は難しいということで、今は無理かもしれませんが、将来の子どもたちのことを考えながら、いずれはそういう形になっていかざるを得ないと思うんですね。今、幼稚園、保育園も無償化になりました。そういうのもあって、やっぱり子育てという観点からも——ですから、将来の子どもたちのことを考えて、そういうものを考えていってほしいなと思います。要望して、終わります。

○渡部伸広委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時からといたします。

午前11時49分休憩

午後1時再開

○渡部伸広委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

委員各位に申し上げます。いま一度、質疑の際は款項目の提示をお願いいたします。

質疑を続行いたします。

次に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 市民の声あおもり、中村美津緒でございます。総務費総務管理費、備品購入費に計上されております予算について順次質疑してまいります。

新市庁舎に係る物品の購入に関しての入札について質疑をいたします。

初めに、それぞれに行われました入札の発案者についてお尋ねいたします。

①8月2日執行分、件名は新市庁舎書庫用書架の購入について——これからは社名をA社、B社というふうに呼んでいきますので、よろしく願いいたします——A社が1595万円で落札した件の発案者をお尋ねいたします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 中村美津緒委員の新市庁舎に関する備品の購入についての御質疑にお答えいたします。

新市庁舎に配置する事務用の机や椅子などの備品につきましては、現在使用中の備品で使用できるものについては使用し、老朽化が著しいものや新たにニーズが生じたものなどについては、新たに購入するものとしております。

備品の購入、設置についてでありますますが、市で購入する備品につきましては、発注者が市であり、代表であります市長が決定しているものでありますますが、実質的に

は、発注課、あるいは担当課で、この新市庁舎への備品の購入、設置につきましては、管財課が計画を立案し、予算化とか、購入備品の選定ですとか、決裁など、必要な手続を経て決定しているところでもあります。

○渡部伸広委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

それでは、今から申し上げる執行分を、ほとんどが管財課だと思いますので、もし違う課があれば教えていただきたいと思います。

9月3日執行分、件名、新市庁舎執務用キャビネットの購入に関して、これは再入札になりました。10月4日執行分、B社が1674万6840円で落札した件。3つ目、10月10日執行分、新市庁舎市長室及び副市長室用備品の購入について、A社が1078万円で落札した件。4つ目、11月13日執行分、青森市役所新庁舎ロビー用備品の購入、これもまた再入札になった件であります。11月22日に再入札になりました執行分、C社が299万9700円で落札した件。5つ目、12月4日執行分、新市庁舎用平机の購入について、物品の随意契約、見積競争についてでありました。これはD社が58万9926円で落札したそれぞれの件であります。先ほどと同様、管財課かどうか、もし管財課以外であれば教えてください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 備品購入についての再度の御質疑にお答えいたします。

中村美津緒委員御紹介のありましたそれぞれの備品購入の決定したところということですが、新市庁舎に係る備品購入というところで、担当課につきましては、全て総務部管財課であります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 管財課ということをお答えいただきありがとうございます。

それでは、9月3日に行われました入札の件に関して少し詳しく聞いてまいりたいと思います。

9月3日執行分、件名は新市庁舎執務室用キャビネットの購入についてでありました。これは、10月4日に再入札になったそうではありますが、再入札になりました経緯を詳しく教えてください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 再入札の経緯というところでの御質疑にお答えさせていただきます。

中村美津緒委員御紹介の購入に当たっての契約案件につきましては、通常、物品の納入には仕様書に基づいた物品を納入することになっておりますが、そのほか仕様書をわかりやすくするために、参考商品という形で商品も提示させていただいています。また、仕様書に記載した参考商品以外のものであっても、仕様書の要件を満たして事前に同等品として市の了承を得た場合には、入札に参加できるような制

度となっております。

委員御紹介の案件につきましては、落札した者が入札前に同等品の承認を得ておりませんでしたことから、契約辞退の申し出があり、後日改めて入札を執行したものであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

最初に落札した業者が、札を入れた、参考にした金額が参考商品、これは2者のメーカーが記載されており、寸法もある程度幅を見た参考の寸法が記載されておりましたが、最初に落札した業者は、いわゆる同等品であったため、前日に管財課の承認を得なかったため、失格になったという御答弁でありました。

ちょっとお尋ねいたしますが、この入札が終わった後に、この参考商品——メーカーもしくは入札した会社だと思っんですが、これを管財課が、いや、この入札した業者は参考商品、いわゆる同等品じゃないかと気づいたのは、管財課の職員が先なのか、もしくは参加した業者が管財課に対して、いや、入札した業者は違うメーカーだったんじゃないかというふうな指摘が先だったのか、そこはどっちが先だったかを詳しく教えてください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 同等品についての御質疑にお答えいたします。

業者が先だったのか職員が先だったのかという御質疑かと思いますが、私、そのところはただいま承知しておりません。申しわけございません。

○渡部伸広委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 これは時間がかかってもいいので、後でちょっと調べていただきたいと思います。

質疑を変えまして、この9月3日の入札に限らず、参考商品と異なる場合、先ほど総務部長から丁寧に御答弁いただきましたいわゆる同等品ですね。指名競争入札の通知書には、次のように注意が促されておりました。同等品については、参考商品以外は上記仕様を満たしているもの、同等品については、入札前日の正午までに担当者にカタログ等を提出して、了承を得ることと注意事項がありました。

お尋ねいたしますが、そもそもなんですけれども、本市の参考商品に対する同等品とみなす定義というんですかね、これは同等品ですよという市の定義を詳しく教えていただけませんか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 参考商品についての御質疑にお答えする前に、済みません、先ほどの同等品で規格外であるというところの——何でしたっけ——どちらが先にわかったのかというふうな内容の御質疑について先にお答えさせていただきます。

入札後に管財課が業者に内容を確認して判明したということでありますので、管財課のほうで先にわかったということによろしいかと思えます。

それでは、参考商品についての御質疑にお答えさせていただきます。

本市では、物品を購入する際には、サイズ、容量、重量、処理能力など当該備品に求める仕様を設定いたしまして、この仕様に基づき入札等を行って契約を締結しているところであります。

仕様書に記載する仕様の設定につきましては、カタログ等の資料に基づきましてできるだけ多くの製品が該当するようにしているところであります。また、参考商品を提示する場合は、業者に仕様の参考となるように、また業者に製品指定であるとの印象や誤解を与えないという観点から、2点以上の異なった製造業者の商品を提示しています。

また、仕様書に記載した参考商品以外のものであっても、仕様書の要件を満たし、事前に同等品として市の了承を得た場合には、入札に参加できるようにしているというものであります。

この同等品につきましては、あくまでも仕様書の要件を満たしているということが大事であります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

同等品に対する定義というか、いろいろサイズ等、規格が一緒であれば、入札に参加できる要件を満たしている。ただし、前日には了承を得なければいけないということでありましたが、初めに落札したB社でありました。同等品とみなされまして前日の承認を得なかったという、そういったルールを怠ったために失格となり、再入札となりましたが、新市庁舎執務室用キャビネットの購入について、参考商品に記載されている異なる社名、2者が記載されておりました。これはメーカー名はオープンになっておりますので社名を出しますが、1者はプラス株式会社、これも大手メーカーであります。もう1者は、ジョインテックス株式会社、これも大手であります。しかしながら、この2つの会社は、本市も認識していると思うんですが、会社名はプラスとジョインテックスで違うんですが、これは親子会社であります。

契約事務の手引の中に、物品の購入の場合についてこう記載されております。限られた業者しか入札、競争に参加できないことにならないよう——先ほど総務部長が答弁いたしました——必要最小限の性能・機能にとどめる。過剰仕様の排除。原則として、メーカー・銘柄の指定は行いません。やむを得ず製品指定をする場合は、製品指定の理由書により、その理由を明確にしなければなりません。また、参考商品を提示する場合は、業者に製品指定であるとの印象や誤解を与えないよう、2点以上の異なる製造業者の商品を提示してください。総務部長がおっしゃったとおり

であります。

最初に落札したB社は、ジョインテックス株式会社と全く同じ型式を販売しているトラスコ中山というメーカーがありました。そのメーカーで見積もりをいたしまして、そのメーカーで入札に参加いたしました。ジョインテックス、つまり参考商品と型式がまるっきり一緒であります。色も一緒、材質も一緒、サイズも一緒、規格も全て一緒であります。なぜなら、調べましたらジョインテックス株式会社とB社が入札をしたトラスコ中山のキャビネット、これは製造業者、製造元、いわゆる製造工場が一緒であったからであります。ただ1つ、たった1つ異なるといえば、メーカーであります。許可をいただいておりますので、これがそのシール。このシール1つが違うだけで——大きさが1センチ、横3.5センチ、重さは軽すぎてはかれないくらい。このシールの違いだけで失格になりました。同業他社は、この入札の経緯については納得しておりません。シール1つとはいえ、メーカーの違いだけあります。メーカーの違いだけで失格になったB社は、指名停止処分でありました。この指名停止処分になったのも、私自体はとてもじゃないですが、納得はしておりません。契約事務の手引にも、原則としてメーカー、銘柄の指定は行いません。型式が一緒であります。

改めて本市にお尋ねいたします。型式が一緒、物も一緒、サイズも色も全部一緒、参考商品とまるっきり一緒であります。それなのに、再入札と判断した管財課の理由を教えてください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 再入札に至った理由ということでの御質疑にお答えさせていただきます。

先ほども御答弁申し上げましたけれども、その理由といたしましては、落札した者が入札前に同等品の承認を得ていなかったことから、契約辞退の申し出があり、後日改めて入札を執行したという状況であります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 型式が一緒なので同等品ではなくて、同じ参考商品だと思うんですが、そういった認識は市はできなかつたんでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 再度の御質疑にお答えさせていただきます。

繰り返しになりますが、参考商品は2点以上異なるものを提示させていただいております。また、仕様書に記載にした参考商品以外のものであっても、仕様書の要件を満たして事前に同等品として市の了承を得た場合は認めているものでありますけれども、このたびの場合は、先ほど申し上げましたように、落札した者が入札前に同等品の承認を得ていなかったことから、契約辞退の申し出があり、後日改めて入札を執行したものであります。

○渡部伸広委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 わかりました。

同業他社の誤解を解きましょう。そうすれば、型式も一緒、製造会社も一緒、製造元も一緒、工場も一緒だけれども、メーカーが違ったために、前日にメーカーが違ふよという許可を得なければいけなかったということですね。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 再度の御質疑にお答えさせていただきます。

市では、入札仕様書の提示に当たりましては、仕様書のほかに業者に2点以上の異なる製造業者の商品を提示し、参考商品として提示しております。また、仕様書に記載にした参考商品以外のものであっても、仕様書の要件を満たし事前に同等品として市の下承を得た場合は入札に参加できるようにしているところであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 なかなか思うような答弁が返ってきませんので、ちょっと時間がなくなりますので。いや、ちょっと納得できないんですけども、同じ型番、同じ製造元なのに再入札になったといういきさつが、メーカーが違うことだけでしか、私は本当に考えにくいんですが、原則として、メーカー・銘柄の指定は行いませんというのにもかかわらず、でもこの原則に反しているような形に、どうしても気になってしょうがないんですが、ちょっと先、変えますね。

今回の執務室用のキャビネットの購入、最初のB社が落札した金額は——税抜きで答えていたします。金額は1277万900円であります。再入札を行いました、10月4日に落札したC社、違ふ会社が落札いたしました。金額は1522万4400円です。差額は245万3500円、税抜きになります。B社が1277万900円、C社が1522万4400円。要はたったこのシール、メーカーの違いだけで約245万円も高く落札したことになるんですね。製造元は一緒、物も一緒、それなのに、メーカーが違ふ、シールが違ふだけで再入札をして約250万円も高くなった。高くなったということは、市民の税金がより多く支出されることになる。同じものを納めるのに、どうしても納得できないんですね。言っても多分なかなか思った答弁が返ってこないと思いますので、またいろんな入札があると思います。こういった業者、仕入れ先、そして私たち市民に、今後このようなことが起きないように、また誤解を招かないよう、この件に関しては強く指摘をして、次の入札についてお尋ねいたします。

10月10日執行分、新市庁舎市長室及び副市長室用備品の購入についての入札であります。発案者、管財課と御答弁いただきました。これは応接用椅子、応接用テーブル、脇机、書棚、執務椅子という結構いろんなものがありました。これは本市の物品の登録業者でもあります山形県天童市、天童木工のこれは確実に製品指定でありました。注意事項にも、同等品を不可とすると記載されておりました。この製品指定、同等品は不可とした理由、この製品でなければだめだよと言ったその理由を

お示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 新市庁舎の備品購入についての御質疑にお答えいたします。

新市庁舎の備品購入に当たりましては、新市庁舎が今後50年、あるいは100年にわたり本市のまちづくりの拠点として市民の皆様に御利用いただくこと、また、市の内外あるいは国外より多くのお客様をお迎えする場となることを踏まえまして、長年にわたり使用し続けることができるように、一部の備品につきまして、外観、品質、耐久性、機能性、デザインの統一感などを考慮し、高品質な天然木を材料とした成形合板の高い技術により、強度と軽さを両立した高いデザイン性と品質を有しており、多くの自治体に納品された実績があり、確かな品質が保証され、かつ部屋の面積や形状に合わせた備品のサイズ調整にも対応している製品を指定したところであり、本年10月10日に参加業者9者により入札を実施し、落札した青森市内の事業者と10月11日に契約を締結したものであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

こちらの入札も、先ほど言いましたA社が落札をいたしました。先ほどの総務部長の答弁では、50年、100年長く持ち続けるために、市の内外あるいは国外より多くのお客様をお迎えする場であり、高品質な天然木を材料とし、高い技術力、高いデザイン性、部屋の形状に合わせた備品のサイズ調整にも対応している。これは入札に参加した業者、また指名から外れた業者、建具屋さん、木工屋さん、青森市内の業者に何で製作を任せてくれなかったのと、何で県外に発注するのと。私たちの業界、木工、建具業界、この関係業界は年々下火にあるんですよと。だからこそ、私たちに発注してほしいと言っていました。だって、市内にも1級技能士を有するすぐれた会社はたくさんあるわけですよ。たくさんの方が訪れる市長室、市長室だからこそ市内の企業が製作したもの、このメイド・イン・青森の製品を市長室に置いて、市長室を訪れる多くの方々に市長みずからメイド・イン・青森の、私たちの製造物をアピールしてほしいと嘆いておりました。

でも、この話、それだけではおさまりませんでした。この入札に関して、関係者からは、そもそもこの入札に参加するまでに至らないとおっしゃっていました。天童木工に発注するなら、これはもうしようがないと。でも、この入札自体には絶対参加して、自分もその建具の技術を生かして、市長室、副市長室に納めて実績をつくりたいんだと。それじゃあ、天童木工に見積もりをとらないといけないな。うちらみたい小さい会社は、やっぱり大きな商社を通さなければ天童木工と直接取引できないでしょうから、県内の大きな商社に天童木工に見積依頼をいたしました。ところが、天童木工から来た回答は、丁重に見積もりを提示することができません

と、ことごとく断られたそうです。これは見積もりをもらわなければ同じ土俵にも上がれない状況でありました。しかし、10月10日に入札は行われました。じゃあ、どうして入札が行われたのでしょうか。聞きました。それは入札に参加するその予定の業者が、同じ参加する業者から天童木工の仕入れ価格を聞いて、入札に参加したそうであります。これじゃあ落札したくても落札できません。

私はそれを疑問に思いました。指名競争入札でありますのに、なぜ指名された業者がわかったのか、どうしてこの業者は天童木工を仕入れることができる業者だとわかったのか、いろいろ疑問が湧きました。これは明らかに不適切で不当な入札が行われた疑いは極めて高い、市民に不信感や誤解を与えてしまうようなやり方あります。こういったやり方は二度とあってはいけないと思います。業者間ではこんなことまで言っていますよ。製造元の天童木工が、もうそもそも青森市内に卸すメーカー、つまり商社ですね。もうこれは決まっていたんじゃないのと。

これは改めてお尋ねいたします。天童木工製品の備品にしようとした時期、天童木工製品の設計、参考価格、これを求めなければ予算要求もできないし、何も進むことができません。本市はどのタイミングで天童木工と直接打ち合わせしたのでしょうか、それともどこかの事務機屋さんと参考価格を決めたのでしょうか。天童木工と直接なのか、どこかの会社なのか、教えてください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 備品の購入についての再質疑にお答えいたします。

今回の発注した中村美津緒委員御案内の備品について決めた時期というのは、私今ちょっと失念しております。また、参考価格等についても、どうしたのかというところですが、私はカタログ等を見て説明を受けたと記憶しておりますが、定かなことはちょっと記憶しておりません。

○渡部伸広委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 じゃあ、済みません、それは時間がかかってもいいので調べていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。この天童木工、また後にも出てくるでしょうから、そこを調べていただきたいと思いました。

次に、11月22日に再入札が行われました件でありました。これは新市庁舎のロビー等のクッションの椅子、テーブル等でありました。皆さんも商工会議所の1階に行かれれば、きれいな椅子、テーブル、クッション式の椅子とかがあるんですが、あいった結構デザイン性にすぐれた、これは青森市内に事業所を有する木工屋さんがつくったものでありました。これは商工会議所の1階に設置されている備品、これを参考にするようにと管財課の職員から入札参加業者が説明を受けたそうであります。となると、今回の入札にその実際に製作された会社、業者が見積もりに参加したら、これはもちろん自社で製作したものでありますから、当然見積内容も詳しいでしょうし、その金額も当然わかっていることと思います。しかしながら、この入札も二転三転いろいろありまして、再入札をすることになったそうであります。

日にちを変えて再度入札が行われました。再入札の結果、製作した業者ではなく、他社が落札をいたしました。再入札の結果であります、落札した会社は、そのオリジナル商品、またせつかく新市庁舎に設置する製品、これを県外に発注しているということがわかりました。

そこでお尋ねいたします。まず、今回の入札のように、参考商品、そこに物があるわけであり、その参考商品、同じ製作者に入札依頼をするということは、そもそも競争性が失われる入札になると思うんですが、こういったことって許される入札なんですか。ちょっと教えてください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 入札についての再度の御質疑にお答えさせていただきます。

例えば、有名な製作者が製作した作品であっても、市場に出回っているものであれば、入札、あるいは競争ということはできるものであります。それに当たって、もしもその人がつくったものがその人じゃなければ納入できないようなものであれば、随意契約等の手続になるでしょうし、先ほどの天童木工のお話もありましたけれども、そういう商品であっても、製品指定した上で、市場に出回っているものであれば、その納入に当たっての競争性というものは確保できるものと考えておりますので、中村美津緒委員の意図がちょっとわかりませんが、いわゆる入札の競争性とか、公平性とか、そういうものは担保できているものと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 わかりました。担保できているというお話でありました。

私はその製作者が入札に参加するということは、ある意味、自分の価格がわかっているがために、ほかの業者がとれないような状況が生まれてくるのではないかなと思ひまして、今後、そういうことがあるのであれば、注意をしながら入札をしなければいけないのではないかなという思い、その思いで質疑をさせていただきました。

同じような状況であります、この入札に限りません。落札した業者が同じ入札に参加した業者から仕入れて本市に納めるということは、これは許されるんでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 物品の調達についての御質疑にお答えさせていただきます。

落札業者が同一入札に参加いたしました業者から物品を調達するということは、みずから自分で入れた入札した額を上回る額で物品を調達することにもなりかねませんので、みずからの自分たちの利益を害するおそれもありますことから、一般には想定しづらいものであります。しかしながら、物品の調達は、事業者の自由な事

業活動でありまして、またそれを制限する規定等もありません。このことから、入札に参加した業者から物品を調達するという点については問題はないものであります。

○渡部伸広委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 わかりました。

私は、同じ入札に参加したのであれば、いやいや、あなたのほうから買うから、私は安く入れるけれども、あなたから買うから、じゃあ一緒に入札に参加しようということになれば、逆にもう1つ、入札が終わってから、いや、あなたのところから買うから、今回そういったやりとりをしようねという、そういう誤解も招きかねないと思いますので、私はそういうのはあってはならない行為だと思います。今、市の答弁でちょっと……。なるほどね。これもまたちょっと調査が必要だと思います。

次の入札の件であります。これは最後の入札、12月4日に行われた件であります。これもまた——これは随意契約でありました。私に相談してくださいました業者、これは市にも事前に相談に行ったと思います。メーカー、プラス、そしてコクヨの2者の参考商品が記載されておりました。私に相談してくださいました業者は、机の奥行きが3センチメートル広かったそうであります。でも、この3センチメートルで、自分はこのメーカーに強いから、これは入札に勝てると、これは絶対とれる自信がある。それで管財課のほうに承認を得に来ました。ところが、その3センチメートルが認められなかった。奥行き3センチメートルですよ、3センチメートル。新市庁舎に納める机であります。3センチメートル広くても、全然私はいいと思うんですけれども、この3センチメートルが認められなかった理由を教えてください。その3センチメートルでどうすれば入れなくなるのか、教えていただきたいと思ひます。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 ただいまの同等品の御質疑にお答えいたします前に、先ほどちょっと私、お答えできませんでした天童木工の備品についての決定の時期等について、いつどのように決めたのかというところをお答えさせていただきたいと思ひます。

時期につきましては、これはちょっと確定じゃないです。4月から6月ごろにかけてまして、私どもとしてもいろんなカタログ等、あるいは参考商品の中から見ながら、こういうものにしましょうということを決めたところ、また、参考価格につきましては、カタログをもとに直接業者のほうに参考となる見積もりをとったものであります。それは先ほどの答弁です。

それでは、12月3日執行の——失礼しました。12月4日の同等品の仕様の件についての御質疑ですね。

見積競争を実施しておりましたが、見積競争を行うに当たりまして、指名したそ

の事業者から、仕様書に記載している参考商品以外の商品について、同等品として認められるかどうかという照会がありました。本市でその物品について確認いたしましたところ、先ほど中村美津緒委員のほうからも御紹介がありましたけれども、サイズについて、仕様の要件を満たしていないということから、了承しなかったものであります。

うちのほうでは12月3日としておりますが、12月3日のお間違いかなと思います。

〔中村美津緒委員「いいと思います。ごめんなさい」と呼ぶ〕

○**渡部伸広委員長** 中村美津緒委員。

○**中村美津緒委員** 総務部長の先ほどの答弁、天童木工の件にちょっと戻ってしまいますが、その業者というのはメーカーですか、それとも見積もりに参加した業者ですか。

○**渡部伸広委員長** 答弁を求めます。総務部長。

○**能代谷潤治総務部長** 製造元の天童木工に直接であります。

以上でございます。

○**渡部伸広委員長** 中村美津緒委員。

○**中村美津緒委員** わかりました。

総務部長、私、至ってシンプルに最後、お伝えいたします。実は今、私、5つの入札について申し上げましたが、私が最初、業者から相談を受けたのは8月でありまして、その前からも何かおかしいんだよなという相談を受けておりました。ですから、今後二度と、そういった誤解とか、そういった——あくまでもメーカーの縛り、これは強過ぎるんじゃないのか、そういうのをちょっと気をつけてほしいという、その思いでありました。

参加したその業者、そして資材、問屋——市内の問屋であります——この入札に関して、これは絶対メーカー指定だよねと、これは絶対製品指定であるよねと、これは印象や誤解を与えてしまっていると私は思うんですね。そもそも入札参加者が見積もりをとることができない、これも絶対あってはならないことだと思いますし、それも1度市として調査をしていただきたいと思っておりました。

これを最初に私が相談を受けたのは8月、物品に限らず、これからもずっと入札であると思うんです。これは私、たった5つの一部を取り上げたものでありまして、ほんの氷山の一角にすぎないと私は思っておりました。これは改めて調査すべきだと思いますので、私は今後もこれを調査していきます。市におきましては、これからの入札について、参加業者や仕入れ先、一番は市民に不安や誤解を招かないように十分に今後注意してほしいと強く指摘して、この項を終わります。

駅前庁舎をやりたかったんですが、ちょっと時間がありませんので、これで私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○**渡部伸広委員長** 次に、木下靖委員。

○木下靖委員 市民クラブの木下靖です。私からは、まず、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費、除排雪対策事業に関連してお尋ねをいたします。

ここ数年、市による除排雪事業は、だんだんよくなってきたなという感じがしております。今月の6日、積雪38センチメートルを記録した際にも、その日の夜には除雪が入りまして、その後、数日、暖気が続いて、放っておくと道路状況が非常に悪くなりそうだなという感じだったんですが、速やかに除排雪に入っていて、未然に防ぐことができたのかなと思います。

そこで、昨冬の除排雪作業の実施状況や業者へのヒアリング等を踏まえて策定した令和元年度除排雪事業実施計画における新たな取り組みについてお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 木下委員からの令和元年度除排雪事業実施計画における新たな取り組みについての御質疑にお答えいたします。

除排雪事業実施計画は、青森市市民とともに進める雪処理に関する条例第2条第3項に定める事業計画として策定するものであり、今年度におきましては、昨冬の除排雪作業の実施状況を踏まえ、町会連合会及び除排雪事業者との意見交換会を経た上で策定しております。今年度における実施計画の策定に当たりましては、1つに、昨冬の除排雪の状況としまして、市民からの相談件数は、同程度の降雪状況であった年度と比較しても少なかったこと。2つに、除排雪事業者及び町会等の地域住民との連携による除排雪が実施できたこと。3つに、町会連合会及び除排雪業者からは、計画の見直しが必要となるような意見はなかったことなどから大きな見直しは行わなかったものの、昨冬の除排雪作業の実施状況を踏まえ、除雪路線の一部追加・廃止、また、工区路線から工区外狭隘路線への変更などの見直しを行ったところであります。

今年度における新たな取り組み等といたしましては、1つに、雪に関する市民相談窓口の拡充として、本年7月4日から本格運行を開始しましたアプリケーションを利用した相談受け付けシステム「まちレポあおもり」により、雪に関する相談を受け付けすること。2つに、大学生を初めとした除雪ボランティアの育成として、今年度において、国土交通省の克雪体制支援調査に係る取り組みとして採択されたことを受け、冬期における歩道の安全確保のため、地域住民、学生、社会人で構成する団体が行う除雪ボランティア活動に対して、除雪用具や会議運営費などの支援を行うこと。3つに、除排雪業務の効率化・省力化に向けた取り組みとして、産学官で構成するあおもりスマートシティ協議会を設立し、除排雪業務の効率化・省力化に関する調査・研究等を行うこととしており、今冬における主な取り組みとしましては、会員が有する技術等を活用し、最適な除排雪時期を判断する仕組みづくりに向け、データ収集等を行うこととしております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 木下委員。

○木下靖委員 ありがとうございます。

それでは、今の答弁で、ことしの7月から始まった「まちレポあおもり」というアプリを使ってということなんですが、たしか昨冬においては、「ゆきレポあおもり」という形で既に使われていたかと思うんですけども、今の「まちレポあおもり」を、既に活用している議員もいまして、これまでは、例えば道路状況が悪いということで市民から相談を受けた場合に、我々、現場へ行って、写真を撮って、住宅地図をコピーして、ここの箇所だと印をつけて、道路維持課に持っていくか、あるいはファクスを流すかという手間がかかっていたんですけども、現場で写真を撮って——登録は必要らしいんですが、送ってやると、道路維持課のほうから返事が返ってくるということで、大変便利だというお話でした。

昨冬に既に使われていた「ゆきレポあおもり」で、このアプリを使った除排雪に関する相談件数がもし今わかっていたら、教えていただけますか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

昨冬は、電話でも受け付けした件数を全て含めれば5327件ありましたが、そのうちの「ゆきレポあおもり」で受け付けした件数は222件であります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 木下委員。

○木下靖委員 全体で5327件のうち、「ゆきレポあおもり」を使っての相談が222件と。恐らく去年はまだ始まったばかりということで、市民に余り周知されていないという状況はあったかと思うんです。私もまだ使っていないんですけども、ちょっとタブレットのほうで登録がうまくいなくて。あれば大変便利なものだと思いますので、恐らく今冬に関しては、もっともっと件数がふえるのかなと思います。

次に、先ほど都市整備部理事の答弁で、あおもりスマートシティ協議会というもので、効率的な除排雪、そういうものを研究しているということで、その中で、今、最適な除排雪時期を判断する仕組みづくりに取り組んでいるということなんですが、この最適な除排雪時期というものなんですけれども、我々の感覚では——というか市民感覚でいえば、雪が降って積もったら、さっさと除排雪をやってくれるのが最適かなというふうに思うのですが、そういうものをあえて最適な時期を判断する仕組みはどういうことをイメージして取り組んでいるのでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

あおもりスマートシティ協議会は、官民連携のもと、多雪都市版スマートシティの実現に向けた取り組みを推進するため、本年10月に設立したところでありまして、今後、除排雪の効率化・省力化に向けた調査・研究に関する活動を実施する予定であります。今冬におきましては、現在、職員が現場をパトロールし、目視で判断を

している除排雪の実施時期の判断につきまして、ドライブレコーダーなどの画像、映像、動画などによりまして、各会員が有する技術等を持ち出しまして、道路状況を把握し、AI分析などにより、今、道路にどれくらい雪が積もっていて、路肩にどれくらい雪があるかなどにつきまして、除排雪時期を判断する仕組みを調査・研究していきたいということで、まず今年度は画像、動画データの収集を行うという予定であります。

○渡部伸広委員長 木下委員。

○木下靖委員 今のお話ですと、これまで職員が目視で積雪状況を見て判断していたものを、ドライブレコーダーによる画像に撮って——なおかつAIと言いましたっけ——AI分析をして、車道の積雪状況、路肩の積雪状況等を見て判断すると。私、先ほど、降ったらさっさとやるのが一番いいじゃないかと言いましたけれども、効率化とか、省力化とかという話も出ていましたので、一番効率的な必要なところで必要な除排雪というものだと思うのですよ。降るたびに毎度毎度やっていたら、それは市民は助かりますけれども、お金を払うほうはそれだけきついですから、その部分で、人の目で見ていたものを機械でということだと思います。実際にこれができるれば、確かに非常に効率化されると思いますので、これについては産学官、みんなでやるという話ですよね。それぞれの技術を持ち寄ってということですので、今後に期待して、終わります。

次に、3款民生費1項社会福祉費4目青少年対策費、放課後児童対策事業について。

来年度からの供用開始を予定しています浜田小学校の放課後児童会の建物——まだ名前が何という建物なのかわからないので建物と呼んでおきます——についてお尋ねをします。

本年の4月1日現在、浜田福祉館94名、浜田スポーツハウス47名、浜田市民館30名、北村貸事務所32名、計203名を4カ所に分散して実施されている浜田小学校の放課後児童会が、この建物ができることによって1カ所にまとめられるということになります。子どもたちにとっては、これまで放課後、その放課後児童会が行われている会場まで移動するという手間、時間が短縮され、また、その移動途中で大きい道路等も渡りますので、交通事故等の危険性も低くなると思います。

そこで、来年4月の供用開始に向けた現在の整備状況をお尋ねいたします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 木下委員からの浜田小学校放課後児童会についての御質疑にお答えいたします。

旧中央部学校給食共同調理場の跡地に整備を進めております浜田放課後児童会施設につきましては、平成30年度に基本設計、本年4月から8月まで実施設計、その後9月に工事の入札を行い、10月から着工したところであります。当該施設は、限られた土地を有効活用し、かつ将来の浜田小学校の改築時の支障とならないよう、

可能な限り敷地の東側へ配置しており、軽量鉄骨造、平家建て、延べ床面積600平方メートル、収容人数約200人の建物となっております。

各部屋につきましては、子どもたちが過ごす児童会室として、1部屋当たり80.55平方メートル、約40人が収容可能な教室を5部屋整備することとしており、隣接する教室の間仕切りを可動式のものとするこゝで、大人数でのレクリエーション等のさまざまな用途に合わせた使用が可能となるものであります。また、子どもたちが体調不良等の際に静養するスペースを配置し、トイレは洋式のほか、多機能トイレも設置するなど、子どもたちが安心して過ごせる環境としております。

今後のスケジュールにつきましては、令和2年3月末までの工事完成、同年4月からの供用開始を予定しているところであります。

○渡部伸広委員長 木下委員。

○木下靖委員 今の福祉部長のお話で、建物は平家建て、600平米、約200人収容で、80.55平米の約40人入れる部屋が5つと。同じ大きさの部屋が5つできるんだけど、間仕切りは可動式なので、ケース・バイ・ケースで変えられますよというお話でしたよね。それで、子どもたちが休むスペースもあるということで、確かに以前、浜田福祉館なんかは70人以上子どもたちがいて、大きい部屋と小さい部屋を使っていたんですけども、本当に子どもたちがいっぱいときは、ちょっと体調が悪いな、横になりたいなと思っても、そういったスペースもなくて大変だったという声も聞いていましたので、こういったスペースは大変ありがたいと思います。

それで、たしか以前聞いたときには、雪降る前にはもう建物ができる予定だというふうに聞いた記憶があるんですが、今のところ3月末までに完成させて——4月ということは春休みもあるんですけどよね。じゃあ4月1日から使えるのではないということですか。じゃあ、新学期からということではよろしいですか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

一応今のところは4月7日、新入学の時点に合わせて開設しようということ考えております。

○渡部伸広委員長 木下委員。

○木下靖委員 わかりました。4月7日の新学期から使えるということで。

あともう1点、これまた以前の説明ですけれども、この放課後児童会施設は地域の人たちも利用可能であるという話だったと思うんですが、どのような利用が可能なのかお示しいただけますか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。地域での利用は可能なのかとのお尋ねです。

当該施設につきましては、放課後児童会で使用しない時間帯におきまして、地域の方が活用できることとしておりまして、その利用に当たりましては、事前に団体

登録をしていただいた上で利用していただくこととして考えております。

○渡部伸広委員長 木下委員。

○木下靖委員 まあ、当然子どもたちがいないときに事前に予約をしてということですよ。了解いたしました。この件については結構です。

続きまして、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、防災対策事業に関して。

私は、一般質問で、指定避難所における特設公衆電話の設置状況をお尋ねをいたしました。その件で、1つ大事なことを指摘しておきたいなと思います。今年度、指定避難所における特設公衆電話の設置は、中学校にも回線を引くということで20カ所ふえるというお話でした。それで、ふえるのは大変結構なんですけれども、今現在63カ所に回線が引かれていますけれども、実際にその施設の管理責任者が特設公衆電話の回線の設置場所、どこにその回線が引っ張られているかがわからないとか、ひょっとすると、そういった回線が引かれているということすら知らない。もっと言えば、特設公衆電話って何だということも考えられる。そういう状況であれば、電話機は市が購入して配ったはずなんですけれども、電話機がどこにしまわれているのか、それもわからないという状況が実際にあります。1つそういうところがあるということは、相当そういった施設があるのではないかなと推察できます。

そこで、そういう状況であれば、実際の指定避難所として開設された場合に、速やかな特設公衆電話の利用は当然できませんので、施設の管理責任者にそういった点を周知徹底を図る必要があると考えますけれども、市の考えをお聞かせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 木下委員からの特設公衆電話についての御質疑にお答えいたします。

本市では、平成28年5月2日にNTT東日本株式会社と特設公衆電話の設置・利用に関する覚書を締結し、小学校等の防災活動拠点施設となっている避難所51カ所と市民センター等のバックアップ施設となっている避難所12カ所の計63カ所に、計画的に特設公衆電話——災害時に通話料金無料で使用できる特設公衆電話を整備してきたところであり、今年度は、新たに中学校等のバックアップ施設となっている避難所20カ所に整備することとし、令和2年1月までには、計83カ所の防災活動拠点施設等の避難所に特設公衆電話を整備することとなります。この特設公衆電話の設置工事に際しましては、施工前に施設の管理者とモジュラージャック差し込み口の設置場所や配線ルート、電話機の設置場所等について事前協議を行い、施工後は、機器設置に係る図面等を引き渡しするなどの対応を図ってきたところであり、

本市といたしましては、災害発生時に避難してきた市民等が特設公衆電話を使用できないことがないように、設置場所の表記について準備いたしますとともに、今後におきましても、施設の管理者等に対して、改めて機器の設置場所等について周

知いたしますほか、防災訓練や防災資機材の点検等の機会を通じて、避難所運営職員に対しても周知徹底を図っていきます。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 木下委員。

○木下靖委員 ありがとうございます。

その特設公衆電話の回線設置のときには、施設の管理責任者と場所等を協議して設置したのと思えますけれども、当然人事異動等で、そういった管理責任者等もかわっていきますので、その際に、しっかりと引き継ぎがなされるようお願いして、私の質疑を終わります。

○渡部伸広委員長 次に、軽米智雅子委員。

○軽米智雅子委員 公明党の軽米智雅子でございます。よろしくお願ひいたします。

まず初めに、4款衛生費1項保健衛生費に関連して、6月定例会一般質問で子どもの視力について質問いたしましたけれども、その中でのスポットビジョンスクリーナーの導入について質疑させていただきます。

6月定例会一般質問で子どもの視力の低下、また、低年齢化が進んでいること、また、世界の3分の1が既に近視で、世界的に近視が問題になっていること、また、子どもの目の病気、特に弱視が発見しづらいなどという内容をお話をさせていただきました。最近では眼鏡をかけている子どもが本当に多く見かけられます。特に、子どもの目の病気は、早期発見できれば早期治療が可能になるということで、眼鏡をかけずに済む子どもたちがふえてくるわけです。子どもの目の病気というのは、子どもの将来に大変大きな影響を与えるというものであります。一般質問でも色覚検査の重要性を話させていただいたのも、そういう観点からであります。

そこで、弱視等子どもの目の病気を瞬時に検査できる屈折検査機器——スポットビジョンスクリーナーの導入を一般質問で要望させていただきました。答弁では、機器を導入している他の自治体の検査実施状況、また、機器導入の効果など、さまざまな観点から研究してまいりたいとの御答弁でしたけれども、まだたった2カ月なんですけれども、その後の状況についてお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 軽米委員からの屈折検査機器の導入についての御質疑にお答えいたします。

3歳児健康診査の視覚検査に屈折検査機器を導入している自治体の状況につきましては、今年度から導入し始めた八戸市の状況で申し上げますと、導入前の平成30年度では、眼科の要精密検査の割合は10.6%であったところ、導入後のことし11月末までの眼科の要精密検査の割合は24.2%と、約2.3倍となっていると伺っております。この要精密検査の内容として、屈折検査機器導入前は、ランドルト環の0.5の指標が見えない、またはアンケート項目の目が寄ることがあるなどの指示だったもの

が、導入後には乱視疑い、斜視疑いなど、より具体的な指示も可能となっているとのことであり、このような変化は、機器を既に導入している他の中核市でも同様であることを把握しております。

一方、本市におきましては、去る11月に屈折検査機器の販売代理店の協力を受け、元気プラザの健診会場で、機器の使用方法等について、デモンストレーションによる健診スタッフの現地研修を行ったところでもあります。機器からは、お子さんの興味を引くような光や音が流れることから、現在行っているランドルト環による視力検査への協力が得られにくいお子さんであっても、対応が容易と思われたことや、検査結果が機器の画面に瞬時に表示されることにより、精密検査が必要なケースがすぐに判別できるということを把握したところでもあります。しかしながら、屈折検査機器により計測そのものは瞬時にできるものの、撮影位置を正しく合わせるには数十秒を要することから、看護職等の補助要員を新たに確保する必要があることや、健診受診人数によっては、健診全体の流れや所要時間に影響を及ぼすことが想定されたところでもあります。

このほかの取り組みといたしましては、ランドルト環の切れ目が理解しにくいお子さんにもわかりやすいよう、ランドルト環を一口かじられたドーナツの絵に見立てた絵本でクイズのように楽しみ、なれてから行う視力検査についても試験的に実施しており、その反応や効果等を検証しているところでもあります。

○渡部伸広委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。そこまで既にいろいろやったださっているの、本当にありがたいなと思います。確かに多少人の手も必要であったりとか、時間も説明書には1秒でできるように書かれているのですが、実際やってみるとそのような部分もあるのだなということをきちんと検討してくださっているということが、本当にありがたいなと思っております。

今、保健部長からもお話があったように、本当にさまざまな部分を検査できるこのスポットビジョンスクリーナーなんですけれども、改めてもう一度説明させていただきますと、6カ月の乳幼児から大人まで検査をすることができて、近視、遠視、乱視、斜視等、そのほかにもさまざま目の病気を検査できるというすぐれた点があること、何よりも体の不自由な人でも検査ができるという部分で、一般質問の中でも言いましたけれども、発達障害など意思表示の難しい子どもでも検査ができるという部分が大変重要だなと思っております。

検査できない子どもがいること自体が、障害のある人に対する合理的な配慮という部分ができていないと考えます。そういった部分でも、早期発見、早期治療のためにも、3歳児健康診査にこのスポットビジョンスクリーナーを導入すべきと思いますが、再度市の考えをお聞かせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。3歳児健康診査に屈折検

査機器を導入すべきと考えるが、市の考えを示せとのことであります。

今回、デモンストレーションで使用した機器は、平成27年に日本で販売開始された比較的新しい機器であり、現行の基準値では近視や乱視等のいわゆる屈折異常の偽陽性が多く、実際には異常がないお子さんであっても要精密検査となる場合も多いため、日本弱視斜視学会及び日本小児眼科学会において推奨する基準値を検討している途中であると伺っており、導入に当たっては留意していかなければならない点があると考えております。

県内で屈折検査機器を導入している自治体においては、ランドルト環や問診によるアンケート項目からはわからない屈折異常の疑いも新たに見られていることから、屈折検査機器の導入については引き続き検討してまいりたいと考えております。

○渡部伸広委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。

そうじゃない人も発見してしまうかもしれないという可能性があっても、とにかく病気の人たちを早目に発見していくという点では絶対必要だなと思いますし、先ほどの八戸市の約2.3倍の発見率という部分でも、これからは絶対必要だなと思うので、ぜひまたさらに検討していただきたいなと思います。この項は終わります。ありがとうございました。

次に、3款民生費1項社会福祉費に関連して、ハザードマップのカラーバリアフリー化について質疑をいたします。

市民の命を守るハザードマップですけれども、一般質問でも教育現場のほうの色のバリアフリーという部分で質問させていただきましたけれども、このカラーバリアフリー化はさまざまな部分で今進んでいるところですが、命を守る大事なハザードマップにおいてもカラーバリアフリー化が進んでいる自治体も出てきています。鳴門市であったり、調布市であったりで進んでいるのですけれども、やはり今現在の本市のハザードマップでは、色覚異常のある人には大変見えづらい状況かと思えます。水の深さの違いがわかりづらいという部分では本当に命にかかわることですので、今後更新するハザードマップにおいて、カラーバリアフリー化を考えているのか、市の考えをお聞かせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 軽米委員のハザードマップのカラーバリアフリー化についてのお尋ねのうち、ため池ハザードマップについてお答えいたします。

ため池ハザードマップは、集中豪雨や地震等の自然災害によるため池決壊などの被害を予測し、災害の発生地点、被害の範囲、避難場所などの情報を地図化したもので、ハザードマップを利用することにより、ため池が決壊し、浸水被害が予想される場合に、地域住民の迅速かつ的確な避難誘導が可能となるなどの効果があることから、平成27年度に農業用ため池のうち受益面積2ヘクタール以上で、下流に人家や病院・学校等の重要な公共施設があり、決壊時に甚大な被害を与えるおそれが

あるため池について作成したところでもあります。

ため池ハザードマップにつきましては、平成30年7月に西日本を中心に発生した豪雨により、ため池が決壊し甚大な被害が発生したことから、国におきまして、防災重点ため池の選定基準が見直され、本市の防災重点ため池についても、これまでの10カ所から58カ所に増加したことから、ため池ハザードマップについては、これまで作成しております31カ所に加えまして、新たに27カ所の作成が必要となったところでもあります。

平成27年度に作成した現行のため池ハザードマップにつきましては、農林水産省から示された「ため池ハザードマップ作成の手引き」に基づき作成したものでありますが、今後作成を予定しているハザードマップにつきましては、カラーバリアフリーへの配慮も含め、関係部局と協議しながら対応について検討してまいります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 軽米委員からのハザードマップのカラーバリアフリー化についてのうち、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップのカラーバリアフリー化についての御質疑にお答えいたします。

洪水ハザードマップは、河川整備において基本となる計画降雨を対象として平成22年度に作成し公表しております。しかしながら、近年の全国的な浸水被害への対応を図るため、水防法が改正され、現在、県において、計画規模から想定最大規模の降雨を対象とした新たな洪水浸水想定区域の指定作業が行われているところでありまして、今後、青森市全域の洪水浸水想定区域が明らかになった段階で、洪水ハザードマップの更新作業を実施していく予定としております。

ハザードマップのカラーバリアフリー化につきましては、平成28年4月に国土交通省が策定した「水害ハザードマップ作成の手引き」において、色覚障害のある人への検討がなされた標準色が示されておりまして、今後の洪水ハザードマップの作成に当たりましては、カラーバリアフリーに配慮してまいります。

次に、土砂災害ハザードマップにつきましては、現時点におきまして更新予定はないものの、今後、土砂災害警戒区域等の見直しにより、ハザードマップの更新が必要となった場合は、カラーバリアフリー化に配慮してまいります。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 軽米委員からのハザードマップのカラーバリアフリー化についての御質疑についてのうち、津波ハザードマップのカラーバリアフリー化についてお答えいたします。

本市の津波ハザードマップは、平成25年1月29日に青森県海岸津波対策検討会が公表した、青森湾西岸断層帯の一つである入内断層を震源とする地震による津波の最大浸水範囲及び浸水深をもとに作成しております。津波は、洪水や高潮と比べて十分な避難時間の確保が難しいことから、地震発生時の避難行動におきましては、

地震による最大浸水範囲及び浸水深に関する情報はもとより、地震発生から津波が沿岸に到達するまでの時間がどの程度あるのかという情報が重要であり、津波ハザードマップでは、これらの情報を視覚的にも理解しやすいよう、文字情報のみならず色を用いて表現しているところでもあります。具体的には、津波浸水想定区域の浸水深について、0.3メートル未満は緑色、0.3メートル以上1.0メートル未満は黄色、1メートル以上2メートル未満はオレンジ色、2メートル以上3メートル未満はピンク色、3メートル以上5メートル未満は赤色で示し、また、津波到達時間について、第一波到達時間に係る文字表記を赤色で示しているところでもあります。

現時点におきまして津波ハザードマップの更新時期は未定であります。今後、更新する際には、平成28年に国土交通省が示した「水害ハザードマップ作成の手引き」等を参考にし、他のハザードマップとの表示方法の整合性も図りながら、カラーバリアフリーに配慮したハザードマップとなるよう検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 各ハザードマップ、一つ一つ大変丁寧に御答弁いただいておりますがありがとうございます。

ため池のハザードマップなんですけれども、もう1回確認したいのですけれども、今後ふやす部分だけがカラーバリアフリー化していくことを検討しているのか、それともその前からあるものも全てにおいてそういうふうを考えているのか、もう一度お聞かせいただけますか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 軽米委員の再度のお尋ねにお答えいたします。

現時点で考えているのは、今後作成予定のため池ハザードマップについてのカラーバリアフリー化ですが、残りのものにつきましても、今後、関係部局と検討しながら、対応について検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 今、各部局が答えてくださったんですけれども、このハザードマップをつくるに当たっては、それぞれのところで作っているということによろしいのでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 再度の御質疑にお答えいたします。ハザードマップの作成担当部局の件であります。

本市では、ため池ハザードマップは農林水産部、洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップは都市整備部、津波ハザードマップは総務部においてそれぞれ危険区域の表示を行いまして、総務部と各部が連携して災害に応じた避難場所や避難

所など、避難に関するさまざまな情報を掲載し、作成しているところであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 そうしますと、その中に書かれている内容については、ある程度の部分は統一されているかと思うんですけれども、色であったり、表示の仕方は統一されていないということによろしいですか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

内容の統一があるのかという御趣旨の御質疑でありますけれども、これまで作成年次もそれぞれ違っております。その時点で配色について、国のほうで作成の手引などが示されていない状況もあったりなどしておりますので、必ずしも統一が見られている状況ではありませんが、今後、色のバリアフリー化に配慮して検討していきたいと考えているところであります。

○渡部伸広委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。やはりつくる部局は違っても、見る市民はそれぞれ同じ思いで見るとおもいますので、極端に違ってはいないとは思うのですけれども、今回このカラーバリアフリー化するとなれば、やはりその辺は統一していかないと、同じように見えないところと見えるところがあるのではなくて、その方々によっては見え方が違ってしているので、ぜひそこはきちんと統一していただいて、どのハザードマップでも色は同じであっていただきたいなと思っております。当然、専門的な部分はそれぞれであっていいのかなと思うのですけれども、さっき言った水の深さであったり、そういう部分は同じようにできるのかなと思いますので、その辺、よろしく願いいたします。

これはホームページはどういうふうになるのでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

現在、水害に関するハザードマップについてはホームページで公表しているところであります。今後、更新になれば、それに合わせて対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 あと避難所の掲示物であったり、また避難マニュアルだったりとか、そういう防災に関連したものもカラーバリアフリー化を考えていますでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

避難所内の掲示物についてもカラーバリアフリー化を考えているかというところ

であります。避難所内のさまざまな掲示物などの表示につきましても、今後、ユニバーサルデザインの観点から、色の明度差や組み合わせに留意するなど、カラーバリアフリー化に配慮して検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。

本当にこれから新しいのはカラーバリアフリー化していくという御答弁でしたけれども、本当であれば、全てのハザードマップが同時にそのように変わればいいんですけれども、当然、予算の関係があって、すぐにはできないかと思えます。先ほどの答弁であれば、土砂災害ハザードマップと津波ハザードマップが今のところ、次の更新の時期に合わせてとなっていますけれども、なかなかハザードマップを更新する時期はそう来ないのかなと思えますので、ここはきちんと予算を立てて、早い時期にぜひ新しいものに変えていっていただかないと、ホームページを見たとき、そのハザードマップによって色覚に多様性のある方が見てわかるやつとわからないやつとあるというところは、本当であればよくないのかなと思うので、その辺は早目に手がけていっていただきたいなと思えます。また、紙質によっても見え方が違うというふうに言われておりますので、ぜひ当事者の方の意見も聞いて、作成をしていただきたいなと思えます。

また、「色のシミュレータ」というアプリがありまして、スマホでかざすと、さまざまな色覚特性を持つ人たちがどういうふうに見えるのかという体験をすることができます。1型、2型、3型などによって見え方が違うのですけれども、そういうものに対応しているアプリがありますので、ぜひ市としてもそういうものを使って、どういう見え方があるのか体験しながら、さまざまな場面に使っていただきたいなということを要望して、私からの質疑を終わります。

ありがとうございました。

○渡部伸広委員長 次に、山脇智委員。

○山脇智委員 日本共産党の山脇智です。

議案別冊令和元年度青森市一般会計・特別会計補正予算のうち、議案第150号「令和元年度青森市下水道事業特別会計補正予算」について、24ページ、第1款下水道事業費の項、総務管理費及び下水道建設費に関連して質疑します。

浜田玉川地域の見性寺北側における下水道整備の進捗状況及び今後の見通しについてお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 山脇委員からの浜田玉川地区における下水道整備の進捗状況及び今後の見通しについてお答えいたします。

浜田玉川地区の当該道路につきましては、全長約194メートルのうち、平成28年3月及び5月に約141メートルが市に寄附され、平成29年1月に市道認定された後、平

成29年度及び平成30年度に整備を行ったところであり、残りの約53メートルにつきましては平成30年6月に寄附され、平成31年2月に市道認定されたところでありませう。

下水道整備の今後の見通しについてであります。下水道整備に当たりましては、普及促進を図るために事業の計画決定を行い、県の事業認可を受け、国に提出した社会資本総合整備計画に位置づけております矢田地区、三本木地区、妙見地区、新城平岡地区及び新城山田地区の5地区において、現在、交付金を活用しながら重点的な管渠整備を実施しているところであります。

管渠整備については、国などの財政状況にも大きく左右されるほか、整備には多くの費用と相応の期間を要することから、まずはこの5地区の管渠整備を優先的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 山脇委員。

○山脇智委員 今、市の方針として、県の事業認可を受け、国の社会資本総合整備計画に位置づけている5地区を優先的に整備を進めているという御答弁があったんですが、私はそれ以外の地域においてもやはり下水道整備を進める必要性がある地域が多数残されているのではないかと考えています。

そこで1点再質疑をしたいのですが、私道から市道へと認可された箇所における下水道整備についての市の考え方や方針をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。

今回同様に、寄附された私道が市道となったものの下水道整備の要望があった場合については、時期を見て整備をしていく必要があると考えておりますけれども、先ほど来答弁しておりますように、管渠整備に関しましては、国などの財政状況等も大きく左右することもありまして、整備には多くの費用と相応の時間を要することとなりますので、これらの地区の整備状況とか費用対効果も踏まえた上で、効果的な整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 山脇委員。

○山脇智委員 この浜田玉川地域においては、市の中心部ということもあって、ほとんど下水道が普及している中であって、この私道の中で取り残されてしまった地域なんですよね。それで、市のほうにも何度かお願いに行ったりですとか、あと、持っている不動産ですとか個人の方もいた中、全部協力してもらって、あそこ一帯の全てを市道として認可してもらったという経緯があります。

その中で、途中まで整備していただいてよかったんですけども、やはり全て市道になったのにまだ下水道が同じ道路なのに一部入らないということで、非常に不平等感もありますし、残された市民からもなるべく早く下水道整備をしてほしいと

いう要望も寄せられています。

予算がなかなか厳しい面もあると思うんですけれども、引き続きその地域においては、なるべく早く残された地域の下水道整備を行ってほしいということを要望して、終わります。

○渡部伸広委員長 次に、小豆畑緑委員。

○小豆畑緑委員 自由民主党の小豆畑です。よろしくお願いいたします。

総括表に基づいて、市営バスについて質疑させていただきます。

昨年第4回定例会予算特別委員会において、西部営業所から西バイパスを通過して中心部に向かうバスは、アウガに一番近いバス停が古川となっていて、青森駅前や新町まで乗り入れることができませんでしたので、ぜひ市営バスの西バイパス線について、例えば午前1本、午後1本でもいいので、青森駅まで乗り入れしていただきたいと要望しました。それで、そのときの答弁ですけれども、「一定程度のニーズが見込まれますことから、今後のダイヤ編成の中で検討してまいりたいと考えております」という答弁をいただいております。

令和元年12月2日からスタートしました冬ダイヤにおける西バイパス線の運行経路についてお示しいただきたいと思っております。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 小豆畑委員の冬ダイヤでの西バイパス線の運行経路につきましての御質疑にお答えをいたします。

まず、本年3月25日の、冬ダイヤの前の改正でありますけれども、ダイヤ改正におきまして、青森駅へのアクセス改善のため、古川を起終点としておりました運行便のあった路線につきまして、見直しを行ったところであります。具体的には、今お尋ねのありました西バイパス線を含めまして、野木・大別内線、つくしが丘病院・岩渡線の3路線におきまして、古川を起終点とする運行便32便全てについて、昭和通りを経由する青森駅までの便として運行したところであります。

お尋ねの、今般の冬ダイヤにおきましても、同様の運行経路で運行しているところであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 昨年の12月定例会で取り上げたのですが、ことしの3月からもう実施していただいたということで、そのスピード感に本当に感謝申し上げます。住民の方々もとても喜んでおりました。

そこで、昨年の質疑で増便も要望させていただいたのですが、便数はどうなりましたでしょうか。私、午前1本、午後1本でもいいからということで、地元の住民から言われましたので、そのことも去年要望させていただいたんですけれども。お願いします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 再度のお尋ねにお答えをいたします。

このたびの冬ダイヤにおきましては、冬期間の利用客の増加に対応するため、通勤・通学便を中心に増便を行うとともに、冬期間の定時性を向上させるために、所要時間の調整を行ったところであります。この中で、お尋ねにありました西バイパス線につきましては、所要時間を調整するとともに、西部発の運行便につきまして、7便から8便として1便増便したところであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 1便増便していただいたということで、本当によかったです。なかなかお昼の便がなくて、病院に行くのにちょっと困るということだったんですけども、本当に感謝申し上げます。

次に、現在の冬ダイヤは来年の3月22日をもって終了となるわけですが、冬ダイヤ終了後も西バイパス線の青森駅への乗り入れを継続していただきたいと思いますが、市の考えをお示しいただきたいと思います。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 再度のお尋ねにお答えをいたします。

西バイパス線の青森駅への乗り入れにつきましては、先ほど申し上げましたように、平成31年3月のダイヤ改正、そして今般の冬ダイヤの改正におきましても行っているところでありまして、来年3月に予定しているダイヤ改正においても、現在の利用状況等を確認しながら、青森駅への乗り入れにつきまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 何とかよろしくお願ひしたいと思います。

私も事あるごとに、地元の町会の人たちの集まりがあると、この西バイパス線、利用しないとなくなるよと。便数がまた少なくなるし、なくなるかもしれないから、うんと利用してちょうだいと話をしているんです。ただ、去年もお話ししたんですけども、西バイパス、国道で、歩道にバス停があるんですよ。それで、待合所がないんですね。ふぶいているときにバスを待っている人は本当に大変なんですよ。何とかそのバス待合所の建設もよろしくお願ひ申し上げまして、終わります。

ありがとうございました。

○渡部伸広委員長 次に、藤田誠委員。

○藤田誠委員 市民の声あおもりの藤田でございます。よろしくお願ひします。

3時過ぎてから、休憩に入ってからだと思いましたが、来てしまいましたので、ちょっと構成ができておりません。理事者の皆さんよろしくお願ひします。

今回は、補正予算に絡んで、当初予算の編成時期ですので少しと思いましたが、今、査定の最中で答弁できないということなので、少し遠慮させていただき

ました。私にとっては、生活環境の整備の予算を今年度の予算方針で、ゼロベース——マイナスシーリングではないので、そのことは評価しているんですが、ふやしてほしいなという思いをぶつけようと思いましたが、これは次にしたいと思いません。

来年4月に桜マラソンがあります。私、試走をしまして——しませんよ。しません。うそですけども。しようとして、車でちょっと走ってみました。さすがにこれでは走れないので、車で走ってみました。道路状況、合浦公園の中は無理ですけども、状況はいいのですが、春先雪解けで壊れることがありますので、ぜひとも世界一の記録が出るようなコースに仕上げていただきたいなと思います。全国中継となって、もしかするとオリンピック前で、強い選手が来るのではないかと期待をしておりますが、そういうことでひとつ。もし、整備でお金がかかりましたら、補正でも、生活環境の補正を入れてくれればと思います。

それでは、質疑に入ります。1款総務費、公文書の管理について質疑させていただきます。

国で桜を見る会、その前に森友・加計学園の問題があって、文書改ざんがありました。もしこれが青森市で起きたら大変だなと思うのだけれども、そういう意味で改めて公文書の管理について。私はこれまでいろいろ保存規程を見てきました。文書を廃棄するときとか、そのために廃棄を簡単に——紙はなくせば残らないので、デジタル保存を基本にするべきでないかと思っています。そのことについて、よろしく御回答いただければ。

○渡部伸広委員長 藤田委員、総務費は2款です。

○藤田誠委員 2款ですか。大変失礼しました。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 文書管理の電子化についての御質疑にお答えさせていただきます。

本市では、これまでも行政サービス及び行政運営の効率化などに資するため、ICTを活用したさまざまな業務改善を進めてきたところであり、文書管理システム、電子決裁システム、財務会計システム等を導入し、文書の起案、決裁、施行、保存などの、いわゆる文書管理の電子化を進めてきたところでもあります。ただし、条例等に関する文書や重要な事業に関する文書等につきましては、青森市文書編さん保存規程に基づき紙媒体で編さんし、文書の内容に応じ、所定の期間、保存しているところでもあります。また、国、県及び他都市におきましても、行政文書につきましては、紙媒体の文書を正本・原本とするものが大半を占めていると伺っているところでもあります。

このような中、国では平成31年3月に、行政文書の電子的管理についての基本的な方針を定めまして、行政文書の電子的管理においては、行政文書の作成、整理・保存、移管または廃棄をより確実かつ効果的に管理する観点から、電子媒体を正本・原

本として体系的に管理することを基本とすること、また、文書管理業務のプロセス全体を通じた電子的管理の枠組みを構築する必要があること、さらに、具体的に実現する手段についても、情報通信技術の動向を適切に把握しながら、継続的に検証・見直しを行うことが重要であることなどにつきまして、国の行政機関に対して示したところであります。

本市といたしましては、本方針を踏まえました国の動向や他自治体の状況も参考にしながら、引き続き文書管理の電子化について、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 タブレットの導入にかかわって、この公文書のやつ——大分、7年前か、質問したのが。あれから大分変わってきましたが、今、国の方針を聞いてちょっと思いついたんですが、随分国家公務員というのは崩れてきているなど。そういう意味では、地方で働く皆さんは、ぜひとも国をまねないようにしてほしいなと思います。

ちょっと要望です。今、またしばらく皆さん、この文書にかかわっては、国がこういう状態ですので、関心があるかと思えますけれども、改めて文書管理の規程、それから文書編さん保存規程を見てみまして、いろいろとまた規定があります。それを各理事者の皆さんに見ていただいて、文書管理を少し見直していただければと思います。よくよくこういう規定は見ないで、何となく事務引き継ぎでやって、文書保存されなくて、捨ててしまうということがないようにしていただければと思います。できれば、紙媒体を捨てる時、PDFでいいから、ごみ箱というか、何かの——ブルーレイでもいい、DVDでもいいから、それに焼いて保管してから、文書をごみとしてほしいなということを1つ要望しておきます。

また、この際ですので、タブレットに配信している資料ですが、議会事務局を通じて言っているんですが、図面が粗くて引き伸ばすと何も見えないことがありますので、これは多分、いわゆるPDFなり資料にする時の解析度、機械の関係だと思っただけけれども、ぜひともこれもまたちゃんと見れるようにしていただきたいと思えます。

そこで、きょう新聞に弘前市の情報漏れじゃないかというのが出ました。ついに出たかと心配はしておりましたが、こうなると青森市はどうなんだと。大分、私も厳しいのは——メディアで出せないとか、メディアに書き込めないとか、資料をもらうときに大変苦勞しているわけですが、その点について情報漏れ対策、セキュリティーについてお伺いします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 本市の情報システムのセキュリティーについての御質疑にお答えさせていただきます。

本市のセキュリティーといたしまして、システム的には、ネットワークがいわゆるWAN系と個人系とインターネット系というふうに分かれていて、それぞれ切り離して運用しておりまして、行き来できないネットワークという形になっておりますので、できる限り安全——いわゆるセキュリティー対策を講じております。また、サーバーとか、ファイルサーバー、その他もろもろにつきましても、そのネットワークに応じて、それぞれが行き来できない形になっております。外部とつながるのはインターネット系ですけれども、インターネット系につきましてもファイアウォール、それと、入り込まれても、ほかの役所の情報のものとか、課で保存しているものには入っていけないようなシステム設計としておりますので、システム的には大丈夫かなという考えを持っております。

職員の情報管理につきましても、日ごろより管理の徹底をしておるつもりですので、万全と言いたいところですがけれども……。何があるかわかりませんので、そこまでは言いませんが、できる限りの対策は講じているところであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 弘前市が新聞に出たので、想定はしていると思います。どういう事態かわからないけれども、いわゆるセキュリティーに対して、これまでの話はそれぞれが分断しているという話は聞いておりましたけれども、もう1回身の回りを1度点検してほしいなと思います。ということで、時間がないので次に行きたいと思っております。

市民病院の働き方改革について。

蛭名議員の一般質問で、看護師の深夜勤務の回数は月9回を基本にしていると聞きました。私は古い時代ですので、ニッパチ体制といって月8回が限度だと聞いていたので、9回以内とした根拠をお示しく下さい。お願いします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 藤田委員からの看護師の夜勤回数を9回としている根拠についてのお尋ねにお答えいたします。

2006年の診療報酬改定において、7対1の看護配置を前提とした入院基本料が創設されたところであります。その改定において看護職員の夜勤時間も診療報酬で評価されるようになり、2006年から複数夜勤とともに72時間以下が入院基本料の施設基準の算定要件となったところであります。

当院におきましては、この要件を踏まえ、1カ月当たりの夜勤時間が72時間以内となるよう、看護局が定めている勤務表作成基準の中で1カ月の夜勤回数を9日以内としているものであります。

以上であります。

○渡部伸広委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。ニッパチから時代とともに診療報酬に合わ

せて変えたわけですね。

あと次の質疑ですが、月9回の基準を超える看護師の勤務状況が一般質問で出ました。確認のため、平成29年度、平成30年度、令和元年10月までの延べ人数と、それから最高の夜勤回数をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。月当たり9日の夜勤の回数を超える看護師の延べ人数と最高回数についてであります。

基準を超える月10回以上の夜勤を行った看護師の延べ人数は、平成29年度が825人、月平均ですと68人。平成30年度が1238人、月平均ですと103人。令和元年度が10月までで718人、月平均ですと102人となっております。また、各年度における夜勤の月の最高回数は、平成29年度が12回、平成30年度が12回、令和元年度が10月までで13回となっております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

大変厳しい深夜勤務の状況がこの数字にあらわれて、とりあえずもっと——先々月ですか、前回の定例会のときに細かい資料をつくっていただきました。大変厳しい勤務実態だなと改めて思いました。そういう意味では、市民病院は大変厳しいでしょうけれども、看護師の健康状態をぜひとも管理していただきたいなと思います。特に深夜回数の多い人はできるだけ注意をして、健康管理に努めてほしいなと思います。

では、久しぶりに看護師の休暇の取得状況について、副市長が筆頭で安全衛生管理委員会の中で報告になっていると思いますが、看護師の有給休暇の状況、平成28年度から平成30年度、過去3年間をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 再度のお尋ねにお答えします。

過去3年間の看護師の休暇取得状況についてであります。休暇の活用は、健康保持や心身のリフレッシュ、また、仕事の能率向上と意欲を保つために非常に有意義なことであるものと認識しております。看護局では、年次有給休暇を活用した記念日休暇の取得を促進するなど、ワーク・ライフ・バランスを推進しているところであります。

お尋ねの市民病院の看護師の平均有給休暇取得日数についてであります。平成28年度が6.3日、平成29年度が7.6日、平成30年度が8.6日と増加しております。今後においても効率的な業務運営を図りながら、休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 大分昔に、まだ議員になる前にやったときは、大体5日とか、6日とか、浪岡が極端に少なく、これはどうなんだという思いもしましたが、着実に有給休暇の取得状況はふえています。有給休暇をふやすとなれば、人員をふやさなければならぬのだけれども、今、なかなか市民病院の状況、人員確保に向けて——私は議員になる前からいろんな意味で、いろいろな立場で、いわゆる人員確保を見てきましたけれども、大変厳しい状況は全然変わりません。そういう意味では、病院当局として一生懸命やられているということはずっと見ています。しかし、卵が先か、鶏が先かと同じように、なかなか結果がすぐに出てこない。結果がすぐに出てこないから、また方法を変えようという、時たま悪循環に陥ることがあります。そういう意味では、どれが正解かというのは、私は、例えば理事者の皆さんに、提案するとしても、この病院改革、病院の待遇改善によって、看護師やら医者がどんどん青森市民病院で働きたいという環境をつくるには、どうしたらいいかというのはわかりません。ある意味、コストとの収支のバランスを常に考えなければならぬ、いわゆる公立病院の立場——私は赤字でいいと思っているんだけど、なかなかそうは表面上しゃべれませんので、そういう意味では、収支のバランスを考えながら、いわゆる環境整備をして、お客さんに来てもらおう。お客さんに来てもらって、ただ市民病院へ集めれば、民間が死んでしまう。そうした相対的な、総合的なことを考えたときに、私は正直申し上げて、ああすればいい、こうすればいいというのが出てきません。そういう意味では、市民病院の事務局の皆さん、経営改善に大変でしょうけれども、今以上に働きやすい改革と収支のバランスを考えてやってほしいなと思います。1年、2年で結果は出てきません。そういう意味では、自信を持って今進めていることを長期的に見て、進めてほしいなと思います。

とりあえず、今回の質疑で聞いたのは、今の病院の働いている人たち、医者も、医療関係者みんな大変厳しい時間制約というか、労働環境の中で仕事をしていることをぜひ皆さんに知っていただいて、余りああだこうだという、また方針を変えてしまって、せっかく積み重ねたものがまた壊れてしまうという懸念がありますので、とりあえず質疑しました。

最後に要望です。理事者の皆さんもですが、例えば各課1人に5日とか1週間とか、有給休暇を取得する機会をお互いお互いがつくり合っていく。かつて市民病院の看護師が、疲れたから海外旅行に行きたい、5日間とりたい。認めないということがありました。そういう意味では、看護師も休めば、周りが必ず出なきゃならないので、大変でしょうけれども、お互いにこれを——共助というんですか、渡部委員長得意の共助です。共助をして、ぜひともそういう意味では、総務部が筆頭になって、長期の休みをとらせるようにしていただきたいなと思います。

きょうは市長がいないのでしゃべります。市長にも働き方改革を——誰もしゃべってくれないというので、副市長、たまに休ませてください。

以上、質疑して、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○**渡部伸広委員長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 3 時30分からといたします。

午後 2 時58分休憩

午後 3 時30分再開

○**渡部伸広委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、竹山美虎委員。

○**竹山美虎委員** 市民クラブの竹山美虎でございます。まず、青森市急病センターについては、早速ホームページの写真、それから位置図を更新していただきまして、ありがとうございました。我が会派の奈良議員にかわって御礼申し上げます。

質疑の 1 点目は、議案別冊令和元年度青森市一般会計補正予算、8 款土木費 2 項道路橋梁費 2 目道路維持費に関連をして、自主除排雪活動支援事業についてお伺いいたします。

青森市において、これはもう従来からの課題であって、市としては、克雪対策は最重要課題だと認識をしております。

そこで質疑いたします。12月補正予算の自主除排雪活動支援事業について、その具体的内容についてお示してください。

○**渡部伸広委員長** 答弁を求めます。都市整備部理事。

○**長井道隆都市整備部理事** 竹山委員からの自主除排雪活動支援事業の具体的内容についての御質疑にお答えいたします。

少子・高齢化が進展している本市におきましては、冬期間の安全な道路交通を確保するため、市が行う道路除排雪に加えて、地域などの団体とのパートナーシップによる除雪の仕組みを構築する必要があると考えており、平成29年10月に創設した青森市ボランティアポイント制度におきまして、雪処理支援に係る活動についても制度の対象とし、地域における自主的な除雪活動を支援しているところであります。平成30年度には、特に学生の除雪ボランティア活動の活性化を図るため、町会の除雪活動への学生の参加を促したところ、横内町会におきまして、町会有志、小・中学校関係者、法人・団体の関係者に加え、青森中央学院大学学生で構成する実行委員会を組織し、町会内の通学路等の除雪ボランティア活動を行ったところであります。この結果、平成30年度における学生除雪ボランティアの登録者数は177名と、前年度に比べ、約 1 割増加したところであります。

令和元年度におきましては、学生の除雪ボランティア登録者のさらなる増加に向け、横内町会と同様の取り組みを展開しようとする地域を市が支援していくことと

し、国土交通省の令和元年度雪処理の担い手の確保・育成のための克雪体制支援調査へ応募したところ、去る10月7日付で採択されたところであります。

今年度におきましては、横内町会と青森中央学院大学学生を中心とした活動に加え、油川コミュニティ協議会と青森公立大学学生を中心とした活動を支援する予定としており、支援内容としましては、1つに、除雪用具や会議運営に係る事務用品等の支援。2つに、持続的な活動が可能となる担い手育成等を目的とした除雪ボランティア研修会の開催。3つに、効果的な道路除雪を行うため、市が行う道路除排雪の日程調整の実施を想定しております。なお、除雪ボランティア研修会につきましては、去る11月24日に、国土交通省が専門的な知識や豊富な経験を有する者を派遣する克雪体制づくりアドバイザー派遣制度を活用して、先導的な取り組みを実践されている2名を講師として招き、横内町会との共催により実施したところであります。

市では、学生ボランティアを初めとした自主的な除雪活動が市内各地域において展開されるよう、引き続き関係機関と連携しながら支援してまいります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。

ボランティアポイント制度の対象として自主的な除雪活動を支援してきたと。平成30年度の学生ボランティアは177名、さらにふやしていきたいということで、今年度は横内町会と同様の取り組みを考えて実施しようとする団体を支援していくと。そのために、国土交通省の雪処理の担い手の確保・育成のための克雪体制支援調査に応募をして、10月7日にそれが採択された。今年度、今冬は、この横内町会に加えて、油川コミュニティ協議会を支援していく予定だと。中身については、除雪用具等の現物支給、それから担い手育成研修会、これについては11月24日に実施済みという答弁だったと思います。

もう1つ質疑したいと思います。昨年度、青森市横内町会に対して、スノーダンプ、アルミスコップなどの除雪用具の貸し付けを行ってきたということですが、今シーズンについては、同町会に対してどのような支援をしていくのかお伺いいたします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

今年度における横内町会に対する支援の内容でありますけれども、除雪用具や会議運営に係る事務用品の支援として、除雪活動に必要な物品等について、貸与または支給する予定としておりまして、物品等の具体的な内容につきましては、現在、横内町会と協議中であります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 現在、横内町会と協議をしていると。それが整えば貸与、あるいは現物支給ということを考えているということでした。

あと要望にいたします。除排雪におけるパートナーシップによる除雪、市民との協働については、少子・高齢社会の進展でますます重要になってくると思われれます。しっかりやっていただきたいということを要望して、この項を終わります。

次に、2点目は、議案別冊令和元年度青森市一般会計補正予算、10款教育費1項教育総務費1目事務局費に関連をして、通学区域再編事業についてお伺いいたします。

来年度統合する3校を除いて、複式学級を有する小学校の児童数・学級数の現状とPTAとの話し合いの状況を教えてください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 竹山委員の複式学級を有する小学校の現状と話し合いの状況についての御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、通学区域再編について、複式学級を有する小学校と全学年単学級の中学校を最優先の対象校とし、保護者や地域の皆様と十分な話し合いを行い、関係する皆様の御理解をいただきながら進めてきているところであります。

本年度、複式学級を有する小学校は8校となっており、令和2年4月に統合する西田沢小学校、奥内小学校、後潟小学校のほか、菫町小学校、橋本小学校、高田小学校、本郷小学校、大栄小学校が複式学級を有しております。統合する3校を除いた5校の令和元年5月1日現在の通常学級の児童数・学級数につきましては、菫町小学校は、児童数40人、学級数は2年生と3年生、4年生と5年生の複式学級があることから計4学級となっております。橋本小学校は、児童数32人、学級数は3年生と4年生、5年生と6年生の複式学級がありますので計4学級となります。高田小学校は、児童数35人、学級数は2年生と3年生、5年生と6年生の複式学級がありますので計4学級となります。本郷小学校は、児童数54人、学級数は4年生と5年生の複式学級があるので計5学級となっております。大栄小学校は、児童数29人、学級数は1年生と2年生、3年生と4年生、そして5年生と6年生の複式学級がありますので計3学級となります。

この5校のPTAとは、教育環境に係る話し合いを継続して行っております。この話し合いの中では、教育委員会から将来的な児童数の推移や小規模校のメリット・デメリットなどについて情報提供を行った上で、今後の教育環境のあり方について具体的な御意見をいただいているところであります。この話し合いの中で、PTAからは、部活動や学校行事の選択肢に制限がある。規模の大きい中学校へ進学したことを考えると不安である。PTAの人数も少ないので負担が大きい。小規模校では、子どもたちがきめ細やかな指導を受けられるなどメリットもある。将来的に統合する場合のスケジュールやスクールバスの運行等、具体的な支援策を示してほしいなどの御意見が出されているところであります。また、PTAが独自に保護

者に対して学校統合についてアンケートを実施したところもあります。その結果についての報告も行われております。

教育委員会といたしましては、今後も複式学級を有する小学校と全学年単学級の中学校を最優先の対象校とし、関係する皆様への情報提供と意向把握に努めながら、教育環境の充実に向けた通学区域再編に継続的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 どうもありがとうございました。

今話を聞いて、やはり大変だなと感じました。人数についてもかなり少ない。そして、複式学級の状況、さらにPTAの関係、これまでもずっと情報提供あるいは意向についてお話をしてきたと。保護者の方からあるいはPTAのほうからは、部活動、学校行事に制限、さらに負担が大きい、今後について不安だということなどが出されているという話でした。

再質疑で、今お話があった5校について、男女別の児童数あるいは比率を聞きたいと思いましたが、今の答弁からもう大分推察ができますので、そこは飛ばしていきたいと思えます。いずれにしても、教育環境を含めて児童のことをやはり最優先に考えていかないといけないなと感じました。

続いて、統合後のあり方というか、学校の統合によって閉校となった小・中学校の校歌、あるいは歴史などの資料の取り扱いについてはどうなっておりますか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 再度の御質疑にお答えいたします。

閉校した学校の資料等の取り扱いであります。学校の統合によって閉校となった学校の資料のうち、公文書——指導要録のようなものですが、これは文書編さん基準がありまして、これに基づいて統合先の学校に引き継ぎされている状況です。

また、備品もありますので、備品は青森市の財務規則に基づいて統合先の小・中学校に引き継ぐという形になります。ただ、統合先の小・中学校で使用しない備品等については、ほかの小・中学校に使用するかどうかの確認をとっているところでありまして、これによっていろんな学校に引き継がれているということでもあります。

さらに、これ以外の物、例えば卒業アルバムですとか、文集、そして記念誌といった学校の歴史を記した資料、さらには校歌の楽譜などもありますので、これは公文書や備品には当たらないものでありますが、統合先の学校で保管しているところがあります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。

まず、先ほども申しましたけれども、要望したいと思えます。通学区域再編につ

いては、先ほども言いました、教育環境など児童・生徒のこと、それから保護者のことをまずは考えて、その上で、地域の住民ともしっかり話し合いをして進めてほしいと思います。このことは、将来の持続可能な地域づくり、まちづくりにも関係をしてくると私は考えます。

また、最近、学校統廃合と学校アーカイブズの保存が話題となっておりますけれども、学校が地域とともに歩んでいる、あるいは歩んできたことを考えると、学校は単なる組織的価値のほかに社会的価値、文化的価値、さらには心象的価値という特性があって、かけがえのないアーカイブズだと思います。そういう意味で、特に小規模校の文書、記録については地域の歩みそのものであると考えますので、今は統合先の学校に保存しているという話がありましたけれども、こういうことをしっかり考えて、今後の取り組みを検討されることを要望いたします。

最後に、議案別冊令和元年度青森市一般会計・特別会計補正予算の第2表、債務負担行為補正に関連をして、浅虫ダム線道路整備事業用地取得に係る調停及び訴訟委任について伺いたいと思います。

この調停及び訴訟委任の内容についてお知らせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 竹山委員からの浅虫ダム線道路整備事業用地取得に係る調停及び訴訟委任の概要についての御質疑にお答えいたします。

市道浅虫ダム線は、国道4号と県道増田浅虫線を結ぶ路線で、浅虫ダム及び浅虫温泉街に至る延長5020メートル、幅員約4メートルの道路であります。狭隘で、かつ急カーブが多いことから、交互交通ができない状態にあります。このことから、浅虫ダム周辺に整備された遊歩道などの施設利用及び災害時の国道4号の代替道路として、交通の円滑化と地域防災機能の確保を図るため、用地取得と部分的な拡幅工事を行っているところであります。

当該路線の用地取得対象地の中には、登記上の所有者が既に亡くなっており、複数の相続人の方々との用地交渉の結果、所有権の持ち分割合について、青森市が15分の14、当該調停の相手方である残り1人の相続人が15分の1の共有地となっている箇所があります。相手方とは平成27年3月に1度用地交渉を行っておりますが、その後、現在まで訪問や文書による協力依頼を継続して行っているものの、応答がなく、相手方の協力を得て土地持ち分売買契約を締結することが困難な状況となっております。

このことから、相手方との話し合いによる解決を目指すべく、民事調停を申し立てしようとするものであります。なお、相手方が期日に出頭しないなど調停が不成立となった場合には、対価の支払いによる相手方持ち分の取得を求めるため、訴訟を提起したいと考えておまして、一連の手續等について顧問弁護士に委任する費用を補正予算に計上し、本定例会で御審議いただいているところであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。なるほど。15分の14が青森市、共有地ですね。15分の1の方について平成27年3月から交渉してきたと。だけれども、その後、継続していろんな方法で連絡をとろうとしているんだけど、応答がないと。契約困難というような状況なので、民事調停でということで、顧問弁護士にお願いするためという話がありました。交渉事ですので大変だと思いますけれども、しっかり進めていただきたいということを要望して、終わります。

○渡部伸広委員長 次に、山本武朝委員。

○山本武朝委員 公明党の山本武朝でございます。最初に、少し明るい話題をお話しさせていただきます。

昨日、農林水産省が本県産のリンゴを初めてインドにも輸出するということがありました。試験的に10回ぐらい輸出するというので、今年度中にも第1回目があるということで、非常にリンゴ生産者にとってはモチベーションの上がる明るい話題だなと。御承知のように、リンゴの輸出は9割が台湾、香港であります。そういった中で東南アジアにふえていくのは本当にモチベーション的にもありがたいなと思っています。実はインドもしっかりリンゴ生産をしております、2017年度では約227万トン、世界第5位であるということで、こういったリンゴを——中国もしっかりリンゴ生産があります。こういった中にしっかり本県産リンゴが入っていくということが、今後明るい話題だなと思っています。御承知のように、リンゴ生産における現場はかなり厳しい状況で、私も一般質問でも何度か触れさせていただきましたが、やはり後継者不足。今年度も私、残念ながら後継者がいなくて、リンゴ樹を伐採する農家さんの現場にもおつき合ひさせていただいたり、あとはさまざまな生産工程の中での作業がある中で、本当に労働力が必要であるということでありますので、こういったところをしっかりと行政、また農業関係者と取り組んでいきたいと思っております。人口減少だけじゃなくて、残念ながらリンゴ畑の面積も、農業にかかわる人も減ってきているというのが現状ですので、しっかりと本県、本市の大事な産業であるリンゴ産業を守っていきたいと思います。

最初の質疑は、2款総務費1項総務管理費4目企画費ということで、青森圏域連携中枢都市圏についてお伺いします。

本定例会でこの連携協約の議決後、連携協約を締結し、今年度内に連携中枢都市圏ビジョンを策定する予定であるとお聞きしておりますが、その連携中枢都市圏ビジョンの概要というのをお知らせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。企画部長。

○小川徳久企画部長 山本武朝委員からの連携中枢都市圏ビジョンの概要についての御質疑にお答えいたします。

連携中枢都市圏ビジョンは、連携中枢都市圏の中長期的な将来像を描くとともに、その実現に向けた連携協約に基づく具体的取り組みなどを示したものであります。

連携中枢都市圏ビジョンにつきましては、民間団体や各町村からの推薦者を構成員とする連携中枢都市圏（東青地域）ビジョン懇談会をこれまで3回開催し、そこでいただいた御意見及び関係町村との事前協議を踏まえながら、現在、検討を進めているところであります。

このビジョンに盛り込む内容のうち、本圏域における連携する取り組みにつきましては、総務省が示す圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上の3つの分野に関するものとなっており、詳細については、今後、関係町村との協議や予算編成などを経て決定することとなりますが、現時点におきましては、物産展の合同開催や周遊モデルコースの造成など産業・観光振興の取り組み、在宅医療・介護連携など地域医療体制充実の取り組み、東青地域母子保健広域ネットワーク会議の開催や一時預かり事業の対象の圏域への拡大など子育て支援の取り組みなど44の事業を想定しているところであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 山本武朝委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。これから詰めていくということですが、しっかり進めていただければと思っております。

既に東津軽郡——東郡、広域事務組合を初め、さまざまな事業で、観光面でも今、答弁あったとおり、連携して進めている事業もあるわけでありまして。青森市を核とした5市町村の取り組みがやっとスタートできるという思いでうれしく思っております。

そこで1つだけ再確認、質疑させてもらいます。現在44の取組もうとしている事業は大変いい取組みだと思っております。その中で、幾つか重要な、いいなといった取組みをちょっと一括して——まだ予算審議前ですので各部長に聞くわけにいかないの、一括して企画部長に確認させていただきます。

資料は、総務企画常任委員会で配付された資料で、「連携協約に基づき推進する具体取組一覧（案）」というのを私も見させてもらいまして、その中で——具体名を言います。21番、一時預かり事業、22番、病児一時保育事業、32番、図書館相互利用事業、34番、水道事業の広域連携事業及び39番、東青地域移住・定住促進対策連携事業、それぞれの概要でいいですのでお示しいただけますでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。企画部長。

○小川徳久企画部長 山本武朝委員からの今、御指定いただきました5つの事業についてのそれぞれの現時点で考えている概要について御説明いたします。

それぞれの事業概要につきましては、まず、一時預かり事業につきましては、通院等の突発的な事情や育児疲れ等により一時的に家庭での保育が困難となった場合に、保育所等で児童を保育するもので、本市の事業の対象を圏域に拡大するもの。また、病児一時保育事業につきましては、小学校3年生以下の病気の児童が保護者

の就労等の理由により、自宅で保育が困難な場合に一時的に保育するもので、これも本市の事業の対象を圏域に拡大するもの。また、図書館相互利用事業につきましては、圏域内の図書館・図書室において、圏域住民に対し図書等の貸し出しサービスを相互に提供するもの。また、水道事業の広域連携事業につきましては、災害訓練等の共同開催や水質管理の一体的な実施等を行うもの。そして最後に、東青地域移住・定住促進対策連携事業につきましては、圏域での仕事や暮らしなど、移住に関する情報の効果的な発進や移住相談体制の充実など、圏域への移住促進を連携して行うものとなっております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 山本武朝委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。やはり、とても大事な取り組みだなど。先ほど答弁ありましたとおり、一時預かりでも本市だけじゃなくて圏域内でやれると。これは、利用者の方も本当に助かりますね。あと、病児育児・保育。また、圏域内の図書館もお互いに使えるようになるということで、これも地味ですけども、とても大事な取り組みだと思います。あと、水道は、災害のときはお互い給水車の連携をしたり、東青地域の移住・定住ということで、やっぱり青森地域へ移住したいという方は、青森市だけじゃなくて俺は山のほうがいいんだ、俺は漁村のほうがいいんだという場合がありますので、まさにこうやって連携して、この地域の活性化に寄与していただければと思います。この項は終わります。

2番目の質疑は、病院事業会計、そして今回の補正予算の計上の部分でお聞きさせていただきます。

浪岡地区で実施予定のヘルステックを核とした健康まちづくり事業の中で今回、実証プログラムというふうに補正予算が盛り込まれていますけれども、その詳細をお示しく下さい。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 山本武朝委員からのヘルステックを核とした健康まちづくり事業の実証プログラムについての御質疑にお答えいたします。

今定例会の渡部議員の一般質問、スマートシティについての中で、本市と株式会社フィリップス・ジャパンは、ヘルステックを核とした健康まちづくりの取り組みとして、浪岡地区においてモビリティを活用した予防サービス事業及びIoTを活用したみまもりサービス事業を計画している旨を、また、その円滑な実施に向け、来年1月から3月にかけて、実証プログラムを実施したいと考え、所要の経費を、今定例会に補正予算案として提案させていただいている旨をお答えしたところであります。

まず、モビリティを活用した予防サービス事業の実証プログラムではありますが、この事業は本来、体組成計や野菜摂取チェッカーなどを搭載し、保健師や栄養士との面談スペースとなる車両、いわゆるモビリティの活用を想定しておりますが、そ

の準備段階として、この実証プログラムでは、浪岡地区の集会所等において、あおもりヘルステックコンソーシアムへの参加を表明していただいている株式会社タニタから体組成計を、同じくヘルステックコンソーシアムへの参加を表明していただいているカゴメ株式会社から野菜摂取チェッカーの提供を受け、簡易ヘルスチェックを実施するとともに、保健師による健康相談、栄養士による栄養相談を実施することとしております。その際、ヘルステックコンソーシアムへの参加を表明していただいているネスレ日本株式会社の栄養補助食品等のサンプル配布も行うこととしております。

また、IoTを活用したみまもりサービス事業の実証プログラムについては、浪岡病院の訪問看護を受けている患者さんの自宅に、同じくヘルステックコンソーシアムへの参加を表明していただいている株式会社エナジーゲートウェイの電力センサー及び株式会社ワーコンの見守りロボットを設置するとともに、株式会社フィリップス・ジャパンの電動歯ブラシによる口腔ケアも加えた24時間の見守りを実施することとしております。

その財源としては、むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成金として200万円を見込み、野菜摂取チェッカー、電力センサー、見守りロボットなどの経費として、254万5000円を見込んでおります。

この実証プログラムにより、実際に得られたデータを収集・分析し、本格実施に向けた事業に生かしていくこととしております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 山本武朝委員。

○山本武朝委員 詳しく御答弁ありがとうございます。

ヘルステック、浪岡地域の方は本当に期待しておりまして、私も地域で集まったときに説明したら、それいいねということで、地域住民、浪岡地区の方は楽しみに思っているの、詳しく御答弁いただきましてありがとうございます。

その中で、結構片仮名言葉が多いんですよ、ヘルステックとか、モビリティとか。今説明を聞いた中で今回自分がすごいなと思ったのは、保健師や栄養士が出向いて面談スペースとなる車両、面談するための車、それがモビリティと、移動ということですね。こういったこともやって、それぞれタニタ株式会社、カゴメ株式会社、ネスレ日本株式会社とか聞いたことのあるメーカーがいろいろな物、計測器とかを提供していただけるんだなということで期待しております。

また、さっきの御答弁にあった見守りロボット。いいですね、いよいよこれが——見守りロボットを訪問看護を受けている患者さんのところに、3名とおっしゃいましたけれども、24時間見守るということで、この実証実験もすごく私も期待しているところでもありますので、この事業をしっかりと進めていただければと思います。

そういった中で、どうしてもこのヘルステックを浪岡地域の医療の中で考えると、

このたびの入札の不調、浪岡病院建築工事の入札が3回不調となりましたが、このヘルステックの事業への影響というものはあるのでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。新浪岡病院の入札不調によるこの事業への影響ということでもあります。

今定例会の中田議員の一般質問においてもお答えしたところでありますが、今回の入札不調の原因については、工事の設計に当たって、国の基準である公共建築工事積算基準に基づき積算しており、適正な価格と考えていたものの、近年、材料価格の上昇傾向が続いていることや、職人不足に伴い人件費も上昇傾向にあることなど、市と業者の認識に乖離があったものと考えております。

3回の入札不調を受け、より実勢価格に見合った積算を行うべく、材料価格等の調査をするとともに、再度、市内の専門工事業者から見積書を徴取するなど、改めて設計単価の見直しを行い、浪岡病院建替事業の継続費について補正予算案を今定例会に提案し、御審議いただいているところであります。

補正予算案の御議決をいただきましたら、速やかに当該工事の入札を公告し、1月には入札、開札を行い、工事完了は令和3年3月、新浪岡病院の開院は令和3年5月を見込んでおります。

このヘルステックを核とした健康まちづくり事業への影響についてであります。当初から新浪岡病院開院までは、現在の浪岡病院を活用した事業展開を想定しており、事業への影響はないものと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 山本武朝委員。

○山本武朝委員 当然資材費の上昇、人件費の上昇ということは考えられるわけですので、浪岡病院当局というよりは、積算と根拠となるほうでしっかり——3回不調だったわけですから、今度は4回目ですからね。ここはしっかりやって、1月の入札を受けて成立すればいいなと本当に願っている次第であります。開院時期は先ほど令和3年5月を見込んでいたとあったので、ちょっとずつずれてきておりますけれども、事業への影響自体は、現病院を使っているもので影響はないという答弁で、それは確かに筋が通っているんですけども、やはりそういった新しい病院の建てかえが不調により延びるということは、地域住民のちょっとした不安にもつながることですので、ここはしっかり入札が成立していただきたいことを含めて要望して、この項は終わります。

3つ目、これは信号機のない横断歩道での一時停止について。済みません、先に読むのを忘れました。2款総務費1項総務管理費7目交通安全対策費でありました。

この質疑をする経緯は、実はつい先日、日本自動車連盟——J A Fが今年8月に行った調査によると、信号機のない横断歩道で歩行者が渡ろうとする際、実はなかなか一時停止してくれないと。何と衝撃的な数字で青森県は、そのJ A Fの調査で、

とまってくれるのが4.4%で、全国ワースト2位であったと。一応、全国平均は17.1%ということだったんですけれども、この数字自体はサンプル調査を見たら、たった2カ所を選んで——これが4.4なのか10なのか、順位は僕は大きく問いません。ただ、やはり私も渡ろうとしたり、逆に自分が運転している場合、歩行者がいる際、ちゃんと本当に丁寧にとまっているのかなど。とまっていないんじゃないかという車も見かけているもので、今回この質疑をさせていただいたわけです。ちょっと調べてみたら、ことしの青森県内の交通事故死、きのう時点で何と36人お亡くなりになっております。昔、交通戦争という時代からするとずっと減ったわけですが、それでも36人。その36人のうち、4人が横断歩道、道路の横断中で亡くなられたという調査をきのう見てきました。

私はこれまで、やっぱり車というのは凶器ですから、道路の脇は生身の人間が歩いてどうなるかわかりませんので、本当に交通安全というのは私を初め全議員が取り組んでいることだと思いますけれども、私も今まで何カ所か横断歩道を設置させてもらった中で、やはり痛ましい小学校1年生の死亡事故があったり、そういった思いから、決して交通事故で子どもの命を落としてはならないという思いから質疑させていただきます。

そこで質疑させていただきますが、信号のない横断歩道において、横断しようとする歩行者がいても一時停止をしない車が見かけられるが、市として、運転手の意識向上のための取り組みを進めるべきだと思うがどうでしょうか。いかがですか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 山本武朝委員からの信号機のない横断歩道での一時停止についてのお尋ねにお答えいたします。

道路交通法によりますと、車両は、横断歩道を横断し、または横断しようとする歩行者があるときは、その横断歩道の直前で一時停止し、歩行者の通行を妨げないようにしなければならないこととなっております。また、この規定の違反となる行為をした場合は、違反点数2点のほか、車種により6000円から1万2000円の反則金が科されるなどの罰則があります。

本市では、市内における交通安全の総合的かつ効果的な対策を講ずることを目的に、青森警察署を初めとする関係機関・団体や市内関係部局による青森市交通安全対策協議会を組織し、市が事務局となり、市民の交通安全意識の向上と交通事故防止に向けた活動を積極的に実施しているところであります。その中で、横断歩道における歩行者優先の徹底と、子ども、高齢者、障害者等の交通弱者に対する思いやり運転の促進についてを、今年度の交通安全運動の推進事項の一つとし、季節ごとの交通安全運動での街頭活動や、街頭にのぼり旗を掲示するなどして、ドライバーに対して交通ルールの遵守を呼びかけております。

このほか、青森市交通安全母の会や青森県警察本部と連携した参加体験型の交通安全教室の開催や、地域における交通安全活動に尽力している町会等を表彰し、そ

の取り組みを推進しております。さらには、同協議会加盟の事業者団体におきまして、職場における交通安全指導等を積極的に展開しているところであります。

なお、青森県警察におきましても、信号機のない横断歩道において、歩行者が道路を渡ろうとしている際に、一時停止しない車の違反も含めた交通取り締まり活動を継続的に実施しているほか、委員御紹介のJAFの調査結果も踏まえ、本年11月には、信号機のない横断歩道における横断歩行者保護特別強化日を指定し、県内各所で一斉に街頭での広報啓発、交通指導取り締まりを実施したとのことであります。

今後とも、関係機関・団体と連携し、横断歩道における歩行者優先についても、周知方法を工夫しながら啓発に努めてまいります。

○渡部伸広委員長 山本武朝委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。

答弁にありましたとおり、一時不停止は交通違反です。マナー違反ではなくて、道路交通法の第38条とはおっしゃられませんでしたけれども、道路交通法の第38条で2点の減点——とまらなかったらですね。横断歩道の一時停止。通常、普通車・軽自動車は9000円の反則金があるということで、しっかり横断歩道のところに子ども、大人でも立っていたらとまる。これが当たり前のようですけども、なかなかなされていないという現実があるわけでありまして。市として何ができるかという、市民部長の答弁のように、やはりマナーの向上、安全意識の——できることは限られるわけですけども、ここは粘り強くやっていくしかないと思っております。2日前もたしか、冬の交通安全運動で母の会の方が立っていましたね。また春、秋の交通安全週間もあるし、また学校においては新入生入学のときにも交通指導をやっておりますので、こういったことを粘り強くやっていただきたいという思いです。

そこで、せっかくなので再度確認の質疑をさせていただきます。本市に寄せられた過去3年間の横断歩道の設置要望件数、そしてその後、実際に設置された件数をお知らせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 再質疑にお答えいたします。

横断歩道の設置につきましては、青森県公安委員会が県内の各警察署から横断歩道設置の上申を受けた後に、必要性や安全性を判断した上で設置を決定しております。このため、本市では町会等から寄せられた要望については、市民部生活安心課において取りまとめ、警察署、道路管理者、町会等の関係者立ち会いによる交通診断を実施しております。また、通学路に関して小・中学校から寄せられた要望については、教育委員会事務局学務課において取りまとめ、警察署、道路管理者、学校等の関係者立ち会いによる合同点検を実施しており、それぞれ横断歩道の設置が適切であると判断された場合に、警察署が青森県公安委員会に上申しております。

お尋ねの過去3年間における横断歩道の設置要望件数と実際に設置された件数につきましては、平成28年度は要望件数が7件で、このうち設置された件数は1件。

平成29年度は要望件数が12件で、このうち設置された件数は5件。平成30年度は要望件数が4件で、このうち設置された件数はゼロ件となっております。なお、横断歩道が設置されなかったものにつきましては、交通診断等の現地確認において、横断歩道を横断する歩行者が少ないこと、横断する歩行者の待機場所がないため安全が確保されていないこと等の理由でいずれも設置見送り、または対応困難とされたものであります。

○渡部伸広委員長 山本武朝委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。意外と件数が少ないですね。平成28年度は要望件数が7件、うち設置が1件——この同じ年度内に合わないんですね、前の年度に交通診断等をやって翌年設置したりね。平成29年度が12件のうち、5件設置された。平成30年度は4件の設置要望で、このうち設置されたのはゼロ件ということでしたが、私も幾つかかかわって設置できたのがあったんですけども、当然私たち市議会議員は、さまざま地域からこうやって交通安全指導、カーブミラー、横断歩道の設置要望があると思うんですけども、やっぱり大事なのは、まずは横断歩道はあったほうがいいわけですけども、それだけじゃないですね。やはり、最終的にはドライバーの意識向上というふうには思っております。

最近、横断歩道を渡るときに、学校等でも右見て左見て渡ろうというのをやりますけれども、昔はよく手を挙げてとやっていたんですけども、最近それは余り使っていないということで、手を挙げた際、逆に視界が、車が見えなくなったりする場合もあるということで、そこまではやっていないというふうにお聞きしました。ただ、実際渡ろうとして、これは子どもに限らず私たちも車が遠くから来た場合、やはり黙って立っているよりは、ドライバーの顔を見てぱっと手を挙げて、にらむわけじゃないけれども、渡りますというサインを出して渡ったほうが、ドライバーのほうも、これはとまらなきゃいけないといった意識になると思いますので、そういったことも含めまして、とにかく横断歩道では一時停止をします。道路交通法第38条でしっかり定められていますので、ここをしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

必ず交通安全の一般質問をすると、何度かしゃべったと思うんですけども、皆さんもやっぱり毎朝車で出勤するときには必ず——私も朝1回きりですけどもね——車は凶器だ、きょうも安全運転でいこうと声を出して、ハンドルを握るときにやっていただければありがたいなと思っております。

以上で質疑を終わります。

○渡部伸広委員長 次に、舘山善也委員。

○舘山善也委員 自民・志政会、舘山善也です。よろしくお願いたします。

質疑の前に1件、所見だけ述べさせていただきます。

今期定例会冒頭に、市長の提案理由説明の際に、小野寺晃彦市長が来年度の市長選への出馬を表明されました。まいねまいねの政治から前へ前への政治ということ

で、この3年間高く評価しております。与党の一人としてまた一緒に頑張りたいと思っていることを表明して質疑に入ります。

令和元年度青森市自動車運送事業会計補正予算（第1号）から市営バスについて御質疑させていただきます。

市営バスの運行について、今年度から夏期、冬期に応じた2シーズン制ダイヤを導入しました。12月2日からの冬ダイヤは市民にどのようなよい影響を与えているのかお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 館山委員の冬ダイヤの実施についてのお尋ねにお答えをいたします。

交通部では、冬期に交通環境や利用状況が大きく変化する雪国としての地域特性に対応するため、今年度より、今、委員のほうからも御紹介がありました夏ダイヤ、冬ダイヤの2シーズン制ダイヤを導入することとしたところであります。

この中で、冬ダイヤにおきましては、冬期間の利用客の増加に対応するため、通勤・通学便を中心に増便を行ったところであります。具体的には、平日が改正前から23便増の882便、休日が改正前から14便増の757便と平日、休日ともに増便を行ったところであります。また、冬期間の定時性を向上させるため、路線や系統ごとに、また曜日や時間帯ごとに、過去のデータや乗務員の経験などをもとに所要時間の調整も行ったところであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

少しピンポイントで御紹介して、聞きたいんですけども、西バイパスにある厚生病院前が夏ダイヤでは17時16分発のダイヤが、冬ダイヤになりますと17時09分になりました。時間が繰り上がったということなんですけど、この理由をお示しいただけますか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 再度のお尋ねにお答えをいたします。ただいまの西バイパス線厚生病院前の通過時刻に関する御質疑でありました。

このたびの冬ダイヤにおきましては、冬期間の利用客の増加に対応するため、通勤・通学便を中心に増便を行うとともに、冬期間の定時性を向上させるため所要時間の調整を行ったところを、先ほども申し上げさせていただきましたけれども、この中で西バイパス線につきましても所要時間を調整するとともに、西部発の運行便を7便から8便ということで1便増便しているところであります。こうした調整を行った結果、お尋ねの運行便では、厚生病院前の通過時刻が従前より7分早くなったというところであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 館山委員。

○館山善也委員 実際に、ここの病院に勤めている方は午後5時に終わる勤務の方もいらっしゃるということで、距離的にはそうでもないんですが、実際、積雪があるとかなり滑りやすいような坂道でありまして、また始発でもないために、おくれまいとして一生懸命行っているんだということでした。夏場が16分で、冬場になったら、雪が降ったら9分になってしまったという声がありました。全部を網羅して要望に応えることは難しいかと思いますが、今年度初ですので、また来年度に向けてさまざまな声を聞いて調整をお願いして、この項は終わりたいと思います。

続きまして、交通部では多くのバスを保有していると思います。その車両は市民の貴重な財産でありまして、また、営業中は職員がいるので大丈夫だと思いますが、営業終了後は職員不足になり、車両が犯罪やいたずらされるリスクがあると私は考えております。市営バスの東部・西部営業所での保管台数、またセキュリティー、防犯対策についてお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 バスの保管台数とそのセキュリティー対策についての御質疑にお答えをいたします。

営業所におけるバスの保管台数につきましては、まず東部営業所が77両、西部営業所が64両の合計141両となっております。

また、営業終了後のセキュリティー対策につきましては、両営業所とも午後10時から午前6時まで守衛を常駐させまして、建物及び構内を巡回するなどの防犯対策を講じているところであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。防犯には完全ということはありませんけれども、やはりこういった意識が必要だと思いますし、運行する朝一番の便にいたずら等が発生したときにも、すぐに対応できるようにお願いしたいと思います。

また、これは犯罪ではありませんが、先々月、各地で記録的な豪雨をもたらした台風第19号の影響で全国に浸水被害が多く、河川の流域に及んだところであります。その中で、北陸新幹線が水没したニュースというのは私もやはり衝撃的でありまして、これが仮に市営バスに同じような状況が起きたらどうなるんだろうかなと考えたところであります。

そこで御質疑いたしますが、東部営業所と西部営業所は、それぞれ海拔何メートルに位置するのか。また、こういった大雨に対する対策等はあるのかお尋ねいたします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 東部、西部両営業所の海拔及び大雨があった場合の対策という御質疑でありました。

まず、海拔のお話でありますけれども、国道交通省の国土地理院の地図情報によりますと、東部営業所の海拔は約4メートルに位置しております。西部営業所のほうは、海拔約19メートルとなっております。

それから、大雨等の水害対策であります。東部営業所につきましては野内川流域、西部営業所につきましては新城川流域付近に位置しているところであります。平成29年3月更新の洪水ハザードマップによりますと、東部、西部両営業所とも浸水が想定される区域には入っておりませんので、通常管理ということになっております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 館山委員。

○館山善也委員 東部営業所が約4メートル、西部営業所が約19メートルということで、これは安心ですね。こういった形で市民にも啓発いただければ、さまざまな疑問点、問題点も解決できるかと思えます。

最後に、ちょっともう一度聞きたいんですが、厚生労働省では先月15日、全国的なインフルエンザの流行シーズンに入ったと発表しております。昨年よりも約1カ月も早いシーズン入りで、青森市も感染者が多いとされているところであります。市民の交通手段に欠かせない市営バスの運転手も感染すれば、そもそも運転業務に支障が出ますので、こういったインフルエンザ対策等はどうやって行っているのかお尋ねいたします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 インフルエンザの感染予防対策についての御質疑にお答えをいたします。

市営バス乗務員のインフルエンザ感染予防対策につきましては、インフルエンザの流行期間中におきまして、全乗務員にマスクを配布し、運行中の着用を奨励するとともに、営業所内に消毒液やうがい薬を設置しているほか、ポスターや健康便りなどにより、手洗いとうがいの励行や予防接種の奨励を全乗務員に啓発を行っているところであります。

また、毎日の乗務前の点呼時におきまして、運行管理者が乗務員の健康状態等を確認し、発熱等の症状が確認された場合には、乗務をさせないといった対応をしております。これにより、お客様への感染や乗務員の健康起因による交通事故を未然に防止しているところであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 館山委員。

○館山善也委員 わかりました。

どうしても市民が乗るバスですので、実際に感染している方が乗ることも想定されます。現段階で、実際、過去にどの程度の運転手がインフルエンザにかかったのか、数というのは把握しているものですか。もしわかっていたら教えてください。

○**渡部伸広委員長** 答弁を求めます。交通部長。

○**赤坂寛交通部長** 過去のインフルエンザの罹患状況であります。

直近の平成30年度で申し上げますと、年間を通じて11名ということであり、最大でかぶったときでも3名程度という状況になっております。

○**渡部伸広委員長** 館山委員。

○**館山善也委員** 意外と少ないのにびっくりしました。

予防接種等も啓発していただいて、やはり市民の大事な足ですので、確保に努めていただきたいことを要望して、この市営バスの項は終わりたいと思います。ありがとうございます。

次に、4款衛生費4項霊園費についてお尋ねいたします。

合葬墓についてお尋ねいたします。合葬墓の収容規模、また申し込み資格要件、使用料、供用開始時期などをお示してください。

○**渡部伸広委員長** 答弁を求めます。市民部長。

○**坪真紀子市民部長** 館山委員の合葬墓についてお尋ねにお答えいたします。

市では、市営霊園について、将来にわたって市民の霊園需要に对应していくため、承継を前提としないお墓に対する市民のニーズなどを踏まえ、月見野霊園内に合葬墓を整備しているところであります。

この合葬墓には、遺骨を骨箱で2000体保管できる納骨室と、収容部分がおおむね76.8立方メートルの合葬室を備えており、お申し込みの際は、納骨室へ一定期間保管した後に合葬室へ埋蔵する方法と、直接合葬室へ埋蔵する方法のいずれかを選択することができるよう調整しているところであります。

申し込みの資格要件につきましては、遺骨を保有していることや、市営霊園の墓地区画から合葬墓へ改葬する場合には、現在使用している墓地区画を返還いただくこと、生前に予約する場合には、市内に住所を有する一定年齢以上の方で、かつ市営霊園の使用許可を受けていないことなど、市民から寄せられた御意見や他都市の状況を踏まえながら、現在、青森市霊園条例の改正案に盛り込むよう、庁内の調整を行っているところであります。

また、使用料につきましては、令和2年度当初予算編成作業の中で協議しているところであり、いずれも来年3月の市議会定例会において、御審議いただくよう準備を進めているところであります。

供用開始時期につきましては、合葬墓の外構工事が来年6月末までに終了する予定であることから、これを念頭に供用を開始したいと考えておりますが、早期に供用できるよう、準備を進めているところであります。

○**渡部伸広委員長** 館山委員。

○**館山善也委員** ありがとうございました。

やはり興味ある市民も多いと思いますので、周知啓発に努めていただきたいことをお願い申し上げて、この項は終わりたいと思います。

次に、2款総務費1項総務管理費で、市民プールについてお尋ねいたします。

青森市次世代健康・スポーツ振興基金積立金がありまして、アリーナの建設が着々と進んでいることだと思います。合浦公園にある市民体育館の代替としてそこに持ってくるということでありましたが、私としては、横にあるプールも一緒に連れて行ってほしいと思っておりましたけれども、どうやらそれは要望がかなわないようであります。来年、年を明けますと、とうとう東京オリンピックが目に見えてまいります。本市においてもゆかりのある選手が東京オリンピックに参加するということは、市にとっても大変喜ばしいことだと考えております。事、水泳界からは2名の選手がこの東京オリンピックに出場が可能かどうかと、今切磋しているところであります。お1人は、青森東高校出身で中央大学に在籍している相馬あい選手、彼女はバタフライの選手であります。この予算特別委員会の中にも先輩に当たる方がいらっしゃると思いますので、ぜひとも応援のほうお願いしたいと思っております。またもう1人は、飯田純士選手、彼は青森商業高校出身で日本体育大学を卒業しております。前回のリオデジャネイロオリンピックにも出場を果たし、ポセイドンジャパンのかなめとして、レギュラーとして現在も活躍中でありまして、最終的には来年の4月の選考会に向けて今取り組んでいるというところであります。

きょうお尋ねしたいのは、市民プールでぜひ水球競技ができないかという質疑であります。こういったオリンピック選手を輩出する中で、やはり本市において、その環境を整えるべきと私は考えておりますので、市の考えをお尋ねいたします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 館山委員からの青森市民室内プールにおける水泳競技についてお答えいたします。

青森市民室内プールは、貸し切り利用による水泳大会や水泳教室、アクアフィットネスのほか、個人利用による水泳、水中ウォーキングなどに利用されており、これまで水球競技での利用実績はないところであります。

水球競技を実施するためには、競技規格として縦33.3メートル、横20メートル、水深2メートル以上の競技エリアを確保する必要があり、縦25メートル、横15.5メートル、水深1.2メートルの青森市民室内プールでは、大規模な改修工事に伴う多額の財政負担が必要となります。このほか、ボールによる窓ガラスの破損を防ぐ設備やゴールなどの備品を整備する必要もあるところであります。

これらのことから、現時点では、青森市民室内プールに、新たに水球の競技環境を整備することについては困難であるものというふうに考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 館山委員。

○館山善也委員 非常に丁寧に断っていただきましてありがとうございます。確かにおっしゃるとおり、認定する水球競技をするには水深等や幅が足りないということは承知しております。実際に今、青森市の環境でいいますと、安田にある50メー

トルの屋外プールだけが何とかスペースに合うというところでありまして、室内においては、25メートルプールでは、実際、競技の幅としては足りないということは重々承知しておりますが、ローカルルールとしまして、現段階でも秋田のチームなどを招いて大会を開くのは25メートルの室内プールであります。そういった意味では、市民プールとしては先ほど後半に言っていたガラスの破損等を防ぐためのネットや、またガラスへの加工、あとは当然ゴール等も用意しなければいけません、そういった程度で競技運営ができるのではないかなど考えておりますので、そのあたりについてはどうのお考えかお尋ねしてもよろしいでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 館山委員からの再度のお尋ねにお答えいたします。大規模な改修ではなくても、そういう備品等で対応できるのではないかというお尋ねでありました。

確かに、対応としてはそういうこともあるかと思っておりますけれども、ただ、やはり施設を安全に利用いただく、一般市民の方が数多く利用されている施設でもありますので、例えばボールによる窓ガラスの破損を防ぐ設備の整備としては、やはり防球ネットの整備に係る経費であるとか、窓にガラスが飛ばないようにする飛散防止のフィルムを張りつけする経費も必要であるほか、委員からもお話のありましたゴールの備品も必要であります。宮田のマエダアリーナの室内プールでは、確認したところ水球の対応もできるというようなお話も確認しておりますので、水球競技の利用可能なそちらのマエダアリーナのほうを活用いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 館山委員。

○館山善也委員 やはり、マエダアリーナのほうではプールの施設は借りられても、ゴール等はクラブ等が用意したものですので、それは一般の方は借りられないかと思っております。さまざまな環境がありますが、まだ国民スポーツ大会まで時間がありますので、この項はゆっくりお時間をかけて質疑していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、8款土木費2項道路橋梁費から、歩道除雪についてお尋ねいたします。

平成28年10月に策定した青森市雪対策基本計画において、冬期バリアフリー計画に基づき、冬期歩行者空間の確保を進めることとしており、この中で、「国道や県道における歩道融雪の整備や除雪については、国・県に対して要望又は協議を行うなどの連携を図る」としております。ちょっと場所を特定いたしまして、浪館通りから青森駅に向かう市道山の手通り線、ここは国道から浪館通りに入りまして、もとのバナナの六さんがある変形5差路を青森駅に曲がったところの古川跨線橋下のトンネルのことを質疑したいと思っております。

その跨線橋の下は、冬期間はトンネル内という状況のため日陰になり、風の影響

等も重なる環境から冬季シーズンを通して凍結、アイスバーン化し、歩行が大変危険な状況となります。駅の利用者を含む多くの市民の往来の多い歩道であるため、市の対策をお尋ねいたします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 館山委員の歩道の凍結対策、主に古川跨線橋下のトンネル内の凍結対策についての御質疑にお答えいたします。

市では、降・積雪状況や道路状況等を把握し、適切かつ円滑な除排雪作業を実施するため、除排雪対策本部に14班のパトロール班を設置しております。このうち、安全で快適な歩行者空間を確保するための歩道担当パトロール班も1班設置しております。主に通学路や歩行者交通量の多い歩道を対象にパトロールを実施し、適宜歩道の除雪を行っているところです。

具体的には、幅員2.5メートル以上の歩道の除雪につきましては、小型ロータリ車等による機械除雪を実施しており、市道山の手通り線の駅から古川跨線橋までの区間につきましても、当該除雪の対象となっております。また、機械除雪が困難なバス停周辺や交差点周りにつきましては、人力による除雪を実施しているところでもあります。また、冬期間の交通機能の低下や路面凍結による車道のスリップ防止対策としましては、橋梁部、踏切部、急勾配箇所や市街地の交差点部に凍結防止剤を散布しているところでもあります。

歩道につきましては、市による凍結防止剤の散布は行ってはいないものの、町会等の協力を得ながら部分的に凍結防止剤を散布し、凍結対策を実施している箇所もありますことから、古川跨線橋下の歩道につきましても、同様に実施できないか検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

やはり近隣町会と話し合っていていただいて、どうしても手すりもないので非常に危険なところだと思っております。薬剤散布でも結構ですので、そのように進めていただければと思います。

もう1点、国道7号から旭町通りに入るコンビニエンスストアが1階にある歩道の場所です。ここは融雪設備が整っているとお聞きしておりますが、今月の12月4日、大体外気温2度から3度くらいあったふぶいた日ではありますが、早くも凍結をし、非常に危険だったというところでもあります。バス停も近くにあって往来も多い箇所だと認識しておりますが、この箇所が融雪にならなかったということで、この点検のタイミングも含めてどのような形をとっているのかお尋ねいたします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 国道7号の歩道の融雪装置の作動条件等につきましては、御質疑にお答えいたします。

一般国道7号の歩道融雪は、古川跨線橋西側から青い森公園までの約900メートルが整備済みとなっております。また、青い森公園から東側の一般国道4号につきましても堤地区までは融雪が整備済みであります。

一般国道7号を管理しております国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所に確認したところ、解けぐあい等で微調整はするものの、基本的にはセンサー部分がぬれている状態で、気温が5度以下になった場合に作動するとのことでありました。しかしながら、現在、制御装置にふぐあいがありまして、補修の準備をしているとのことであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 館山委員。

○館山善也委員 5度以下で設定しているということで、それは了解しました。ただ、不良があったということですので、こういった点検等は凍結してから行うのではなくて、できれば秋口に行くことを要望して質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○渡部伸広委員長 本日の委員会はここまでで終了し、12月16日午前10時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については、後ほど事務局を通じてお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後4時50分散会

2日目 令和元年12月16日（月曜日）午前10時開議

○渡部伸広委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
これより、本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、12月13日に引き続き付託された議案の審査を行います。

審査に先立ち、私から御報告いたします。渋谷勲委員より、所用のため少しおくれるとの報告を受けております。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、大矢保委員。

○大矢保委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）自由民主党の大矢です。

最初の1番目は、地方創生推進交付金についてお伺いいたします。

国は、2015年から地方創生関係の交付金の予算を毎年度1000億円以上確保し、先進事業や、その普及に取り組む自治体に重点配分しております。

そこで、本市においてこの3年間で地方創生推進交付金を活用し、先進事業等に取り組んだ件数、件名、交付金の額をお伺いをいたします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。企画部長。

○小川徳久企画部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）大矢委員からの地方創生推進交付金についての御質疑にお答えいたします。

地方創生推進交付金は、地域再生法に基づき、地域再生計画に位置づけられた事業に交付されるもので、その補助率は2分の1となっております。

本市の平成29年度から令和元年度までの直近3年間の実績であります。平成29年度は、東北6都市連携による祭りコンテンツ等を活用した観光連携プロジェクト、すなわち東北絆まつりの1件で、交付額は188万3131円。平成30年度も平成29年度と同様、東北絆まつりの1件で、交付額は231万8591円。令和元年度は、平成29年度、平成30年度と同様、東北絆まつりの1件と青森市リノベーションまちづくり推進事業1件の合計2件で、それぞれ282万4000円、500万円の合計782万4000円で交付決定を受けておまして、この3年間の合計では、件数は4件、交付金の額は1202万5722円となっているところであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 大矢委員。

○大矢保委員 こういう交付金はどしどし、これからもやっぱり活用してほしいなと、そのように思います。先般、側溝とか用水路とかも国が全額負担して何かやるということですので、後で政府のほうのを見てやっていただきたいと思います。

次に、縁石についてお伺いします。

滋賀県大津市で保育園児等が16人死傷した事故がありましたけれども、その事故

を私も見て、もう少し縁石が高かったら防げた事故かもしれないと思いました。

そこで、市道の歩道における縁石の車道に対する高さは何センチメートルで、その高さはどのような基準に基づいているのかお伺いをします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）大矢委員からの歩道の縁石の高さの基準についての御質疑にお答えいたします。

歩道の縁石につきましては、車道との区分を明確にするとともに、高齢者や障害のある方など、全ての方が安全かつ快適に通行できるよう、歩道と車道の境界に車両の歩道への進入を防ぐ目的で設置されております。

歩道に設ける縁石の高さは、国が歩道の一般的構造に関する基準として、「歩行者の安全な通行を確保するため15センチメートル以上とし、交通安全対策上必要な場合や、橋又はトンネルの区間において当該構造物を保全するために必要な場合には25センチメートルまで高くすることができる」と定めており、市ではこの基準に基づき、車両の乗り入れ部を除き15センチメートルから25センチメートルの縁石を設置しているところであります。

市といたしましては、今後につきましても、交通安全上対策が必要な箇所については、歩道の一般的構造に関する基準に基づき、縁石や防護柵の設置等を検討してまいります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 大矢委員。

○大矢保委員 例えば、スクールゾーンとか通学路とか、商業施設の歩道や歩行者が多いところ、これをやっぱりある程度、25センチメートルだったら25センチメートルぐらいまでに高さをやったほうがいいんじゃないかなと思っています。

2006年にバリアフリー法ができて、それからだんだん低くなっているということかもしれませんが、やはり歩道の縁石が高ければ車も乗り上げませんので、その点を考慮して、これからも市道を直すときには取り組んでいただきたいと思えます。

次に、部活動指導者の人材バンクについて。

島根県益田市は、教員の超過勤務が課題となっている中で、教員の負担を軽減しようと益田市部活動指導者バンクを設置しております。これは至るところで今やっていますけれども、益田市教育委員会によると、県教育委員会の補助事業で、生徒の指導に当たる地域指導者が5校11人、中体連の取り組みに沿って大会でコーチなどに登録できる外部指導者が7校13人がおります。また、各種スポーツ団体と文化団体が連携して、練習メニューの講習会を開く方向に進んでおりまして、地域の関心が高まっております。

本市の小・中学校の部活動における外部指導者の活用について御見解をお伺いし

ます。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）大矢委員の部活動指導者の人材バンクについての御質疑にお答えします。

本市の小・中学校の部活動につきましては、平成31年3月に策定されました運動部活動の方針に基づき、地域や学校の実態に応じて、外部指導者に御協力いただきながら指導しているところであり、令和元年度における小・中学校の運動部及び文化部を含めた部活動の外部指導者数は、小学校65名、中学校69名となっております。

教育委員会では、各小・中学校において部活動の顧問を務める教職員の中には、自身が経験したことの無い種目を教えている場合もあり、子どもたちに適切な指導を行う上で、知識や経験が豊富な外部指導者を活用することは重要であると考えております。そのため、各小・中学校において、外部指導者に御協力をいただくために、1つに、学校支援地域本部事業を活用して、学校支援ボランティアの名簿にお名前を掲載し、外部指導者の指導中のけがや事故に対応した保険に御加入いただくことで、安心して指導してもらえるよう環境を整えていること。2つに、各小・中学校の部活動指導者と外部指導者を対象に研修講座を開催していること。3つに、市が事務局となっているスポーツコミッション青森が主催して行うスポーツ指導者の指導力向上に向け実施している国内トップレベルの指導者を講師に迎えたスポーツ医科学講座や、公益財団法人日本スポーツ協会公認のスポーツ指導者等の資格取得に係る支援制度などを学校や中体連各専門競技部に周知し受講を勧め、指導者の育成及び確保につなげていることなどに取り組んでいるところであります。

教育委員会では、今後もこれらの取り組みを通して、各小・中学校において、外部指導者を活用した適切な指導が行われるよう支援してまいります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 大矢委員。

○大矢保委員 ありがとうございます。

2017年に地方教育法が改正されて、コミュニティ・スクールというのを今盛んに導入しているところがふえてきていますので、やはり学校の問題は、やっぱり先生方だけじゃなくて地域の人もどしどし入れてもらって、これからも課題に取り組んでいただきたいと思います。以上です。

次は、ふるさと納税についてお伺いします。

本市は、2017年度は個人から20億円の寄附を受け、17億5047万円の黒字でありましたが、2018年度は寄附金が1億4301万円に対して控除額が1億4870万円で569万円の赤字でありました。

2019年度の10月までのふるさと納税の寄附金の合計額を示していただきたいと思います。また、用途別に基金をつくっていると思いますが、それぞれの現在までの

積み立て状況についてお伺いたします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 大矢委員からのふるさと納税についての御質疑にお答えいたします。

本市では、ふるさと納税の制度として、青森市ふるさと応援寄附制度を実施しており、今年度の10月末までの寄附につきましては、件数が6618件、金額が7563万2749円となっており、昨年度の大口径寄附を除きますと、昨年度同時期との比較で、件数については約1.45倍、金額については約1.25倍となっております。

寄附金につきましては一旦、一般会計の歳入として受け入れた後、補正予算編成のタイミングで予算化し、その後、寄附者の寄附時の意向に基づき、元気都市あおもり応援基金または青森市次世代健康・スポーツ振興基金へ積み立てております。それぞれの基金の現在の残高につきましては、元気都市あおもり応援基金は約6億7598万円、青森市次世代健康・スポーツ振興基金は約20億3644万円となっております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 大矢委員。

○大矢保委員 市民部長に聞くのは、これはちょっとまずいかなと思うのだけれども、企業ですね。毎年、個人から大体5000億円の寄附を預かっているのですけれども、企業は昨年度は約35億円ということで、この5年間、ふるさと納税を延ばして、企業からの寄附を多くしようという制度がありまして、通常3割の控除なんですけれども、それにまた6割控除をして、はっきり言って企業が納めるのは1割ということになるんです。これからはやっぱり——企業からも寄附金を集めろとしゃべれば語弊がありますがけれども、やっぱり柔軟に対応していただきたいと思います。

それから、元気都市あおもり応援基金は昨年度は7億幾らだと思うのですけれども、約6億円に減ったというのは何に使ったのかなど。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 再質疑にお答えいたします。

元気都市あおもり応援基金であります。このふるさと納税の基金につきましては、基本的には前年度寄附いただいたものについて、翌年度の当初予算編成などで、各部が寄附時の意向に基づき実施したい事業についての財源として取り崩しいたしますので、寄附いただいたものがずっと積み上がっているというものではありませんので、各部のそれぞれの取り組みのほうに使用しているということでもあります。

○渡部伸広委員長 大矢委員。

○大矢保委員 わかりました。

次に、スポーツ広場についてお伺いします。

先日、スポーツ広場の草刈りについて十分管理していない旨の新聞報道がされましたけれども、これまでも私も質疑してきましたし、万徳委員も管理がされていな

いのではないかというようなことですが、スポーツ広場の指定管理者、その構成団体及び管理施設についてお伺いをいたします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）大矢委員からのスポーツ広場の指定管理者、その構成団体及び管理施設についてのお尋ねにお答えいたします。

大進建設スポーツ広場は、現在、平成30年度から令和4年度までの指定期間として、スポーツネット青森が指定管理者となっております。このスポーツネット青森は、株式会社角弘、太平ビルサービス株式会社、ミズノスポーツサービス株式会社の3社で構成されております。

また、このスポーツネット青森は、市の体育施設でありますカクヒログループスタジアム——青森市民体育館、青森市民室内プール、青森市営野球場、青森市営庭球場、盛運輸サンドーム——青森市屋内グラウンド、みちぎんどリームスタジアム——青森市スポーツ会館及び大進建設スポーツ広場の7施設を一括管理しているところであります。

○渡部伸広委員長 大矢委員。

○大矢保委員 スポーツ広場の指定管理者というのはわかりますけれども、ちょっと余りにもやり過ぎじゃないかなと思うんですよ。だから人が足りなくて、草刈りとか、そういうのをやっていないんじゃないかな、そこまで管理が行き届いていないのかなと思っております。今やっているのは7施設ですか。

まあ、それはそれでいいとして、今回、国で、ラグビーの人気を高めようということで、補正予算20億円が組まれていると思いますけれども、青森市のスポーツ広場は、観客席が何もない。向かって左側のほうには河川の土手がありますよね。あそこに、やっぱり傾斜をつけて、あそこに木製でもいいですからつくっていただきたいなと思っておりますので、この20億円に対して予算配分をしていただくように申し込みしたらどうですかね。多分20億円が今、補正されていると思いますので。あとは、——まあ、真ん中につくれとなればまた金がかかるから、はっきり言ってですけども、土手には3列、4列ぐらい見学するようなあれがありますので、そうしたら、そこもまた草を刈らなくてもいいと思います。やっぱり土手もずっと刈ってほしいなと思うんですよ、スポーツやっている人は。あの池の周りもぐちゃぐちゃじゃないですか。カモの巣になってはいるかと思いますが——まあ、カモの巣であればそのまま構わなくてもいいんですが（発言する者あり）やっぱりもう少し丁寧に草刈りとか、そういうのをやってほしいなと思います。

私は6月に質疑して、万徳委員は9月に質疑して、この前出たのは10月です。草が枯れてきているのに、何で草がぼうぼうになっているのか意味がわからないということで、20億円を活用して観客のところをやっていただきたいと思います。以上です。

次に行きます。次は、大野南地区土地区画整理事業について。

大野南地区は国道7号バイパスと県道青森停車場線に囲まれた約8.7ヘクタールの地区でありまして、平成8年に土地区画整理事業の施行を条件として市街化区域に編入されましたが、諸般の事情から土地区画整理事業は施行されず、現在に至っていると思います。

施行されていない現況と宅地化が進んでいる現況を市としてはどのように捉えているのかお伺いをいたします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）大矢委員からの大野南土地区画整理事業についてのお尋ねにお答えいたします。

大野南土地区画整理事業が計画されております地区は、国道7号環状バイパス北側に位置し、周辺は既に開発された宅地に囲まれ、ミニ開発や沿道開発によるスプロール化が進行しやすい地区であり、このまま放置すれば無秩序、無計画な宅地開発が予想されたことから、土地区画整理事業による良好な市街地の形成を図るため、平成6年5月に青森市大野南土地区画整理組合設立準備委員会が設立され、平成8年4月に、市が大野南土地区画整理事業を都市計画決定したものであります。

計画区域の現況につきましては、農地から宅地に変化している部分が一定程度ありますものの、建築物が多数建築されている状況ではなく、無秩序な市街化が進行している状況にはないものと認識しております。また、都市計画決定から時間が経過しておりますが、青森市大野南土地区画整理組合設立準備会におきましては、地権者への説明会及び総会を開催するなど、現在も地権者の合意形成に向けて活動をしているところであるものと承知しておりますことから、市といたしましては、引き続きその進捗を注視してまいりたいと考えております。

○渡部伸広委員長 大矢委員。

○大矢保委員 土地区画整理事業の基本は組合施行だと思いますけれども、いつまでも注視していたら、あの辺は乱開発になってしまいますよ。

今だって、どこかの土地が埋め立てられて、提携会社に貸しているところだっていっぱいあるじゃないですか。あれだって、はっきり言って区画をきちんと設計、はかって、計測してやっているのかどうなのか。全部水路も埋め立てられてしまっていますよね。だから、行政がもっと主体的に指導していくべきものだと私は思うんですが、その点についてもう1回お願いします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

土地区画整理法におきましては、組合を設立しようとする者などは、市に対し、土地区画整理事業の施行の準備または施行のために、土地区画整理事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めると規定されております。市

では、これまでも青森市大野南土地地区画整理組合設立準備会に対して助言や指導を行っておりますので、今後も引き続き技術的支援を行ってまいりたいと考えております。

○渡部伸広委員長 大矢委員。

○大矢保委員 わかりました。

初日の最初に渋谷委員が、はっきり言って田舎の——私が選挙をやったところは、コンビニでやりました。市街化調整区域だから、そこはだめだというので指導されて、脇にプレハブを建てて、200万円以上もかかりました。同じところなのに、一方は選挙前にプレハブを建てて、何も指導されないでそのままやっていた。そういう矛盾がある。ちょっと私は根に持っているんですよ。指導して従った人と指導しても従わない人の差は、やはり頭にくると思うんですよ。

例えば、今コンビニでも競争の時代に入ってきている。もうはっきり言って競争の時代に入っていて、競争して負けたらそこは廃業しなきゃいけない。そこに建物があるのに何も活用がされない。されないというよりもさせてくれない。既存の建物があるんだったら何かに使う方法をやればいいじゃないですか。だから、法律にのっとって、食堂でないとだめとかガソリンスタンドでないとだめとか、そういうのはやめてほしいなと思います。そうでなければ田舎は衰退してしまいますよ。やっぱりそこは、法の下をくぐるような頭でうちに指導してくださいよ。（「それはまずい」を呼ぶ者あり）まずくはない。皆さんに平等に接するような態度で臨んでくださいよ。私は素直だから従うけれども、素直でない人は従っていないじゃないですか。それだけ指摘しておきます。

次は、斎場についてお伺いします。

青森市斎場は、昭和47年に供用を開始して47年が経過しております。建てかえについては、財政プランを見ても取り組まれておりません。

そこで、斎場について市の見解をお伺いいたします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 大矢委員の青森市斎場についてのお尋ねにお答えいたします。

青森市斎場は、昭和47年度に供用開始した鉄筋コンクリート造の施設で、人体炉7基、胎児炉と動物炉が各1基の合計9基の火葬炉のほか、遺族控室や拾骨室などを備えております。

施設につきましては、火葬炉機能の維持や老朽施設改修のため、これまでおおむね10年ごとに大規模改修を行ってきており、直近では、平成28年度及び平成29年度の2カ年にわたり大規模改修を行ったところであります。また、施設運営に支障が生じないように、毎年度定期的に火葬炉の保守点検や、火葬炉及び台車の耐火物補修を実施しております。

運営面につきましても、火葬の申し込みが集中した際には、通常1日8件の火葬

を4件追加し、1日12件まで火葬できる三次火葬体制を必要に応じて実施することで、死亡者数の増加に対応しているところであります。このほか、平成4年度に供用開始いたしました浪岡斎園は、人体炉を2基有しております。当面は、青森市斎場及び浪岡斎園の連携と、三次火葬の体制を活用していくことにより対応は可能と考えており、現段階においては、建てかえの検討は行っていないところであります。

○渡部伸広委員長 大矢委員。

○大矢保委員 10年ごとと言いますが、市民部長、斎場に行ったこともありません。待合室とかぼろぼろじゃないですか。特に、一番私が頭にくるのはトイレです。

これは、例えば民間の業者がお金を出してPFI方式とかでやった場合は、これは国から補助はあるんですかね。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 再質疑にお答えいたします。

斎場の建てかえにつきましては、直接的に活用できる国の補助金等は現在ありません。

○渡部伸広委員長 大矢委員。

○大矢保委員 援助はないけれども、PFIでやるのであればやってもいいという業者を私は見つけてきました。ですから、やるのであれば計画だけは練ってもらってほしいなと思います。

それから、聞くところによると、今の指定管理料も安過ぎる、もう少し上げてもらえないかという話をしています。去年でしたか（発言する者あり）ことしですか、約7900万円と。9000万円ぐらいなければ成り立たないというような私は試算していますけれども、それはそれでいいです。そこがよくて決めたのだからそれでいいと思いますが、やっぱり計画だけは練っていただきたいと思います。合葬墓もいいけれども、合葬墓になる前の焼くところがだめだと、はっきり言ってやっていけないので、これは計画を立てていただきたいと思います。終わります。

次は、バス事業について。

平成30年度及び令和元年度のバス更新台数及び総購入金額を教えてくださいと思います。また、市としては、ドライブレコーダーをつけようとする場合、その金額はどれくらいのを想定しているのかお伺いします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）大矢委員からのバスの更新車両の関係及びドライブレコーダーに関する2点の御質疑に順次お答えをいたします。

バスの更新台数及び購入金額についての御質疑につきましてお答えいたします。

交通部では、計画的な老朽車両の更新に合わせ、ノンステップバスを購入してい

るところであり、平成30年度のバス更新車両数は8両で、購入金額は消費税込み2億3803万2000円となっております。また、令和元年度のバス更新車両数は7両で、購入金額は消費税込み2億1714万円となっております。

次に、ドライブレコーダーに関する御質疑にお答えいたします。

路線バスに搭載されるドライブレコーダーにつきましては、車外の映像に加え、運行中のバスの車内の様子などを複数の視点から記録することができ、交通トラブルへの対策強化や、車内の防犯性の向上、サービスの改善などへの効果が期待されるものと認識しております。

ドライブレコーダーの導入に係る概算の見積額につきましては、設置費用として、1両当たり26万円から46万円程度、また、撮影した映像を確認するための解析ソフト等に55万円から125万円程度の費用を要する状況となっております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 大矢委員。

○大矢保委員 わかりました。随分ドライブレコーダーは高いものですね。私は車屋に聞いてきました。普通の物が大体何千円で買えるんだそうですよ。バスになれば万単位ということですからけれども、今しゃべった26万円から46万円程度は想定外だと私は思いますけれども、もう少しほかのドライブレコーダーも当たっていただきたいなと思います。ドライブレコーダーがついているだけで運転手も安心だと思いますので、全部見られるというのは多分ないと思いますので、それだけでやっていただきたいと思います。

それから、岩手県北バスが来年の3月まで委託ということですが、来年度以降はどうするのでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 岩手県北自動車株式会社への運行委託についての御質疑にお答えをいたします。

交通部では、「青森市交通事業経営改善計画～チャレンジプラン2017～」におきまして、将来の効率的で安定した運行体制の構築に向け、運行委託を推進することとしております。同社への運行委託につきましては、今後も乗務員の確保状況等を踏まえながら、ダイヤ改正に合わせて、委託運行に協力いただける事業者を募ってまいります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 大矢委員。

○大矢保委員 わかりました。この岩手県北自動車株式会社に委託するというのは議会に事前に説明されていなくて、市長が記者会見でやるという、トップダウンで言ったはずだと思います。次に浪岡病院をやりますけれども、これだって市長が議会に何も説明しないで、定例会見で建てますと言ったんですよ。議会軽視も甚だしいと私は思うのですが、そのおかげで浪岡病院の不調が続いているのではないかと

と、私は思っています。バスはいいです。

次に、浪岡病院についてお伺いしますが、特化しないで青森市病院事業会計補正予算2035万7000円の内容、内訳を示してほしいと思います。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）大矢委員からの青森市病院事業会計補正予算の内容についてお答え申し上げます。

青森市病院事業会計補正予算案のうち支出の2035万7000円の内容についてであります。人事院及び青森県人事委員会の勧告を勘案し、本定例会に提案している青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に基づき、給料と手当等の引き上げ分として、市民病院の職員の給与費1632万6000円、浪岡病院の職員の給与費135万9000円、高等看護学院の給与費12万7000円の合計1781万2000円を計上しているほか、浪岡病院の給与費以外の経費として、浪岡地区において、モビリティを活用した予防サービス事業及びI o Tを活用したみまもりサービス事業の来年度以降の円滑な実施に向け、来年1月から3月にかけて、実証プログラムを実施することとしており、その事業費として、254万5000円を計上しているところであります。以上が、青森市病院事業会計補正予算案の支出、2035万7000円の内容となっております。

○渡部伸広委員長 大矢委員。

○大矢保委員 ありがとうございます。終わります。

○渡部伸広委員長 次に、奈良岡隆委員。

○奈良岡隆委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民の声あおもり、奈良岡隆です。

それでは、8款土木費2項道路橋梁費に関連してお尋ねします。

市道の街路樹ですけれども、その街路樹の落ち葉についてお聞きしたいと思えますけれども、この街路樹の落ち葉について、市ではどのような対策をとっているのかお知らせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 奈良岡委員からの街路樹の落ち葉の管理についての御質疑にお答えいたします。

道路の街路樹につきましては、道路交通環境の整備や沿道における生活環境の向上、また、都市部の良好な公共空間の形成などのため、イチョウ、ケヤキ、ナナカマドなど約1万1000本が街路樹として植栽されております。

道路の清掃につきましては、幹線道路の一部の路線において、春と秋の年2回、路面清掃車を使った作業を行っているほか、市民の皆様にご協力いただき集めた落ち葉につきまして、袋に入れた上で、クリーンボックス脇などの目印となるところに置いてもらい、市で回収作業を行っているところであります。

○**渡部伸広委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** 市内で約1万1000本の街路樹があるということで、本数も大変なんでしょうけれども、ケヤキやナナカマドということですが、春と秋、2回清掃車でやっている。これは全区間を年2回やっているのでしょうか。

○**渡部伸広委員長** 答弁を求めます。都市整備部理事。

○**長井道隆都市整備部理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

やっている区間でありまして、街路樹——幹線道路の一部ということでありまして、路線数としては80路線、道路延長としましては約103キロメートル、清掃延長としてはその倍の約206キロメートルを行っているところであります。

○**渡部伸広委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** これは落ち葉もそうですけれども、毎年大変ですけれども、私のところにも苦情が寄せられますけれども、沿線住民から市のほうにどんな苦情が、年に何件ぐらい来ているのでしょうか。

○**渡部伸広委員長** 答弁を求めます。都市整備部理事。

○**長井道隆都市整備部理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

街路樹に関する苦情といたしましては、病虫害の発生だとか、枝が伸び過ぎて日当たりが悪いので剪定をしてほしいだとか、ほかには落ち葉の回収などの苦情があります。件数については集計しておりませんので、相当数の苦情が来ていると考えております。

以上でございます。

○**渡部伸広委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** ぜひ集計していただきたいと思います。市で出している——住民からの声とかを聞いても、落ち葉とかの拾い集めの苦情とか、いろいろと出ていますので、どれぐらい来ているのか、ぜひ調べておいてほしいと思います。

先ほどの話ですと、市で清掃車を一部使ってやっている。そのほかに住民の方ということですが、この落ち葉の処理について何か取り決めみたいなもの、例えば住民との取り決めとか、市での取り決めとか、何か対策とかをまとめているものはあるのでしょうか。落ち葉についてどのようにやるとか。

○**渡部伸広委員長** 答弁を求めます。都市整備部理事。

○**長井道隆都市整備部理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

落ち葉についての取り決めということでありまして、特に取り決めということとは決めておりませんが、通常は市民の方をお願いをして、落ち葉の回収を行って、協力いただいているというところでありまして。

以上でございます。

○**渡部伸広委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** 特に取り決めはなくて、地域の方々の協力でやっているというお話だったと思うんですけれども、この街路樹の落ち葉、秋になると毎年葉っぱは落

ちます。高齢化が進んで、前はできてもできない方がいっぱい出てきます。実際、葉っぱが落ちれば、腰が痛くて大変なんです。集めるような袋を市のほうで配ったりしているみたいですが、私なんかサロンパスとか、湿布薬とかをもっともらいたいぐらいの思いで、毎日何回もやって大変なんです。昔はできても、今は本当に高齢者の世帯のところはふえてきていて、なかなかできないところが出てきています。何か対策をとる必要があると私は思うんですけれども、何かお考えをお持ちでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

何か対策をとということでありまして、今までのところは先ほどもお話しさせてもらったとおり、住民の皆様には御協力をいただきながら、市のほうで回収作業をやっているところであります。ただ、住民の方にはばかりお願いしているわけでもありません。年に2回、特に落ち葉の時期につきましては、落ち葉の落ちた状況とかを見ながら、業者のほうに路面清掃の時期について判断するようというよう指示もしているところであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 私、桜川に住んでいるもので、うちの前にも桜の木があります。桜の木1本から落ち葉がどれぐらい落ちるかお知らせいただけますか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 落ち葉の数について再度の御質疑にお答えいたします。

桜の木の葉の枚数でありますけれども、桜の名所づくりに関する調査等も行ってあります公益財団法人日本花の会だとか、樹木医のほうにもちょっと確認させてもらいましたが、桜の葉などの枚数に関する研究資料だとか文献等は現段階で確認できないということでありまして、具体的に何枚くらい桜の木に葉があるかというところはお答えできる状況ではないということでありまして。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ちょっと私も調べてみました。ある説というか、ある調査によると、桜の成木、大きい木で、葉っぱは36万枚だそうです。36万枚の葉っぱが全部落ちるんです。36万枚を拾わなきゃいけないんです。2本あればその倍ですよ。

先ほどの話ですと、市が清掃するのが春と秋という話ですけれども、それも一部ですよ。それも両方必ずやるには限らないわけですよ。1回だけの場合もあると思いますけれども、あとは要するに——私も確かに大切なことは大切だと思うんですよ、地域の人たちの協力をいただくことは。コミュニティーの面からも大切だとは思いますが、ただ、人力でやるというのも、もうこの時代、この高齢化

時代で難しくなっていると思いますよ。沿線住民の負荷の軽減を図るように、もっと清掃車での作業をふやしていただきたいと思うんですけれども、いかがなものでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

路面清掃車の清掃回数をふやしていただけないかという御質疑であります。限られた財源の中でどのような対応が可能なのか、他都市の状況等も調査しながら、調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 研究に余り時間がかかると、実際毎年大変なわけですから、落ち葉もそうですし、先ほど話しましたけれども、花びらもそうですし、虫もそうですし、ギンナンなどの実とかも大変ですよ。しっかり実態を把握してほしいと思うんですけれども、ただ、清掃車が来た場合、雪の場合もそうなんですけれども、車庫があって、歩道があって、車道があった場合に段差解消ブロックがよく置かれていますけれども——置かれていますよね。鉄製の金属製のやつもあれば、プラスチック製のやつとか、いろいろと種類はありますけれども、あれが支障になると思うんですけれども、そのところのお考えをちょっとお聞かせいただけますか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

歩道の乗り入れのブロックでありますけれども、一般的には、冬もそうですが、除雪作業の支障にならないように外していただきたい旨の広報を行っているほか、落ち葉の回収の時期にも路面清掃車の支障になりますので、その前に、一時的にでもいいので外してもらいたいとお願いをしているほかに——ただ、現実的にはなかなかそこまでやられていないところもかなりあるということで、そういう場合は、作業でそういうものを壊してはいけないということから、若干寄って、支障とならないように作業をしているところであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 この街路樹の管理、落ち葉、その実態把握されるということですが、実態把握をされるときには、私がお願いしたいのは、単に町会に聞くのではなくて、手間は確かにかかるかもしれませんが、沿線住民の方に直接対面して意見を伺っていただきたいと思います。そうすることによって、住民の理解も得られると思いますし——市に対する理解ですよ。協力していただけるようになると思いますし、住民が、例えば街路樹についての、いろんな苦情についての要素というか、原因のもとになっているものはどういうものがあるのかも私は聞けると思うんです。先ほどの段差解消ブロックについても、きちんと理解を求めること

ができますし、やっぱり付近住民の意見を直接担当者が伺って聞くようにすべきだと私は思います。

あるところで街路樹の木について、実際直接伺って意見を聞いて、確かに街路樹の葉っぱとかはいろいろと苦情があるんですよ。その原因は何かというと、例えば剪定の仕方とかもありますし、剪定の時期とか——それこそ剪定の時期は、例えば青森市の場合は冬とかですよ。冬に剪定すると、ずっと1年枝が伸びて、ずっと葉っぱが生い茂って、その葉っぱが屋根に落ちて詰まってしまうとかいろんなケースがあります。ただ、そこを直接お伺いして話を聞くことによって、沿線住民と共存した落ち葉の清掃工夫とかができていくという報告もきちんとあります。ぜひ直接、落ち葉拾いをしている住民の方——やっている人もいるし、だんだん今の時代ですからやらなくなって、うちの前だって、ちゃんと今までやっていた人が高齢化に伴って年をとってやれなくなった人、また、そういうことに理解がなくてやらない人とかいろいろといますよ。

ですから、自治体でも直接行って、いろいろと住民の人と話を聞いていただきたい、その解消に努めていただきたい。そのことによって成果が上がってくると思いますので、ぜひやっていただきたいと思います。

それから、8款土木費4項都市計画費に関連して青森駅の駐車場についてお聞きします。

現在、自由通路の建設工事中ですけれども、駅利用者の自家用車による送迎は、どこでどのように行うことになっているのかお知らせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 奈良岡委員からの青森駅前の駐車場についてのお尋ねにお答えいたします。

青森駅自由通路の整備につきましては、昨年7月18日に鉄道事業者であります青森県及びJR東日本と青森駅自由通路整備等に関する工事の施行協定を締結し、昨年度は、青森駅前駐車場及び青森駅前自転車等駐車場の機能移転を行うとともに、鉄道警察隊事務所の移転を順次進め、工事用の作業スペースを準備したところがあります。この作業スペースの準備に当たりまして、青森駅前自転車等駐車場の箇所には現在乗降場を整備しておりますので、そちらで一般車も含めて送迎等に御利用いただきたいと考えております。

○渡部伸広委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 何か今あるものを使ってほしいということでした。

そうすればお聞きしますけれども、青森駅を送迎用に使う利用数というのは、1日どれぐらいだと考えられていますか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

青森駅の送迎の台数であります。具体的にどの程度の台数かというところは把

握をしていないところであります。

しかしながら、乗降場は7台分を整備しておりますが、そちらにつきましては余裕がある状況と考えております。

○渡部伸広委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 今の答弁だと、7台分あります、それで余裕があるということは、足りているという考えだと思えるんですけども、そうすれば、ラビナの前とかラビナの向かいの公園の前にぎっしりと車が並んでいますよね。あれは何のために車がいると思いますか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大樫寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。道路脇で停車している車両についてのお尋ねであります。

道路脇で停車をされている車両につきましては、全てかどうかはわかりませんが、青森駅の送迎に使われている方もいらっしゃるかと認識しております。

その上で足りているかどうかということではありますが、駅舎北側に整備した乗降場の利用状況につきましては余裕がある状況でありますので、台数の問題ということもあるかもしれませんが、配置ということもあるかもしれませんので、まずは、駅舎北側に整備した乗降場についてしっかりと周知をしてまいりたいと考えております。

○渡部伸広委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 今の答弁だと、要するに北側にある駐車場の利用が少ないということは、市のほうのPRが悪いということで受けとめますけれども、まずそれでいいのか。それと、7台で済むとお考えなんですか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大樫寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

奈良岡委員御指摘のように、道路脇で停車されている自動車がいらっしゃる。一方で、北側の乗降場につきましては、まだ余裕がある状況でありますので、周知をしておりますので、その結果、乗降場は利用されておりますけれども、引き続きPRは必要であると考えているところであります。

また、台数として7台で足りているのかというところであります。

現在、北側の乗降場に余裕のある状況でありますので、7台で足りるのかどうかというところにつきましては、現時点でお答えは難しいところでありますが、現在、青森駅前駐車場につきましては、青森駅自由通路等の工事終了後の令和3年度以降に工事着手前の状況に復旧するということを基本として考えているところではあります。その具体的な内容を検討するに当たりましては、現在の乗降場などの御利用状況、あるいは委員御指摘の点も踏まえながら、一般車の送迎という観点からも検討していく必要があるものと考えております。

○渡部伸広委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 車で迎えに行くでしょう。置くところがなくて大変なんですよ。私が思うに、夕方、ラビナの前と公園のところずっと車があって、バスがやっと通れるぐらいですよ。すれ違えない。ただ、当然車で迎えに行くじゃないですか。私はもともと、あそこに駅ができたときから、ああいうバスターミナルでは自家用車での乗降には非常に不向きだとは思っていたんですけども、まあ、もうできてしまったので。ただ、交番があるじゃないですか。交番の前を観光バスがたまに使っていますけれども、あそこはずっとあいていますよね。私、あそこに置ければいいと思うんですけども、置くことも停車もできると思うんですけども、ただ、交番があるので、みんなに聞くと、あそこに交番があるし、なかなかとめにくいと。とめられるのかもしれないけれどもとめにくい。もっと言えば、とめられることもわからない人もいっぱいいますよ。

ですから、まずは、あそこを使えるように、乗降用に乗りおりできるように市のほうで対策をとっていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。青森駅前交番前の乗降スペースについてのお尋ねであります。

青森駅前交番前の乗降スペースにつきましては、主に観光バスなどが利用しているところではありますが、奈良岡委員からも御紹介がありましたとおり、一般車の乗降利用も可能となっております。一般車も利用可能であることの周知方法につきましては、工夫してまいりたいと考えております。

○渡部伸広委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ですから、あそこは使えるので、まず使えるようにしてほしい。わからない人もいます。それから交番があるので、なかなか使いにくいというところもあるので、きちんと使えると——それからもう1つ。ラビナの向かいの公園です。歩道を削って、歩行者は公園を歩いてもらう。そして車道を広げる。車道を広げることによって駐車を両脇にしても、もう少し渋滞が緩和できると思うんですよ。歩道をなくしたからといって隣は公園ですから、そんなに問題ないと思うので、ぜひ検討していただきたいとお願いして、終わります。

○渡部伸広委員長 次に、工藤健委員。

○工藤健委員 市民クラブ、工藤健です。順次質疑してまいりますので、よろしくお願ひします。

10款教育費3項中学校費2目教育振興費、防災教育についてであります。一般質問では木下委員が神戸市の防災教育についてお話をしておりましたが、私にとってもとても参考になる視察でありました。阪神・淡路大震災という大きな災害を経験しまして、神戸市の防災教育は3つの視点を基本としております。1つ目は、震災体験から学んだ教訓を生かす。いわゆる命の大切さ、生きるという意味を学ぶということです。2つ目は、防災と減災。被害を最小化して自分の命は自分で守るこ

とを身につけるということ。そして、3つ目なんですけれども、思いの共有化。これは被災地ならではのようですが、災害、震災を体験していない子どもたちが被災者に寄り添って震災の痛みを理解する、人と人とのつながりをつくるということでもあります。これは避難所運営にも生きてくる視点だと思っています。この学び、考え、実践し、寄り添う、これは防災教育にはとても必要な基本原則だと思っています。

青森市は災害の体験はほとんどなくて、伝える記憶も余りありません。ただ、どこでどんな災害が起こるかわからない時代であります。子どもたちの未来には、この青森ではなくても、例えば移動先、進学先、仕事先で被災する可能性もあります。体験して、自分で考えて行動に移したことというのは忘れませんので、そうしたプログラムを取り入れることも必要と思っています。

今年度、市内の幾つかの中学校で防災プログラムが行われておりますが、取り組んだ成果と課題をお示しください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 工藤委員からの防災教育についての御質疑にお答えします。

本市の各小・中学校における防災教育は、全教育活動を通して実施しており、地震、津波、火災、風水害等を想定した避難訓練についても計画的に行っております。本年度は、東中学校を初めとする市内中学校8校が、一般社団法人男女共同参画地域みらいねっとが行う防災教育プログラムを利用し、「災害から命を守る～中学生にできること～」をテーマとして学習したところであります。

本プログラムでは、生徒が東日本大震災を事例にしたDVD教材「命を守った中学生の取り組み」を視聴した後、シミュレーションクイズ「避難所のトイレはどう工夫すべきか」をテーマに意見を述べ合ったり、段ボールの仕切りで個室や女性配慮スペースをつくる避難所設営体験を行ったりするなどして、体験的な学習に取り組んでおります。

プログラム実施後の教員を対象としたアンケートでは、「今後も実施したいと思うか」という問いに対して、「実施したい」と回答した教員は100%でありました。また、実施した中学生からは、一番安全なことは何かを考えて、落ちつき、素早く行動することが大切であると思った。中学生でも子どもを誘導することや避難経路を確認することができると感じた。自分の学校がどのくらい安全かについて考えたことはなかったが、今回の活動で改めて地震と津波の怖さを知ることができたなどの感想が寄せられたところであります。

教育委員会といたしましては、本プログラムを通して、生徒が命の大切さに改めて気づき、みずから判断し行動する力を身につけることや、中学生でも地域のために役立つということについて、自助、共助、公助の視点から、体験的に学ぶことができたものと成果として捉えております。また一方で、教職員から事前・事後指導の時間を十分に確保することにより、一層の効果が期待できたのではないかとの声

もあったところであります。

教育委員会では、本市の生徒が災害に際して適切な意思決定や行動選択ができるよう、体験的な防災教育をより一層重視し、着実に実施されるよう、各学校を支援してまいります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

私の住む地域の避難所運営訓練でも毎年行っております。中学生が被災者、あるいは被災した人に寄り添うということをシミュレーションして、当事者として疑似体験する。そういう中で、たくさんの気づきを学んでいるというふうに私も聞いております。

こうした中学生の防災プログラムですけれども、市内全域に広めていくべきだと思いますけれども、今後の取り組みについてどうお考えかお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 本プログラムを広げていく考えについての御質疑にお答えします。

本プログラムは、防災について子どもたちの関心・意欲を高め、思考・判断させ、そしてみずからの思考・判断したことをもとに行動させているといった点で極めてすぐれたプログラムとなっているものと考えております。このことから、教育委員会といたしましては、各小・中学校の防災教育の充実に資するよう、本プログラムの実践、あるいは成果等について、教員の研修講座等に取り上げるなどして、広げてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

神戸市でも発災から約25年たって、震災の体験・記憶を風化させない、そういう努力をしておりますし、近い将来、必ず来るというふうに考えている南海トラフ地震を想定した防災教育も進めているといたします。そのためには、やはり避難訓練、避難経路など、地域とのかかわりを深めるのが必要だと言っておりました。学校は地域の収容避難所でもあります。防災拠点であります。中学生の防災プログラムとあわせて、地域と一緒に防災教育を、また全市で進めていただきたいと要望して、この項は終わります。

次に、10款教育費5項社会教育費1目社会教育総務費、世界遺産登録についてであります。

北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録について、現状の進捗状況と今後のスケジュールをお知らせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 工藤委員の世界遺産登録についての御質疑にお答えいたします。

本市の小牧野遺跡及び三内丸山遺跡を含む北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録への取り組みにつきましては、平成21年1月、ユネスコの世界遺産暫定一覧表に北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群として記載されて以降、これまで専門家委員会や文化庁からの指導・助言を得ながら、構成資産を有する4道県14市町が協働で作業を進めてまいりました。

世界遺産登録への進捗状況であります。ユネスコへの推薦候補を選定する国の文化審議会での審議対象となっている推薦書協議案や推薦書素案について、平成24年度以降、課題の整理や修正等を行いながら、毎年度、文化庁に作成・提出してきたところ、平成30年7月に開催されました文化審議会において、初めて文化遺産の推薦候補に決定したものの、最終的には、自然遺産候補である奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島がユネスコ世界遺産委員会に推薦されることとなったところでもあります。

しかしながら、令和元年7月30日に開催された文化審議会において、再度、北海道・北東北の縄文遺跡群が文化遺産の推薦候補に決定したことから、現在、ユネスコに提出することを想定し、推薦書の内容の精緻化に向けて、鋭意作業を進めているところであります。また、あわせて当該遺跡群の価値を普遍的に示す新たな名称案を検討しているところであり、この新名称については、年内に決定することとなっております。

今後のスケジュールにつきましては、世界遺産条約関係省庁連絡会議が開催され、その後、閣議了解を経て推薦が決定される見込みとなっており、北海道・北東北の縄文遺跡群が正式に推薦されることになれば、令和2年2月1日の期限までに、新名称を記した推薦書をユネスコに提出することとなります。この推薦書をもとに、ユネスコの諮問機関である国際記念物遺跡会議、通称イコモスによる現地審査が、令和2年の夏から秋にかけて行われる予定となっております。また、令和3年春ごろには、前年の現地審査を踏まえて、イコモスによる評価結果の勧告がなされ、その勧告をもとに、同年夏ごろの世界遺産委員会において、世界遺産登録の可否が決定されることとなるものと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 工藤委員。

○工藤健委員 狩猟採集社会の中で、自然環境の変化に合わせて1万年以上定住を継続したこととか、いわゆる土器などにあらわれる高い精神性が評価の対象になっているわけですけれども、県、国のほうからの話をいろいろ伺っていると、多分来年2月1日には、推薦書が提出されると思います。そうなりますと、来年の夏ごろがイコモスの現地調査が入るわけですね。それで再来年の9月ごろには世界遺産登録、多分ほぼ決まると思っておりますが、そのためには来年のイコモスの現地調

査がとても大事になります。これはその現地だけではなくて、例えば調査員がホテルから遺跡に行くまでの途中で、いわゆる世界遺産に対する地域住民の皆さんの気持ちはどうあらわれているか、大事にしているか、あるいはかかわりとかそういう空気感がポイントになるというふうに言われておりますので、これはぜひそういうつもりでやっていただきたいんですが、三内丸山遺跡、小牧野遺跡については、青森市はどんな準備をしているのか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。

どのような準備を進めているのか、その取り組みですけれども、本年7月30日に開催された国の文化審議会において、ユネスコへの世界遺産国内推薦候補として選定されたことを踏まえまして、小牧野遺跡及び三内丸山遺跡の世界遺産登録の実現並びに登録後における観光面での経済波及効果などを見据えまして、縄文遺跡の保存活用に係る全庁的な取り組みを検討、実施していく必要があると考えております。

このため、本年の8月15日、新たに青森市「縄文遺跡」世界遺産保存活用連絡会議を庁内に設置いたしまして、直後の21日に第1回の会議を開催し、まずは全庁的に情報を共有したところであります。

また、青森県では、世界遺産登録の効果を地域づくり、人づくり、観光などの幅広い分野において最大限活用し、地域活性化や地域のにぎわいの創出などにつなげていくために、県及び関係市町の計画等との整合を図ることを目的とした（仮称）「青森の縄文遺跡群」活用推進ビジョンの策定を進めているところであります。その中で将来像や基本方針を設定し、具体的な施策の取り組みの方向性等が示されることとなっていることから、当該ビジョンの完成後、その内容を踏まえつつ、本市においても連絡会議の場を活用しながら各種取り組みについて具体的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ぜひ検討、対策を進めていただきますよう要望いたします。ありがとうございました。

最後に、9款消防費1項消防費、消防行政についてであります。一般質問でも取り上げました11月21日の高齢者福祉施設で発生した救急事案。その後、周囲からいろんな連絡、情報がありまして、確認を含めて再度質疑いたします。

これまで、救急隊長ほか隊員の個別の聞き取りは行われているのでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。吉本総務部理事、消防長。

○吉本雅治総務部理事 工藤委員の御質疑の11月21日の救急事案における救急隊長などへの聞き取り状況についてお答えいたします。

当該事案に対応いたしました救急隊長、救急隊員に聞き取りを繰り返し行ったところ、委員御質疑の医師の指示で青森県立中央病院に確約をとったとの施設関係者

の指摘につきましては、救急隊が現場到着後、施設関係者から青森県立中央病院へ連絡したこと、また、施設関係医師に相談したところ、助言があったとの申し出を受けまして、救急隊長が施設関係者に青森県立中央病院の受け入れは確約かどうか尋ねたところ、連絡はしたとのことであり、受け入れの確約につきまして、明確な情報が得られなかったものであります。

このため、救急隊が直接、傷病者の容体を観察し、青森県救急患者搬送及び受入れに関する実施基準及び青森地域広域事務組合救急活動要領の手順に沿って、医療機関を選定したものと報告を受けているものであります。

○渡部伸広委員長 工藤委員。

○工藤健委員 わかりました。聞き取りでは、現場での活動は手順よく進んだことになっているんだなというふうに感じます。県病受け入れについて連絡はしたとのことだが、受け入れの確約については明確な情報が得られなかったと。また、医師からの助言だったという言葉が報告されています。片や、施設長からは、救急車到着時に県病連絡済みで、受け入れオーケーですと。その後も数回、県病への連絡は医師からの指示ですと伝えていると確認をしています。また、医師の指示という言葉が、報告ではアドバイス、助言に変わっています。そういう言葉は一切使っていないということでありました。

最初の119番通報内容は、県病には連絡をし、受け入れ可能と返事をもらっているというのがその内容です。これは救急隊も通報内容を受信しているということで答弁がありました。隊長からの聞き取りでは聞いていないことになっておりますし、近くにいた隊員も全く同じことを言っているということですよね。ここが決定的に食い違っているのですが、さて、どのように考えればいいのか。そもそも施設側にしてみれば、脳出血の疑いがあって、医師の指示により少しでも早く病院に運ぶために県病へ連絡、受け入れ許可を得て、あとは救急搬送するだけという準備をしています。

なぜ県病への搬送指示を市民病院へ変更したのか、なぜ県病ではだめだったのか教えていただけますか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。吉本総務部理事、消防長。

○吉本雅治総務部理事 再度の御質疑、ほかの病院への搬送を優先した理由についてにお答えいたします。

救急隊が施設関係者へ、青森県立中央病院への通院歴を尋ねたところ、通院歴がないとのことであり、また、入所者台帳を確認したところ、平成28年に青森市民病院の治療歴があったものであります。さらに、お薬手帳を確認したところ、本年7月まであおもり協立病院の投薬履歴があったことから、既往症、現病歴を把握しているあおもり協立病院への搬送を申し出たところ、施設関係者の同意を得られたことから、あおもり協立病院への搬送を優先したものであります。

○渡部伸広委員長 工藤委員。

○工藤健委員 施設側の要望、発言の多くがなかったこと、聞いていなかったことになっている中では、同意を得られたというのは、そういう状況になったんだろうと思います。つまり、ある時点から緊急性を認識してもらえなくなったわけですね。少なくとも、通報済みだった近くの県病に搬送していれば、転送も不要で3時間半もかからなかったと。それが最善を尽くしたことになるはずなんですけど、患者さんの出血が広がって意識がなくなることにもなかつたと思います。言った言わないの問題です。記録がない以上は確かにそうなんですけれども、大切なのは、やはり命を守るために何をすべきかだったんじゃないかなと思います。

時間がないので、この再発を防ぐため、互いの信頼関係を取り戻すことが必要だと思います。改めて再発防止に向けた取り組みを教えてください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。吉本総務部理事、消防長。

○吉本雅治総務部理事 再度の御質疑のこのたびの救急事案を踏まえた再発防止策についてお答えいたします。

青森地域広域事務組合消防本部では、今回の救急事案における搬送先の選定段階における医師の指示や担当医師及び看護師から、救急活動に必要な情報の重要性につきまして、検証を実施する予定としております。この検証では、青森・下北地域メディカルコントロール協議会の委員及び同協議会事務局である青森県職員を招き、医学的な見地からも総合的に行うこととしております。

今後につきましては、再発防止策を取りまとめ、青森地域広域事務組合警防業務検討会救急部会におきまして、青森地域広域事務組合における救急活動要領の検証を行う予定としております。

○渡部伸広委員長 工藤委員。

○工藤健委員 その検証会の実施ですけれども、もちろん救急隊員だけではなくて、再度、双方からの聞き取りを行うことでよろしいでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。吉本総務部理事、消防長。

○吉本雅治総務部理事 ただいま双方からの聞き取りということで、うちのほうも、今動いているところであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

警察、消防を含め何人かから、その後情報提供がありました。関係者の一人からは、通常、搬送先というのは施設管理者からの要望を優先すると。最低でも希望を確認するし、県病という名前が出たのであれば、そこに搬送するのが手順のはずですという連絡ももらいました。ほか複数の職員からも疑問を感じるという声があることを一応お知らせしておきます。

今後、ますます超高齢化社会が進んでいきます。高齢者施設からの救急搬送依頼もふえると思いますので、しっかり検証を踏まえて、互いの信頼の中で適切な救急

活動をしていただきますよう要望して、質疑を終わります。

○渡部伸広委員長 次に、丸野達夫委員。

○丸野達夫委員 自民・志政会の丸野でございます。

まず初めに、補装具交付・修理事業についてお伺いいたします。

3款民生費1項社会福祉費、議案別冊77ページに記載されております補装具交付・修理事業が2830万7000円増額補正されておりますが、その内容についてお示しください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 丸野委員からの補装具交付・修理事業についての御質疑にお答えいたします。

補装具交付・修理事業は、障害のある方や難病患者等に対して、失われた身体機能を補完または代替し、かつ長期間にわたり継続して使用することにより、日常生活の効率の向上を図ること等を目的とし、補装具の購入または修理に要した費用を支給するものであります。

主な補装具の種目といたしましては、肢体不自由な方に対しての義肢、装具、車椅子、視覚障害のある方に対しての盲人安全つえ、義眼、眼鏡、聴覚障害のある方に対しての補聴器等があり、種目に応じ1年から6年までの耐用年数が設定されているものであります。

補装具交付・修理事業の事業費につきましては、電動車椅子や車椅子、歩行能力の低下等を補う下肢装具など、1件当たりの支給金額が高い補装具の交付件数が増加していることから、今定例会に2830万7000円の予算の増額補正を提案しているところであり、補正後の予算額は約1億3580万円となります。

○渡部伸広委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 ありがとうございます。

議案書を見ていただくとわかるように、ほかの予算より突出して増額していたんですけれども、別にそれは批判するのではなくて、やはりこれはオーダーメイド物が多いし、皆さん古くなったものでも我慢しながら活用しているという実態があるので、こういうものは積極的に増額補正して、実情に合ったように対応していただければなと思って質疑いたしました。以上です。

次に、SPD運営等委託業務についてお伺いいたします。

議案第157号「令和元年度青森市病院事業会計補正予算」、議案別冊46ページにありますSPD運営等委託業務について、そのメリットとデメリットをお示しください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 丸野委員からの市民病院でのSPD運営等委託業務についてのメリットとデメリットについてお答えいたします。

市民病院では現在、注射器、ガーゼ、カテーテル等の診療材料に係る発注、納品、

各部署への搬送などの管理業務を行う業務、いわゆるSPD業務については、臨時職員を活用し、直営で行ってきたところであり、今定例会において、令和2年4月からの委託化に向けた債務負担行為の設定について御提案しているところであり、

このSPD業務を委託化するメリットについてであります、1つに、専門的知識を有する者に委託し、その中で診療材料の切りかえや統一化への提案、また価格交渉に当たっての助言等を行ってもらうことにより、診療材料費の節減が期待できること。2つに、現在、臨時職員を主体として運営している不安定な状態から委託化することで安定した状態での業務運営が可能となること。3つに、事務局としての労務管理や人材確保等の業務の効率化が図られることが挙げられます。

デメリットについてであります、現在、県内の大部分の病院において、SPD業務の委託化が行われている状況にあり、デメリットは特にはないものと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 ありがとうございます。

議案書を見て、SPDと書いてあったので、何だろうなと思って質疑したんですが、医療現場の要望によりの確に医療消耗品等を各部署に供給し、過剰在庫の解消、発注業務の軽減、保険請求漏れを防止し、病院経営をサポートするシステムと調べると書いてあって、経費削減に非常に貢献するものだというふうに紹介されております。実際、他の病院の実績を見ると、相当数の金額が削減されているということです、今は非常に市民病院を取り巻く環境は厳しいですけれども、このSPD運営等委託業務を通して少しでも経費が節減されることを切に願います。

次に、債権回収委託業務についてお伺いいたします。

議案第146号「令和元年度青森市一般会計補正予算(第4号)」、議案別冊9ページ、議案第150号「令和元年度青森市下水道事業特別会計補正予算(第2号)」、議案別冊25ページ、議案第152号「令和元年度青森市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」、議案別冊32ページ、議案第154号「令和元年度青森市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算(第2号)」、議案別冊38ページ、議案第157号「令和元年度青森市病院事業会計補正予算(第1号)」、議案別冊46ページ、議案第158号「令和元年度青森市水道事業会計補正予算(第1号)」、議案別冊50ページに記載されております各会計におきまして、過去3カ年度に委託した未収債権の委託額、回収額及びその報酬額をお示しください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 債権回収委託業務についてのお尋ねにお答えをいたします。

本市では、平成23年度から市が保有する未収債権のうち、債務者が市外在住や居所不明、その他対応困難案件を債権回収会社へ委託しており、現在、市営住宅使用

料、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金、市民病院診療費等、浪岡病院診療費等及び水道料金の5項目について委託を行っております。今定例会に御提案しております一般会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計、病院事業会計、水道事業会計の各会計の補正予算案において設定した債権回収委託業務に係る債務負担行為につきましては、令和2年度において現契約を見直し、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、損失補償金返済金、奨学金貸付金元金収入及び受託工事費の5項目を委託対象債権に追加するとともに、委託先に弁護士または弁護士法人を加え、債権回収委託業務の拡充をするための準備行為を行おうとするものであります。

各会計において過去3年度に委託した債権の委託額、回収額及び報酬額は、まず、一般会計におきましては、市営住宅使用料について、平成28年度、委託額272万516円、回収額29万783円、報酬額11万3055円。平成29年度、委託額77万5700円、回収額18万円、報酬額6万9984円。平成30年度、委託額59万5700円、回収額18万円ちょうど、報酬額6万9984円。母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計においては、母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金について、平成28年度、委託額652万3270円、回収額54万5100円、報酬額21万1933円。平成29年度、委託額563万7074円、回収額80万8504円、報酬額31万4343円。平成30年度、委託額394万842円、回収額68万1720円、報酬額26万8436円。病院事業会計におきましては、市民病院診療費等及び浪岡病院診療費等の合計で、平成28年度、委託額1465万936円、回収額23万3588円、報酬額9万813円。平成29年度、委託額1489万5037円、回収額159万2167円、報酬額61万9004円。平成30年度、委託額1476万5656円、回収額85万8083円、報酬額33万3605円。水道事業会計においては、水道料金について、平成28年度、委託額499万2851円、回収額43万5847円、報酬額19万2953円。平成29年度、委託額238万4418円、回収額48万2849円、報酬額21万3760円。平成30年度、委託額497万8447円、回収額57万267円、報酬額25万2468円となっております。

なお、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計につきましては、それぞれ下水道使用料及び農業集落排水施設使用料を令和2年度において新規に委託する予定のものであり、委託の実績はありません。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 税務部長、ありがとうございます。数字を読むのも大変だと思いますけれども、ありがとうございます。

債権回収委託業者をお願いして、回収は順調に進んでいるなという部分もありますが、やはり市民病院、額がやっぱりまだ大きいですもんね。ここをうまく回収できていけないと回収率が上がっていかないんだということがよくわかりました。債権回収委託業者に任せる前に、何とか手を打てるように頑張っていただければなと思います。

最後に、災害時における人工透析患者の避難の流れについて、本市ではどのように考えているのかお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 丸野委員からの人工透析患者の避難の流れについての御質疑にお答えいたします。

災害時における障害者や傷病者など何らかの特別な配慮を必要とする方々の避難につきましても、原則として、まずは一般の避難者と同様に市が開設した最寄りの指定避難所へ避難していただき、その後、必要に応じて医療機関や福祉避難所へ移動していただくこととしており、人工透析患者の方々につきましても同様であります。

人工透析患者の方は、一般的に1回4時間程度、週3回程度人工透析を行う必要がありますことから、一旦避難所へ避難したものの、避難所へ滞在している間に透析が必要となる状況も想定されます。そのような場合には、医療機関へ行く必要がありますが、自力で行ける場合は自力で、また、自力での移動が困難な場合には、避難所配置職員等が119番通報により救急車を要請したり、災害対策本部の公用車等で移動することとなります。

人工透析患者に限らず、災害時における負傷者や病気を抱えた避難者の医療機関への搬送につきましても、災害の規模、状況、けがや病気の程度により、さまざまな対応が想定される場所であり、関係機関等と連携し、状況に応じて適切な対応を行っていきたいと考えております。

○渡部伸広委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 ありがとうございます。

この質疑をするに当たって、人工透析患者から、最近災害が多いと。それで私たちは避難したときに電源の確保がないと透析がなかなかできないので不安だなという声を聞いたものですから質疑させていただきましたが、その対策をとられているということなので安心いたしました。

ただ、やはり不安に思っている方もいらっしゃると思いますので、機会あるごとに、紙面の余裕もあるでしょうけれども、「広報あおもり」等で告知活動していただければと思います。

以上で質疑を終わります。ありがとうございます。

○渡部伸広委員長 次に、村川みどり委員。

○村川みどり委員 日本共産党の村川みどりです。総括表に基づいて質疑していきたいと思います。

最初に、介護保険について質疑します。

現在実施している介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、宛名シールを張った調査票を返信するようにしているため、回答者がわかってしまう状況となっております。このような調査方法にした理由を示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 村川委員からの介護保険についての御質疑にお答えいたします。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、介護保険法第117条第5項の規定に基づき、青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第8期計画策定の基礎資料とするため、要介護認定を受けていない65歳以上の第1号被保険者7500人及び40歳から64歳までの第2号被保険者1000人の合わせて8500人を対象に、日常生活圏域ごとに地域の抱える課題を特定することを目的に実施しているところであります。

当該調査対象者の居住している日常生活圏域、性別及び年齢等の基本的な属性につきましては、国から示された「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」において、回答結果と対象者名簿とを照合し、対象者名簿から取得することとされていることから、本市においても国が示す調査方法に従い実施しているところであります。

調査結果の取り扱いにつきましては、当該調査の依頼の中で、青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第8期計画策定やその施策の推進のための基礎資料としてのみ使用し、その他の目的で使用することはない旨明示しており、このことに同意の上、回答をいただくこととしております。また、国の手引におきましても、個人が特定されている情報の取り扱いに留意するよう示されていることから、当該調査で得られた調査結果につきましては適切に管理してまいりたいと考えております。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 適切に管理するのはするんだと思うんですけども、やっぱり市民の方からは、何で自分の名前が書いた調査票を返信しなければならないのか、個人情報だだ漏れになってしまって、こんなアンケートには答えたくないという声が複数寄せられていました。もっとも市に出すので、そういう個人情報が漏れたりしないだろうなという信頼はあるんだけど、アンケートを書く側にとってみれば、やっぱりアンケートなんだから、名前を書かないで知りたい情報だけ集めればいいんじゃないかと思うのは当然のことだと思うんです。なので、もっと多くの人のアンケートを回収したいということなのであれば、やっぱり記名されたものを返信するんじゃなくて、個人が特定されるようなことがないアンケートに今後していく必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、3年後、4年後、またやるときはその辺を検討していただきたいということを要望して終わります。

次に、風疹について質疑します。

風しんの追加的対策に係るクーポン券の発送が、青森市が特におくれたというような報道がされました。その理由についてお知らせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 村川委員からの風しんの追加的対策に係るクーポン券の発送についての御質疑にお答えいたします。

風しんの追加的対策は、昨年7月以降の風疹の流行を受け、平成31年2月1日に予防接種法施行令の一部改正を行い、これまで予防接種法に基づく定期接種を受ける機会のなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性にクーポン券を発行し、今年度から令和3年度までの3年間、原則無料で定期接種を実施することとし、ワクチンの効率的な活用のために、まずは抗体検査を受けていただくこととしたものであります。

国の風しんの追加的対策にかかわるQアンドAは、当初より財源やクーポン券の仕様など詳細が明確ではなく、本市では、改定ごとにその都度、国に対し疑義を投げかけてきたものであります。6月24日に8回目の更新で具体的な取り扱いが示されたところであります。

この改定により、現実的な実施方法が示されたことから、本市のクーポン券を送送するための準備作業に取りかかり、今年度対象者1万4039人の台帳整備やクーポン券の様式等を設定するための青森市総合福祉システムの改修に約2カ月、クーポン券の印刷及び封入封緘作業等に約2カ月、計4カ月の準備期間を必要としたものであります。

これらを経て、本市では、今年度対象の方が不利益にならないよう、クーポン券の有効期限を当初国が示していた令和元年度末ではなく、追加的対策の時限措置期間の令和3年度末とし、10月25日にクーポン券を対象者全員に発送したところであります。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 国の示す基準がおくれたということでした。

それでは、10月25日に発送して、その後現在までのクーポン券の利用率をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 クーポン券の利用率についての再度の御質疑にお答えいたします。

抗体検査及び予防接種を受けていただくための無料クーポン券については、今年度は10月25日に昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性1万4039人に個別通知を行っております。

クーポン券を利用した抗体検査及び予防接種の実施件数につきましては、医療機関等から国民健康保険団体連合会を經由して各自治体が請求を受け取ることから、その把握には約2カ月の期間を要するものであります。10月25日に発送して以降、11月末までの実施分として現在把握できている実施件数は、抗体検査は437件、予防接種は40件となっており、クーポン券の利用率は3.1%となっております。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 3.1%ということで、全国的に見ても、青森県全体で抗体検査を受けた割合が非常に低い状況にあるということも報道されておりましたし、国立感

染症研究所のホームページにもそういう感じで載っているんですけども、このクーポン券の利用率を含め、抗体検査を受ける人たちをふやしていくための市としての独自の取り組みというのは、やはり必要だと思うんですけども、今後の対策について示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 クーポン券の利用率を上げていくための今後の対策についての再度の御質疑にお答えいたします。

クーポン券の対象になった方々については、10月25日に発送したばかりであることから、利用状況を見きわめながら、適宜「広報あおもり」や市ホームページ等を活用し、対象になっている方が忘れることがないように周知を図ってまいりたいと考えております。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 そういう一般的な周知や方法だけだったら、私はふえないんじゃないかなと思って、市として、やっぱり特別な手だて、何らかの方法を考えなくちゃいけないんじゃないかなと思っているんです。例えば、市の職員だったらやっぱり周知しやすいし、勧奨することもできるだろうし、市民と接する機会も多い職種ですから、特別に市の職員の対象者全員受けさせるような手だてだとか、あるいは、働いている人が夜に抗体検査を受けられるような環境を市医師会と相談して、特別にこの期間はやるとか、そういう特別な手だてが私は必要だと思いますので、今後検討していただければと思います。以上でこれは終わります。

次に、青森市PTA連合会について質疑します。

一部の保護者の方、それからPTA役員の方、それから学校の教頭先生などから、青森市PTA連合会の活動について、さまざまな意見、疑義、問い合わせなどが寄せられています。

そこでまず最初に、市教育委員会と青森市PTA連合会の関係についてお知らせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 村川委員の市PTA連合会についての御質疑にお答え申し上げます。

市PTA連合会は、市内の小・中学校64校の単位PTAから構成されており、学校・家庭・地域の相互連携を深め、児童・生徒の健全育成、情報交換、会員研修、教育問題の検討、広報活動及び行政への提言などPTA活動を通じて青森市の発展に努める社会教育関係団体であります。

市教育委員会といたしましては、社会教育法第12条において「国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない」という規定がありますことから、当該団体に対しては、積極的な関与はしていないところであります。

しかしながら、市PTA連合会とは、学校・家庭・地域の相互連携を図るため、小・中学校長会、市教育委員会事務局も合わせた3者による意見交換会を学期ごとに開催しているところであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 意見交換もやっているし、相互連携もしているということでした。市PTA連合会についていろんな声が上がっているんですけども、その中で1点だけお聞きします。

平成30年度の収支決算書によると、市PTA連合会の運営基金から100万円が70周年記念事業会計へ、さらには市PTA連合会の積立金から151万4780円が同じく70周年事業会計に支出されています。その支出された青森市PTA連合会70周年記念式典・記念事業会計収支決算書によると、記念事業と記念誌発行等に183万8293円支出されているんですけども、昨年度行われたこの70周年記念事業の記念誌がまだに発行されていないという事態になっています。市教育委員会はこの事実を把握していたんでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答え申し上げます。

今、村川委員から御発言があった記念誌の発行について状況を把握していたのかということでありますけれども、今回の御通告があるまでは把握しておりません。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 市PTA連合会の特別会計にお金が支出され、そして、その中から約184万円、記念誌も発行されずにお金だけが支払われているということです。しかも、5月8日に行われた監査では、3名いる監事がいずれも適正かつ正確であることを認めますと監査報告に判こを押しているんですね。こうしたずさんな監査が行われているということ、さらには、その監査の中には市内の学校長も1名加わっています。市PTA連合会の中には副会長として、市内の校長先生2名も配置されています。そういう意味では、全く市教育委員会が関係ないというふうには言えないと思うし、責任もあるんじゃないかなというふうに私は思っています。

市PTA連合会のお金というのは、各家庭から出されたPTA会費の一部が市PTA連合会に上納されているわけなんですけれども、こうした保護者から集めた会費を適切に使われていないとしたら、やはり私は非常に問題があると思います。こうしたずさんな会計処理が行われている中で、今、会費を値上げする検討もされているんですけども、この値上げについて、市教育委員会はこの事実を把握しているでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 会費の値上げの事実を承知しているかという

再度の御質疑にお答えいたします。

先ほども申しあげましたけれども、市教育委員会といたしましては、市PTA連合会の活動に対しては積極的な関与をしてきていないところであります。さまざまな取り組みを市PTA連合会の中で検討されていることでもありますけれども、その値上がりについては承知していないところであります。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 私は、やっぱり各家庭からPTA会費等、集めているお金が市PTA連合会に行って、そのお金が使われているということ、さらに、それをまた値上げしようとしているということに関して、市教育委員会が何もしない、見過ごすというのは問題があると思うし、70周年記念誌に約184万円が支払われているにもかかわらず記念誌が発行されていない、こうしたさまざまな取り組みが行われているということを、やはり市教育委員会としてしっかりと受けとめるべきだと私は思います。青森市の校長先生が監査を行っていますし、副会長には校長2名が配置されています。そして、さらにはPTA会費まで値上げしようとしている。私は、市教育委員会として再調査して、この監査のやり直しを求める考えはないか、最後、お聞きしたいと思います。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。

市PTA連合会につきましては、青森市PTA連合会会則というものがありまして、みずからの会則にのっとって活動されているものと存じております。先ほど申しあげましたとおり、社会教育法の規定にありますが、積極的な関与というものは市教育委員会としては考えておりません。しかしながら、市PTA連合会の求めに応じて、例えば専門的技術の支援でありますとか、助言等を含めた協力はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 こういう声が市民から上がっているんだということを、ぜひ市PTA連合会に伝えて、監査のやり直し、あるいは70周年記念誌はどうなっているのか、そしてPTA会費の調査と、それから、記念誌の発行が行われるまでは、やはり会費の値上げもさせないということを市教育委員会として市PTA連合会に伝えていただきたいということを要望して、これは終わります。

次に、教育について質疑します。

一般質問で途中で終わってしまったので、市内中学校の教育問題についてお聞きしたいと思います。

市教育委員会として聞き取り調査をした中学校について、この聞き取りに問題がなかったというのであれば、調査内容を全て——個人名は伏せたとしても、全て公表すべきだと思いますが、市教育委員会の考えを示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 村川委員の教育についての御質疑にお答えいたします。

このたびの調査内容につきましては、当該調査の性質上、公にすることで今後の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがありますことから、公表はできないものと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 じゃあ、この中学校で問題になってきた一連の校長、教頭による行為は問題がなかったという調査結果でよいか、その認識をお尋ねします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり調査内容につきましては、今後の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるということから、公表できないものであります。

ただ、今回——このたびの件ということではなく、一般的な話になりますけれども、現時点で青森市において、例えば全体の奉仕者としてふさわしくない非行や違法行為といった、いわゆる非違行為となる事案については認められていないところであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 議場では信頼関係が損なわれるからという理由に対して、私は誰と誰の信頼関係が損なわれるのかと聞いたら、聞き取りをした人と聞き取りをされた人の信頼関係が損なわれるというふうに答弁しました。それでよいのでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。

信頼関係が損なわれるというものの対象についての再度の御質疑でありますけれども、一般質問においてもお答えいたしましたけれども、質問される側とする側、その双方の信頼関係が損なわれるおそれがあるということでもあります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 だとすれば、この黒塗りの文書を——聞き取りした結果を公表することで信頼関係が損なわれるというのであれば、その中にうその報告がされているから公表できないということで、公表すれば信頼関係が損なわれるから公表できないというふうな認識でよろしいですか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。

今回の調査については聞き取り調査というものでありまして、聞き取り調査をし

た内容——その性質上ですね、聞き取り調査を行ったものが全て公になるということであれば、今後の聞き取り調査、例えば市教育委員会が行う聞き取り調査というものが適正に行えなくなる。いわゆる事実把握をするために聞き取り調査を行うものですけれども、要はその聞き取り調査の内容が全てオープンになってしまうということであれば、正しい聞き取り調査ができなくなる。要は正しい証言を得られなくなるというおそれもありますので、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると申し上げたところであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 それは違うでしょう。正しく行われたのであれば当然公表されるべきだし、その内容が正しく書かれてあるのであれば当然公表する。そのほうが信頼関係を得られるじゃないですか。私はそう思います。

それで10月15日、この中学校へ行って全教職員に聞き取りの内容を職員会議で説明しています。1つは、職員に対して困っていることはないか。2つに、管理職への要望はないか。3つ目に、パワハラを受けたことはないかと説明していますが、これでいいでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。

聞き取り調査の内容につきましては、先ほど来申し上げていましたとおり、調査内容を公にすることにより当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがありますので、申し上げることは差し控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 この内容は、10月15日午後2時から、私に対しても同様の説明がされていることです。隠す問題がないのなら、隠す必要はないのではないかといいうふうに思います。

それでは、一般的な学校内での事象についてお聞きします。まず職員会議について。職員会議は誰が開催するのでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。職員会議は誰が行うのかという趣旨の御質疑だったと思っております。

職員会議につきましては、学校教育法の施行規則に記載されておりまして、校長が主宰するものと定められております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 主宰者が出席しない職員会議というのはあるのでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。主宰者が参加しない会議、職員会議があり得るのかというふうな趣旨の御質疑だと思います。

一般的に、もちろん職員会議というのは校長が主宰しているものでありますので、基本的には校長が出席することが当然必要なことという考えであります。しかしながら、さまざまな事態というか、緊急の事案でありますとか、出席できない事情があった場合には、例えば教頭に指示するなどして、代行して会議が開かれることというのは、一般的にあることだと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 4月4日に校長が主宰した職員会議に学校長は出席していませんでした。今、緊急事案の場合は教頭が開催すると言いましたけれども、4月4日、何の緊急事案があったんでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。

具体的な日付を示しての御質疑でありますけれども、個別事案についてはこの場ではお答えを差し控えたいと思います。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 一般的な場合の緊急事案とは何でしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 村川委員の再度の御質疑にお答えいたします。緊急的に校長が参加できないというのはどういうことがあるのかということであり

ます。それぞれその時々によって事情はさまざまあるところでありますので、ここでそれぞれ述べることはできませんけれども、例えば、緊急に何かしらのところへ出席が重なるとか、その場にいられない事態が発生した場合には、教頭先生にお願いしてやることもあるでしょうし、たまたまあらかじめブッキングしている内容があって、それで校長がいなくても、その職員会議が開催することが可能であれば、やることもありますでしょうし、さまざまな事象が考えられますので、全てをここでお話しすることはできないというふうになっております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 さまざまな事象って、緊急の事案について説明できないってどういうことですか。議会で言えば、議会を招集した議長がいないのと同じようなものだと思います。あり得ません。私も数名の職員に聞きましたけれども、校長が開催しようとした職員会議に、校長が出なかった職員会議はないと。あり得ないという多数の声を聞いています。

この間、この問題を議場でも話ししてきましたけれども、この大事な4月の職員会議に校長がなぜ出席しなかったのか、これまで調査されていると思うんですけども、具体的に何が――何って言わなくてもいいけれども、調査したのかどうか示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の村川委員の御質疑にお答えいたします。

委員が今、御紹介した内容について調査したのかということでもありますけれども、個別個々については具体的にお答えを差し控えたいと思いますけれども、さまざまな情報、さまざまな御指摘があります。学校に対してのさまざまな事象について報告がありまして、こちら側で必要とあれば当然調査に入りますし、必要とあれば面談するなり、相談を受けるなりということの対応をしております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 このとき、なぜ校長が出席しないのか、その理由も説明されませんでしたし、こういう一つ一つの積み重ねた行為で職員との信頼関係がどんどん損なわれていっているわけです。

じゃあ、一般的な場合で聞くんですけども、職員会議の際に、職員は発言してはならない、この学校はトップダウンでいくんだという発言は、パワハラに当たるとはと思いますが、一般的な場合で市教育委員会はどのような認識を持っているのか答えてください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。

職員会議で発言をしてはならないというような趣旨のことだったかと思いますが、基本的には、もちろん先ほど申し上げましたとおり、校長が主宰して行われる会議ということでもありますけれども、校長がさまざまな事柄を判断する際には、教職員の意見を聞くなどという対応は当然のことと考えております。ただ、パワハラに当たるか当たらないかということでもありますけれども、パワハラにはさまざまな行為が掲げられておりますけれども、パワーハラスメントに該当するかどうかということにつきましては、その言語の、例えば継続性でありますとか、原因、状況を踏まえて、個々に判断すべきものというふうに考えておりまして、一つ一つの事例が直ちにパワーハラスメントに該当するというものではないというふうに考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 それでは一般的な場合、校長が教員に、あなたは時間外勤務が多すぎる、減らしなさいと言った場合、そして、職員が、自分はもうこれ以上自分の力で減らすのは難しいと言って校長に相談したら、それは何とかしなさい、自分

で何とかしなさいとはねのけました。私は、これは時短ハラスメントに当たるとい
うふうに思いますけれども、市教育委員会はどのように認識していますか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。

時間外勤務に係るやりとりについて、パワーハラスメントに当たるかどうかとい
う御質疑だったと思いますけれども、今そのやりとりについてお話しいただきまし
たけれども、さまざまな状況とか、先ほど申し上げましたような継続性だとか、事
情とかを勘案しなければ、直ちにその一つ一つの行為がパワーハラスメントと認め
られるのがいいのかどうかは判断できかねますので、今の村川委員の御紹介した件
について、パワーハラスメントに当たるかどうかということは、ただいま答えるこ
とは難しいものと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 議場でも、疲弊性鬱と診断された先生がいるというふうに明ら
かにしました。健康管理について、その後——一般的な場合、そういう先生がいた
場合、健康管理についてやはり声をかけたり、あるいは事情を聞き取ったりという
こともない場合、私はやはり校長の職務怠慢、あるいは安全管理義務違反に当たる
のではないかと思いますけれども、市教育委員会の認識を示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の村川委員の御質疑にお答えいたします。

教職員の職場の働く環境というか、そちらについては当然管理者である校長がそ
の任に当たるべきものと考えておりますけれども、ただいま委員から紹介ありまし
た事案については、パワーハラスメント等に該当するかどうかについては、この時
点で判断することは難しいものと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 県教育委員会のホームページでパワハラ定義を示している
んですけども、その判断の基準の一つに、「相手がどのように受け止めているか
ではなく、多くの人々が一般的にはどう受け止めるかという視点で判断することが必
要です」と書かれています。

私がこの問題を公にしたとき、これはパワハラだと、これはジタハラだと、
多くの方がパワハラ、ジタハラということをおっしゃっていました。この判断基準
に照らせば、私は当然パワハラ、ジタハラが行われていたということが言えると思
います。

これら一連の問題、11月29日県議会の一般質問で、ここでは校名も明らかにして
います。さらに、12月5日の県議会の文教公安委員会でもこの問題が取り上げられ
ています。11月20日地元紙、さらには、朝日新聞にもこの問題が取り上げられてい

ます。そして県教育委員会は、服務監督責任は市教育委員会にあるということも明言しました。

これら一連の問題点を私は述べたいと思います。まず1つに、パワハラの定義です。ある教員からパワハラについて質問され、県教育委員会のパワハラの定義と大きく矛盾することを平気で言い、そもそも市教育委員会が認識するパワハラ自体が大きく実態とかけ離れているということ。

2つ目に、1回目の聞き取りの後、特定の教員だけ2回目の聞き取りが行われました。管理職への要望を伝え、具体的な改善策を示すのではなく、改善するという回答のみで納得を求めてきました。いじめで言えば、いじめた側にいじめはもうしませんよねと質問し、いじめはもうしませんという発言で納得しろと言っているようなものと同じです。市教育委員会の聞き取り能力もなければ、問題解決能力に疑義が生じています。

3つ目に、面談の際、ある教員は、出勤管理エクセルデータの改ざん、それから修学旅行のデータの改ざんの話もしました。それに対する回答も一切行われていません。

4つ目に、急な面談の設定によって教育活動に大きな支障が出ています。管理職という、そして市教育委員会という優位な職務上の立場を利用した事実上の拘束は非違行為に当たると考えられます。

5点目に、新たな時短ハラスメント行為、今言ったジタハラではないです。違うものです。それから、多忙化解消委員会設置についても、市教育委員会には開催しているという虚偽の報告をしている問題などなど、挙げれば切りがありません。

これでも市教育委員会は問題がなかったと言えるでしょうか。この中学校の一連の問題が解決したと言えるでしょうか。面談を行って全て解決したと言っているのでしょうか。そして、議場でも示しましたけれども、公文書の開示を隠蔽し事実を明らかにしようとしないう市教育委員会。これ以上何を言っても信頼できない、こうした声が今、市内の教職員の中に広がっています。

これは1つの学校で起こっていることかも知れませんが、問題の根底は、青森市の教育全体の問題が問われていることです。数人の教員が体重を数十キログラムも落とすほど疲弊し、1人は疲弊性鬱と診断されているにもかかわらず、管理職による不適切な行為がおさまらず、それを解決すべき市教育委員会が何の解決策も示さず、なかったことにしようとしています。

仮にこの教員が命を落とすようなことになったら、市教育委員会の責任は問われるということは明らかです。そうなる前に管理職として、不適格な校長、教頭に対し適切な指導、あるいは何らかの具体的な措置が今求められているんです。例えば、指導主事を来年3月まで派遣し、校長、教頭への指導・助言に入るなど、具体的な対策が今求められているということです。

時間もないので終わりますけれども、教員の皆さんがパワハラを受けたときに相

談する相談窓口は市教育委員会となっています。今、市教育委員会にパワハラの問題を相談しても隠蔽される、何も解決できない。そういう声、そういう思いが教員の中に大きく広がっています。一日も早くこの学校が正常に運営されることを訴えて、私の質疑を終わります。

○渡部伸広委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時20分からといたします。

午後0時17分休憩

午後1時20分再開

○渡部伸広委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、秋村光男委員。

○秋村光男委員 市民クラブの秋村光男でございます。

質疑の前に一言申し上げたいと思います。

きのうまで、スペインのマドリードでCOP25が開催されておりましたけれども、その中で、日本がまた化石賞受賞という、この大変めでたくない事態が発生しております。日本というのは、気象に対して余り関心ないのかなと。CO₂の排出についても余り議論になることもないのかなと思っていますけれども、やはり地球がだんだん人間が住みにくくなっているというのは、世界中どこへ行っても言われることでもあります。ぜひ日本もCO₂の削減に関しては、もう少し積極的になってもいいのではないかと私は思っています。

気候とは特別関係ありませんけれども、陸奥湾の汚染防止について質疑したいというふうに思います。

特別会計の補正予算、1款下水道事業費の中の2項下水道建設費であります。青森市は戦後早い時期から環境汚染を防止するという、陸奥湾の水質をしっかりと守っていこうということから、公共下水道工事が早目に進められてきたという認識を私は持っています。そのことによりまして今、日本でも青森市は普及率が非常に高いという評判のよい地域でありますけれども、現在、青森市の西部地区と東部地区では公共下水道の普及率はどのくらいになっているのかお伺いをしたいと思います。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 秋村委員からの公共下水道の普及率についての御質疑にお答えいたします。

本市は陸奥湾などの豊かな自然環境を有しており、この環境を守り育み、快適な

生活環境をつくり上げるまちづくりを目指し、これまで生活環境の改善や陸奥湾の水質保全のため、公共下水道の整備を……

○渡部伸広委員長 委員は静粛に。

○八戸認環境部長 進めてきたところであります。本市青森地区の公共下水道事業は、処理区をおおむね青森駅を境に東西に大別しており、東部地区の八重田処理区につきましては、昭和27年度に事業着手し、平成30年度末時点での公共下水道普及率は87.8%。一方で、西部地区の新田処理区につきましては、昭和57年度に事業着手し、平成30年度末での普及率につきましては69.8%となっておりまして、八重田処理区及び新田処理区を合わせた青森地区全体の平成30年度末での普及率は81.6%となっているものであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。

今御答弁いただきましたように、東部と西部では20%弱の差があるということがあります。全体としては80%を超える普及率ということですので、非常に高いと思いますけれども、この20%弱の差があるということは、やっぱり市民としてみれば、公平感からいくともう少し縮まってもいいのじゃないかなという感じもあるんですが、ただ、やっぱりスタートが東部地区は早かったものですから、当然その分、普及率も拡大するというふうにはなろうと思いますけれども、現在、西部地区の今後の普及率の向上に向けた取り組みはどのようになっているのかお伺いします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 普及率向上に向けた取り組みについての再度の御質疑にお答えいたします。

下水道整備に当たりましては、普及促進を図るために事業の計画決定を行い、県の事業認可を受け、国に提出した社会資本総合整備計画に位置づけております矢田地区、三本木地区、妙見地区、新城平岡地区及び新城山田地区の5地区において、現在、交付金を活用しながら重点的な管渠整備を実施しているところであります。

管渠整備につきましては、国などの財政状況にも大きく左右されるほか、整備には多くの費用と相応の期間を要することから、今後も限られた財源の中で市内全体の整備状況を考慮し、普及率向上に向け順次整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 今、答弁にありましたように、多くの費用と相応の期間を要すると。今後も限られた財源の中で市内全体の整備状況を考慮するという答弁しか出てこないのかもしれませんが、大分かかるなと私は認識しております。

例えば、現在の新城の計画区域を見てみますと、既に浄化槽を設置しているところ

るもあります。公共下水道といってもなかなか来ないだろうということで、公共下水道に頼らないで浄化槽を入れちゃうというところも何軒かあるんですけども、では、その公共下水道が入っていないところに浄化槽を設置しているところと設置していないところが出てくるわけですが、その設置していないところは現状どういう状態になっていることになるんですか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。

下水道が入っていないところでありますけれども、現状といたしましては、浄化槽を設置しているか、またはくみ取りの状況であります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 やっぱり公共下水道ということだけの選択よりも、いわゆる水洗化という目標に向けて進めたほうが現実的じゃないかと私は思うんですよ。水洗化です。それはもちろん公共下水道もありましょうし、別の方法もあるということからいくと——水洗化だけを目指にすると、さっき答弁されたような形になります。これは地域の方もわかるんですよ。わかるんですけども、そうすると、今、環境部長が答弁されたように、結局浄化槽かそうでないところに分かれて、くみ取り式になると、生活雑排水についてはそのままやっぱり陸奥湾に流れていってしまうことになるんですよ。これではせっかくスタートしたときに、やっぱり、環境衛生の問題と陸奥湾の浄化——陸奥湾を汚さない。私たち青森市民は陸奥湾から相当の恩恵を受けているわけですので、何とかして陸奥湾を汚さないようにということで公共下水道を入れたわけですけども、なかなか進まないということも考えると、まずは水洗化ということを目指にして進めるべきだと私は考えております。

それから、下水道に接続されていない家屋といいますが、この家屋に対して、いろんな啓発活動はしているのでしょうかけれども、現実にはどういう対応をしているのかお伺いします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 下水道未接続家屋への啓発等に関する再度の御質疑にお答えいたします。

公共下水道への接続につきましては、下水道法によりまして、公共下水道の供用開始後、土地の所有者、使用者または占有者は、遅滞なく、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置することが義務づけられているところであります。

本市の公共下水道の接続率につきましては、平成30年度末で88.55%と年々増加してきているところでありますが、接続されていない主な理由といたしましては、家屋の老朽化により今後の建てかえに合わせて接続を検討しているといった理由、また、現在使用している合併浄化槽からすぐに下水道に切りかえることが困難である

といった理由が挙げられているところであります。

そのため、本市におきましては、下水道法の趣旨や下水道の必要性について御理解していただくための啓発活動といたしまして、未接続家屋に対する戸別訪問の実施や、「広報あおもり」あるいは市のホームページなどを通じた下水道への接続について働きかけを行っておりますほか、接続する場合の工事資金を金融機関から無利子で借りられる融資あっせん制度を実施しているものであります。

下水道は、生活環境の改善や公共用水域の水質保全といった重要な役割を担っておりますが、下水道が整備されても利用されなければその役割を果たすことができないことから、引き続き、未接続家屋等に対する啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 私も新城山田の現場といいますか、地域を見てきました。県道234号線、今、拡幅工事をやっています。同時に、主管といいますか、大きい管を県と一緒にやってやっています。その工事が終われば今度、支管に入っていくと思うんですよね。この支管が新城山田に通っている——まあ市道でしょうね。あの市道全てに支管が入るような計画になっているんですよ。そうすると相当な距離になります。それがどのくらいの期間でできるのかということ、その支管の距離とそれから年間の予算でどのくらい工事が進めるかということによって、20年かかるか30年かかるかというのはすぐ計算できるんですけども、やっぱり、市としても、計画があるけれどもなかなか進んでいかないということに対しては、住んでいる方々も何とか早くやってくれ、進めてくれという要望は非常に強くなると思うんですよね。せっかく支管を通してそれにつながらない、つなげないということもあるんですけども、これは例えば今、御答弁いただきましたように浄化槽がもう既に入っているんだという中で、これを公共下水道の支管につないでくれということも言えないだろうし、ただ法律で決まっているんだからやれということも実際言いにくいという部分もあるわけですね。そういう点からいきますと、もっともっと下水道につなぐ場合であっても、先ほどの答弁にあったように、工事資金を金融機関から無利子で借りられるような融資制度を実施しているとは言うものの、市側の何かの形での補助というのにも必要になってくるんじゃないかと私は思うんです。ぜひともその辺も検討いただきたいし、それから、先ほどから申し上げているように、公共下水道だけじゃなくて、いわゆる水洗化という立場でこの事業を進めていただきたいということをお願いして、この項は終わります。

次に、これは補正予算の土木費の中の都市計画費に関連してであります。

青森駅周辺整備の進捗状況についてちょっとお伺いしたいと思います。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大楠寛之都市整備部長 秋村委員からの青森駅周辺整備の進捗状況についての

お尋ねにお答えいたします。

青森駅自由通路の整備につきましては、昨年7月18日に鉄道事業者である青森県及びJR東日本と青森駅自由通路整備等に関する工事の施行協定を締結し、昨年度は、青森駅前駐車場及び青森駅前自転車等駐車場の機能移転を行うとともに、鉄道警察隊事務所の移転を順次進め、工事用の作業スペースを準備したところでございます。今年度は、荷物搬送用通路の撤去及び基礎工事を実施したところであり、現在は自由通路の鉄骨組み立て及び架設工事などを行っているところでございます。

今後は、引き続き自由通路等の鉄骨組み立て及び架設工事を行うとともに、内外装及び設備工事などを行う予定としており、自由通路は令和2年度末の供用開始を目指しております。また、自由通路供用後の令和3年度には現在の駅舎を撤去するとともに、西口駅前広場の工事に着手する予定であり、西口駅前広場は令和4年度末の完成を目指しているところであります。

○渡部伸広委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。

私がちょっと気にしているのは、青森駅周辺整備推進事業の中に都市機能という項目があったはずですが、この都市機能というのは、JR東日本側と青森市側とでちょっと意見が合致しないところがあったものですから、自由通路と駅舎と西口駅前広場を先に進めようということで今進んでいるんですけども、この都市機能の設置については計画に変更はありますか、それとも昔のままの計画でしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

青森駅周辺のまちづくりに関しましては、平成30年6月に本市、青森県、青森商工会議所、JR東日本の4者が相互に連携協力し、青森駅周辺のまちづくりに関する取り組みを推進することを目的とした青森駅周辺のまちづくりに関する連携協定を締結したところであります。青森駅舎の跡地につきましては、連携協定におきまして、JR東日本が青森駅周辺における自社用地を活用した事業の実現に向けた取り組みを推進することとされております。現在は、青森駅周辺の状況や取り組みについての情報共有や意見交換を行っているところであり、魅力あるまちづくりの実現に向け4者で連携して取り組んでいるところであります。

○渡部伸広委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 もう1回確認します。この都市機能の部分の計画に変わりはあるかどうか、そこだけ答弁願います。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

駅舎の跡地につきましては連携協定にも記載がありますので、こちらは引き続き進めていくものと考えておりますが、基本計画の策定後、周辺の状況の変化などもありますので、そういった状況は当然ながら踏まえながら検討するものと考えてお

ります。

○渡部伸広委員長 秋村委員に申し上げます。市民クラブ会派の持ち時間が経過いたしましたので、これをもって終了させていただきます。

〔秋村光男委員「ありがとうございました」と呼ぶ〕

○渡部伸広委員長 次に、中村節雄委員。

○中村節雄委員 自民・志政会の中村節雄です。

一般会計8款土木費2項道路橋梁費3目道路新設改良費の中の、融・流雪溝についてお尋ねをいたします。

篠田地区の融・流雪溝の現在までの進捗状況と今後の整備スケジュールの予定をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 中村節雄委員からの篠田地区融流雪溝整備事業のスケジュールについての御質疑にお答えいたします。

市では、平成28年度に策定した青森市雪対策基本計画におきまして、雪に強く住みよいまちづくりを推進するための取り組みの一つとして、流・融雪溝の整備を推進することとしております。流・融雪溝の整備に当たりましては、1つに、十分な水源が確保できること。2つに、地表勾配や流末が確保できること。3つに、地域が自主的に管理組合を組織し、整備後は費用負担を含む管理・運営を行うことを条件としており、これまでに、同計画におきまして青森地区における流・融雪溝整備可能地区として選定した15地区のうち、7地区の整備が完了しております。

これまで青森地区では、流・融雪溝の整備は1地区ごとに進めてまいりましたが、平成30年度からは2地区並行して整備を進めることとし、現在整備中の佃地区に加え、篠田地区の調査にも着手したところであります。

お尋ねの篠田地区では、昨年度におきましては、取水箇所の検討や概略での整備路線の調査を行ったところでありまして、今年度は整備に向けた測量を6月から実施しており、来年3月までには完了する予定であります。また、去る12月10日には、篠田地区内の関係する町会長等を対象に、融流雪溝整備事業の概要等について説明会を開催したところであります。

篠田地区の来年度以降のスケジュールにつきましては、測量成果等を踏まえ、整備に向けた検討を進めてまいります。

○渡部伸広委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 答弁ありがとうございました。

6月17日に入札があつて、篠田地区融流雪溝測量業務委託ということで、今年度3月20日までの工期で現在測量をしているかと思っております。その測量結果が出た後、設計に入り順次整備に向かっていくかと思っておりますけれども、この融・流雪溝というのは補助事業でありますので、いかに補助金が来るかという部分も整備の進捗状況にかかわってくるかと思っております。管理組合等をつくりながらやっていくということ

で、12月10日には町会長等に説明会を行ったということでもあります。

現在、もう整備されているところがあるのですが、実は私は大野地区のほうの住民から、融・流雪溝が整備されてもう30年ぐらいになると思うんだけど一度も使ったことがないというお話を伺いました。そこは何かいろんなのがあって、管理組合、水利組合、そういう部分があって、何箇所にも分けてやっているらしいのですが、ぜひともそこが使えるようにということなんですが、実は長くになると町会長も変わったり、これから管理組合をつくるようになってもどういうふうにしてつくったらいいのかという部分だとか、水利組合のほうでももう水量のほうをほかに回してやっていて、そこには回してやれないのかもしれないし、さまざまな部分で苦労しているという話を聞きました。やはり多額の補助金を使いながらせっかく整備した融・流雪溝ですから、有効活用できるように、できれば市の職員もこちらのほうの利用されていないところは、ぜひ利用できるようにアドバイスやら相談に乗っていただければと思います。

それから、質疑はそれで終わりなんですが、先ほど村川委員の話をちょっと聞いたところでいくと、前回のときに私、市PTA連合会のねぶたに関して話をいたしました。きちんとした内部監査やら、そういうものをしていかないと教育委員会としてもだめなのではないかという中では——なかなか市PTA連合会とのかかわりというのは、先ほど聞いていた中では、市PTA連合会のねぶたに関しては補助を出しているわけですから、そういう部分のところは、まだ来年度に向けてもうやめるとか何とかという判断は、今でもできます。それで、ねぶたの申し込みは、たしか来年の1月、2月ぐらいまで大型ねぶたの申し込みというのは間に合うかと思いますが、その辺も含めながら、市PTA連合会へのかかわりという部分は、そういう補助を出している事業もありますので、もう少しきちんとしたかかわりを持っていただくことを要望いたしまして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○渡部伸広委員長 次に、藤原浩平委員。

○藤原浩平委員 日本共産党の藤原浩平です。

最初の質疑は、学校のトイレの改修事業についてお尋ねをいたします。

ことしの夏、原別小学校の前を通ったところ、学校のトイレの改修事業が行われるという大きな看板を拝見いたしまして、これまでも何度か学校のトイレを洋式化するようにと質疑してきたところですが、ようやく動き出してよかったなという思いであります。今は、暮らしの様式も変わって、和式ではしゃがめない子どももいるという話も出てきたりしている様子ですので、この事業は大いに進めていく必要があると思っています。

お尋ねしますが、学校のトイレの洋式化改修について、今年度の取り組み状況と今後の計画について示していただきたい。よろしくお願いします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 藤原委員の学校のトイレの改修事業についての御質疑にお答えいたします。

学校のトイレにつきましては、生活スタイルの変化に伴い、洋式化のニーズが高まっていることから、子どもたちが快適な学校生活を送ることができるよう、既存の老朽化した学校トイレについて洋式化を中心とした改修を行い、トイレの環境改善を図ることとしたところであります。

本年度、トイレの洋式化改修を実施する学校につきましては、小学校が、浦町小学校、千刈小学校、油川小学校、原別小学校、浜田小学校、幸畑小学校、大野小学校、筒井南小学校、浪岡南小学校、浪岡北小学校の10校となっております。中学校が、古川中学校、沖館中学校、油川中学校、筒井中学校、横内中学校、戸山中学校、北中学校、三内中学校の8校の計18校となっております。

学校トイレの洋式化改修は、子どもたちが学校内で1日の大半を過ごす普通教室に近いトイレを中心に行うこととしており、工事の内容といたしましては、既存の便器を和式から洋式化するだけでなく、トイレブースの拡張や床等の内装の改修など、各学校のトイレの老朽化の状況に応じて必要な改修を行うこととしております。工事は7月から順次着工しており、現時点で小学校3校、中学校5校、計8校の工事が終わっております。また、残る10校につきましても年度内に使用可能となる予定となっております。

学校トイレの洋式化改修につきましては、今後も計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 今、小学校・中学校の改修工事に入る学校を教えてくださいましたが、ここで洋式化されるトイレの数というのはどれくらいになるのか、また、この後残っている数というのもわかっていたら教えてください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。

実際改修する数、そして残っている数ということでもありますけれども、具体的な個数につきましては、ちょっと今、手元にありませんが、今回の改修で、洋式化することによって、青森市につきましては、平成28年度で26.2%でありましたけれども、これが44.2%になるということになっております。要は、大きくふえるんですけども、先ほど申し上げましたとおり、全てのトイレを洋式化するわけではありません。一部和式が残ることになりますので、現在の18校を工事することによって、大体44.2%程度の洋式化率になるということになります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 児童・生徒の使うトイレの洋式化ということですが、教職

員のトイレの改修のほうはあわせて進められているのでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。

教職員等のトイレについての改修状況でありますけれども、教職員のトイレにつきましても、教職員の使用に加えて保護者の方や来客者が使用することを考慮いたしまして、基本的には洋式化改修することとしております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 今後の問題ですけれども、御答弁では今後の計画について具体的に答弁がありませんでしたけれども、来年度以降、どういうふうにこの事業を進めていこうと考えているのかお知らせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。

来年度以降の具体的な取り組み状況ということではありますが、先ほども申し上げましたとおり、引き続き必要な事業として教育委員会としては取り組んでまいりたいと考えておりますけれども、改修に当たりましては、もちろん先立つ物も必要でありますし、学校施設はさまざまな改修需要を抱えておりますので、改築事業での学校施設整備全体の進捗状況も踏まえながら、そういう意味では予算の平準化等も考慮しながら進めてまいりたいと考えております。ただ、いずれにいたしましても、計画的に取り組んでまいりたいということでもあります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 具体的には今示せないというところなんでしょうけれども、今年度でも進んで、44.2%が改修されることになるということですので、ぜひこの事業をもっと積極的に進めていただきたいということを要望して、この項は終わりたいと思います。

次に、東部市民センターの椅子式階段昇降機の設置についてお尋ねしたいと思います。

前にも質疑したことがありますけれども、やっぱりどんどん高齢化が進んでくることによって、東部市民センターは、原別にありますけれども、ここの利用者も高齢化が、高齢者が多くなってきているところです。この東部市民センターは、2階に畳の大きな部屋もありますし、椅子、テーブルの会議室も2階にあります。東部市民センターまつりなどをやりますと地域の皆さんがつくった作品の展示などは2階のほうでやったりもするんですよね。ところが、ここにももちろんエレベーターはついておりません。階段しかありません。2階まで上がっていくのに非常に苦労すると。最初から、2階に行くんだったら行かないというぐらいの人もいるという様子になっています。

そこで、この階段を自在に上りおりできるように、ここの議会の階段のところにもあるような椅子式の階段昇降機をぜひ設置していただきたいと思いますが、考えを示していただきたい。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 藤原委員の東部市民センターへの椅子式階段昇降機の設置についての御質疑にお答えいたします。

東部市民センターにつきましては、昭和59年に竣工した鉄筋コンクリートづくりの2階建ての建物でありまして、椅子式の階段昇降機は設置しておりませんが、高齢者等に配慮して、階段に手すり等を設置しているという状況であります。

教育委員会といたしましては、平成29年第4回定例会予算特別委員会において藤原委員から御質疑いただいたとおり、レールを床に固定する手法であれば技術的には可能であると考えているところではありますが、各市民センターから施設の修繕または改修等の要望が多く出されている状況下にありますことから、利用者のニーズと、あと費用対効果を考慮した上で、限りある財源の中で、優先度を見きわめながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 費用対効果と言いますが、お金で効果ははかれないようなものだと私は思います。また、東部市民センターや戸山の市民センター、そして横内や大野だとかの部分は、たしか工藤正市長のときあたりにつくったものだというふうに思います。最近、そのほかにある市民センターはみんなエレベーターもついてますし、設備的にも段違いなんですよ。ですから、その地域的な格差がやっぱりどこかでしっかり解消されていくというか、それなりに市としての手当てがされていくことが非常に大事なことだと思います。そういう意味で、ぜひとも東部市民センターへの椅子式階段昇降機の設置について、引き続きやる方向で御検討いただければと思いますので、どうぞよろしく願いして、よろしいですか。この項は終わります。

次に、防災に関連してお聞きをいたします。1つは、防災カルテについてお尋ねしたいと思います。

ここに防災カルテというものがあります。これは、市役所のホームページから落としたものですけれども、東日本大震災を受けて、国や県の動向を踏まえて、より詳細に本市の状況を反映した被害予測を行う必要があるということで、平成26年度より青森市全域を対象とする被害想定調査を実施して、市の地域防災計画を初めとする各種防災施策への反映のための基礎資料として活用していきたいということで、この防災カルテがつけられたというふうにかかれていています。それで、各小学校区ごとの地域の地図も、それから配置されている——民間も含めてですけれども——施設の様子、消防団の屯所があるとかないとか、さまざまなことなどが地図

にも落とされていて、防災上の診断も、防災の課題も紹介されているものです。

これを見ると、1つは、これは地域の人たちがごらんになれば自分たちの地域がどういうふうになっていて、防災上どんなことを考えればいいのかということに大いに参考になるものとしていいものをつくられたなどは思っているんですが、例えば地図の問題でも平成26年の調査をもとにしてつくられたものでありますので、例えば青森商業高校がもう場所を移ってしまっていてなくなっているとか、それから原別の消防の分署も移転しているとか、さまざま地図上の問題でも現実に合わないようなものも出ているのではないかと思います。

そして、この防災カルテの中に情報の更新について問いが書かれていて、「防災カルテは何年ごとに情報を更新するのですか？」ということが書かれてあるわけですが、「防災カルテの内容についても、その都度、更新していきたいと考えています」という記述もあるものですからお聞きするわけですが、この防災カルテは何年ごとにといいか、更新時期について、今度いつごろ更新すると考えているのかお答えをお願いします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 藤原委員からの防災カルテの更新時期についての御質疑にお答えいたします。

本市では、東日本大震災以降、国において防災基本計画の見直しを行い、基本的な考え方として、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定し、対策を推進するとしたことや、青森県において、平成25年度青森県地震・津波被害想定調査を実施したことを踏まえ、より詳細に本市の被害予測を行うため、平成26年度から平成27年度にかけて、青森市災害被害想定調査を実施したところであります。

この調査の成果の一つとして、地区別防災カルテを作成いたしました。地区別防災カルテは、小学校区を基本単位として市内を47地区に区分し、調査の結果の概要をまとめたものであります。本カルテは、それぞれの地区の1枚目に被害予測の結果とともに、各地区の人口や建物数、避難所などの防災関連施設等の分布などの情報をまとめており、2枚目以降は、各地区の避難所などの防災関連施設に関する情報のほか、津波や洪水の浸水想定区域や土砂災害に関する警戒区域など、災害危険箇所に関する情報を地図上に示しているものであります。また、市民の皆様の本カルテを活用していただけるよう、使用に当たっての注意事項やQアンドAなどをまとめた、防災カルテの使い方も作成しております。

防災カルテにつきましては、市ホームページで公開しているほか、防災講話や防災訓練を初めとするさまざまな機会を活用し、市民の皆様の防災に関する知識の普及に努めているところであります。また、家庭や職場、さらには、町会や町内会で構成される自主防災組織などにおきまして、それぞれが防災について話し合う機会を設け、必要とする情報を本カルテの地図やメモ欄へ書き込むなど、さまざまな場面で活用していただきたいと考えております。

なお、防災カルテの更新につきましては、現在、県による新たな洪水浸水想定区域の指定や、高潮による浸水想定区域の検討が行われておりますことから、これを踏まえて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 更新の時期についてはまだ明らかになってはいないわけですが、例えばこの防災カルテをもとに、災害から守るための自助や共助の参考にしてほしいというようなことも書かれているわけですが、例えばこれは久栗坂の防災カルテの防災上の課題ですが、「物資集積場までの距離が遠く、道路の疎通性が悪いため交通・輸送の困難度が高い。また、避難所が少ないため避難困難度についても高くなっている」という記述があるんですが、そうすればどうすればいいんだというところについては書かれていないわけですよね。状況についての診断をしたというぐらいのものになっていると思うんです。

ここの久栗坂の場合は旧浅虫中学校の校舎を避難所として使えと。それから、敬仁会病院のところに福祉施設があるんですが、その2つが避難所となっているわけですが、集落から離れているというか、坂を上っていかなければ行けないところがその福祉施設で、旧浅虫中学校のほうは大分集落から離れた奥のほうにあるわけですね。そこのところに避難していくというときに、何か事があって避難所を開設する際に、短時間で避難所を開設するための手だてというか——鍵がかかっているわけで、ふだん人がいないわけです。ですから、そういうことについて何か手だてを考えているのかどうかお答えをください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 藤原委員からの再度の御質疑にお答えいたします。避難所の開設についてという御質疑であります。

本市では、青森市地域防災計画に基づきまして、災害が発生し、またはそのおそれがある場合において、避難勧告等を発令したときは、災害の規模、状況等に応じて指定避難所を選定し、開設することとしております。指定避難所を選定した際には、直ちに職員を配置することとしており、当該職員が避難所に駆けつけるとともに、避難所の施設管理者に連絡し、職員と施設管理者が施設の安全確認と、電気、水道、ガス等のライフラインやトイレ、通信設備等を確認した上で避難者を受け入れることとしております。

なお、学校の防災倉庫につきましては、市が管理している防災資機材等を保管しており、安全性の確認や在庫管理の観点から、開錠は市職員が行うこととしておりますが、市職員が対応できない場合に備えて、学校や市民センター等の施設管理者である学校長、センター長等においても鍵を保管しているところであります。

本年発生した台風第19号は、日本各地に甚大な被害をもたらしましたが、マスコミ報道や、本市から支援のため被災地へ派遣した職員からの報告により、とりわけ

宮城県角田市におきましては、避難所運営の初動が円滑に行われたことにより、派遣職員間での情報共有が的確に行われておりましたことから、発災時の初動対応が重要であると認識したところであります。

このため、発災時の初動対応につきまして、本市では指定避難所を選定して直ちに職員を配置することとしておりますが、避難者の安全確保のため、より迅速に職員が参集できるよう、現在配置の見直しを進めていくこととしております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 藤原委員に申し上げます。日本共産党会派の持ち時間が経過をいたしましたので、これをもって終了させていただきます。

〔藤原浩平委員「ありがとうございました」と呼ぶ〕

○渡部伸広委員長 以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案の採決方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、議案第146号「令和元年度青森市一般会計補正予算」から議案第162号「令和元年度青森市金浜財産区特別会計補正予算」までの計17件を一括してお諮りしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は以上のおりと決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決いたしたいと思っております。

それでは、本委員会に付託されました議案第146号「令和元年度青森市一般会計補正予算」から議案第162号「令和元年度青森市金浜財産区特別会計補正予算」までの計17件についてお諮りいたします。

議案第146号から議案第162号までの計17件については、原案のおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 山脇智委員、何号に異議がありますか。

○山脇智委員 議案第146号、議案第147号に異議があります。

○渡部伸広委員長 ほかに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 それでは、ただいま御異議のありました議案第146号及び議案第147号の計2件については、反対が明確な議案でありますので、一括採決いたします。

議案第146号及び議案第147号の計2件については、原案のおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡部伸広委員長 起立多数であります。

よって、議案第146号及び議案第147号の計2件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第146号及び議案第147号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第146号及び議案第147号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

委員の皆様には、2日間にわたり終始熱心に御審議いただきまして、ありがとうございました。

また、理事者の皆様には、誠意ある御答弁をいただき、本当にお疲れさまでございました。

それでは、以上をもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

午後2時9分閉会